

三井財閥における石炭業の発展構造

—日本産業革命期を中心として—

春　日　　豊

はじめに

- 一 三井鉱山の石炭業—生産部門—
 - 1 資本投資
 - 2 採炭機構の発展—三池炭礦の場合—
 - 3 三池製作所の発展
 - 4 石炭業拡大の特質と蓄積
-
- 二 三井物産の石炭販売—流通・販売部門—
 - 1 石炭取扱い方法の変遷
 - 2 取扱い石炭の流通機構
 - 3 取扱い石炭の市場構造
 - 4 三井物産における石炭取扱いの位置
-
- 三 石炭業の独占化と三井財閥—むすびにかえて—

はじめに

明治政府の払下げによつて三池炭礦を入手した三井は、該炭礦を中心として一八九二年（明治二十五）三井鉱山合資会社を設立する（翌年合名会社に改組）。その設立は、一八九〇年にはじまる三井の家政改革の一環である事業の整理・統合の所産であった。三井鉱山の設立によつて、従来三井物産や三井大元方などが所有し經營していた諸鉱山は、すべて三井鉱山の所有となり、その管轄下に入った。三井鉱山設立後には、欠損ないし低収益を続けていた硫黄山、銅山などの諸鉱山は、次々と売却ないし廃止されていく。代つて三池炭礦を中心とする石炭業への進出が押し進められ、石炭業

は日本資本主義確立期における三井鉱山の最大の蓄積基盤となるのみならず、三井物産の最大の蓄積基盤ともなつていいのである。

本稿は、三池炭礦の拠下げるから日露戦後に至る、かかる三井財閥における石炭業の発展過程と資本蓄積様式の諸特質を、生産と流通・販売の諸側面から考察することを課題とする。

これまで三井財閥における石炭業の分析については、隅谷三喜男氏や橋本哲哉氏の三池炭礦の分析、加藤幸三郎氏や松元宏氏らによる三井物産の石炭取扱いの分析などがある。先駆のこれらの業績を踏まえたうえで、なおかつ問題は残されている。というのは、右記の諸氏の論稿では、三井財閥における石炭業総体の展開過程が必ずしも明らかでないからである。隅谷氏や橋本氏は、その問題意識（賃労働なし労働問題からの視角）から、三池炭礦の労務管理や労働力の質の問題に視角が絞られざるを得ず、資本蓄積に関する言及はあっても具体的・実証的な分析はおこなわれていない（橋本氏の場合、日本石炭業における産業資本としての確立はいつかという課題を設定しているが、その根底にある問題意識は、その確立に伴う労働力の性格の変化の追求にある）。他方、松元氏の場合には、三井物産の取扱い商品の一つとして石炭を採りあげている関係上、石炭業の生産分析は対象からはずされている。また加藤氏の場合には論理の組立て方からは、鉱業資本と商品取扱い資本（三井鉱山と三井物産）の双方が分析の対象とされる。しかし、氏の場合には、その問題関心が上記の二資本に銀行資本（三井銀行）を加えた三者の資金運用の展開=矛盾の中に、三井財閥の独占体への推進を追求する点にあり、資本の回転と循環の視角（生産→流通→販売）からの分析ではないため、生産過程の分析と流通・販売過程の分析が関連性をもつて分析されておらず、また流通機構や市場問題についてはほとんど触れられていない。

三井財閥における石炭業総体の展開過程は、決して部分的分析の総合によって把握することはできない。なぜなら三井山が生産を行い、三井物産が流通・販売を担う三井財閥の石炭業は、両者の相互補完的・有機的関係によつて、そ

の蓄積を遂行していくからである。つまり、生産と流通・販売に至る資本の回転と循環の全局面を視野に収めながら分析することによって、はじめて三井財閥における石炭業の総体としての運動＝構造が明らかになるのである。本稿では、かかる視点から、第一章において三池炭礦を中心に生産分析をおこない、第二章において流通・市場の問題をとりあげ、最後に三井財閥の石炭業に対する行動様式の変化から石炭業の独占化の問題について触れたい。

(1) それぞれの論文は以下の通りである。隅谷三喜男「炭坑における労務管理の成立」(中村・大塚・鈴木編『企業経済分析』のち隅谷『日本資本主義の史的研究』所収)、橋本哲哉「一九〇〇～一九一〇年代の三池炭礦」(『三井文庫論叢』第五号)、加藤幸三郎「九州炭礦部成立の諸前提」(『三井文庫論叢』第二号)、同「九州炭礦部の性格と機能」(同上 第三号)、松元宏「日本資本主義確立期における三井物産会社の發展」(同上 第七号)。

— 三井鉱山の石炭業——生産部門 —

1 資本投資

すでに述べたように日本の産業革命期において、三井鉱山はその事業基盤を石炭業に集中させていった。その状況を財産額と石炭業への資本投下額で示したのが、第1、第2表である。第2表の起業費注入額比率(Ⓐ/Ⓑ)は、この時期の三井鉱山の事業基盤が石炭業にあることを端的に示しており、とりわけ田川、山野両炭礦の買収以前においては起業費の八〇～九〇ペーセント以上が三池炭礦に投入され、三井鉱山の事業は専ら三池炭礦にあつたとさえ言える。田川、山野両炭礦の買収以降、三池炭礦への起業費注入比率は減少するが(起業費の絶対額は、田川炭礦買収後、一時減少するが、日露戦後に再び大幅に増大する点に注目)、石炭業全体としては一貫して九〇ペーセント近く、ないしそれ以上の比率を示している。そして、そのほとんどが三池と田川の両礦に集中している。

三池、田川両礦の起業費の主要事項を示したのが、第3表である。三池の場合には、一八九〇年代から一九〇〇年代前半まで開鑿費が中心であった起業費は、一九〇〇年代後半以降、流通関係諸施設（曳船、運炭船の購入、三池築港など）と電気関係諸施設への投資が中心を占めでくるようになる。田川炭礦の場合には、一九〇〇年代では依然として起業費の多めが、鉱区の買収と開鑿を中心とした場合には、三池炭礦の場合にみられる電気関係諸施設への投資は立遅れてくる。かかる起業投資の差異が生産過程にどのような影響を与えるかについては次節でみるにほし、これらの資金の源泉が問題となる。第2表に示しておいたように、起業費もあらうことながら事業の拡大に伴い営業費が日清戦争以降急増し、三池炭礦の場合でみると日清戦争以前には一〇〇万円前後であった営業費が、明治末年には四〇〇万円弱にまで増大し、同期には起業費、営業費合計して石炭業全体で一〇〇〇万円近い資金を必要としている。この膨大な資金を三池炭礦の払下げ直後の一時期を除いては、第2表の総収入との比較から推測されるように、基本的には自己資金や賄われたと考えられる。それを裏付けるために掲げたのが第4表である。この表は石炭業のみならず三井鉱山全体の資本構

第1表 三井鉱山会社所有諸鉱山財産額比較

(単位：円)

鉱山名	1894年(明治27) 上期	1910年(明治43) 下期	1889年～1901年 起業費注入額累計	備考
三池炭礦⑤	2,123,785	16,294,832	10,097,977	1888年買取、買取価格455万5000円
田川	"	—	4,850,791	1900年買取、買取価格165万円
山野	"	—	1,307,272	1896年開坑、営業中
本洞	"	—	1,576,303	1907年買取、買取価格125万円
奈江	"	—	63,340	1900年買取、買取価格6万円、一時休業
小計⑥	2,123,785	24,092,538	12,266,370	

炭 山 以 外 諸 山	神岡鉱山	216,696	*552,791	305,119	営業中
	茂住"	86,415	—	245,029	1887年買収 1897年事業所廃止
	秋町"	10,000	—	10,543	1897年廃業
	亀ヶ谷"	25,000	—	53,632	1887年買収 1894年廃業
	鹿野(七ヶ谷)"	28,623	—	57,636	1889年買収 1898年売却
	古宇銅山	9,500	—	15,429	1888年開坑 1896年廃業
	岩雄登硫黄山	40,000	—	92,994	1885年買収 営業中
	剣山"	35,000	—	112,257	1886年買収 営業中
	荒湯"	4,000	—	18,305	1886年買収 1897年廃業
	宇曾利"	3,050	—	7,446	1886年買収 1897年売却
	一荒内"	3,257	—	10,580	1884年買収 1902年廃業
	コークス製造所	—	—	50,146	営業中
	串木野金山	—	*257,962	—	1906年買収 営業中
合計◎		2,585,327	24,903,291 (*15,421,554)	13,762,397	
Ⓐ/◎×100	82.1%	*58.9%	82.3		
Ⓑ/◎×100	"	*93.7	89.1		

出所) 「三井鉱山合名会社資産負債及財産額調査表」(「三井鉱山五十年史稿」巻五一二営業), 「明治四十三年下期合名会社決算付属表」, 「三井引受後明治三十四年迄各鉱山起業費注入額及償却額明細表」(「井上侯爵家ヨリ交付書類」以下「井上交付書類」と略称)「財産調」(各「鉱業所沿革史」: 三池…第10巻, 田川…第1巻, 山野…第2巻, 本洞…全)より作成。

- 注) 1. *印は山元史料がないため三井合名会社財産目録に「起業費」として計上され, 実際より低く評価された数値である。1910年の比率は該史料による。1910年の岩雄登, 剣山は修正により起業費=財産額なし。
 2. 三池炭礦財産額は1894年(明治27) 5月19日査定において採掘特許権を100万円, それを除く払下価格を76万円とし, それらに起業費を加えた金額から減価償却部分を差引いた残額である。
 3. 起業費注入額合計は, 表記諸山以外に1894年～1900年までに買収し, 1910年までに処分した唐津炭田(168,012円), 旧田川炭礦(49,612円), 篠井金山(134,655円), 湯浦銀山(53,006円), 大巻銀山(9,690円)と芝浦製作所(152,071円)を加えた数値である。
 4. 円未満切捨て。一印は財産が無いことを示す。合計値は原史料の数値を円未満で切捨てたため, 本表の個々の数値の合計と若干差異がある(以下同じ)。

(単位：千円)

費			営業費					
合計◎	Ⓐ/◎	Ⓑ/◎	三池	田川	山野	本洞	雑収入	差引合計①
	%	%						
			993	—	—	—	5	986
			1,086	—	—	—	7	1,079
			993	—	—	—	6	987
922	53.5	40.9	985	—	—	—	4	981
346	87.5	84.3	652	—	—	—	28	624
657	83.9	80.1	787	—	—	—	32	756
724	93.8	88.8	813	—	—	—	43	770
956	82.5	68.3	1,151	—	—	—	38	1,113
1,349	95.3	98.4	1,424	—	—	—	28	1,396
1,581	98.3	84.1	1,773	—	下 4	—	87	1,690
1,530	86.7	65.1	1,770	—	102	—	78	1,794
2,026	95.2	42.8	2,089	下 390	239	—	58	2,775
1,594	99.0	65.9	2,540	919	287	—	56	3,803
			2,797	1,041	347	—	45	4,140
			2,675	1,290	379	—	77	4,267
			2,823	1,294	420	—	112	4,424
			3,170	1,361	419	—	133	4,817
			3,813	1,588	577	—	108	5,869
			4,361	2,066	569	下 294	98	7,192
			4,894	2,198	602	893	226	8,361
			3,610	1,742	651	870	225	6,648
			3,437	1,388	662	897	192	6,193
			3,977	1,736	717	998	235	6,194
			4,463	2,422	781	1,109	245	8,530
2,578	69.4	22.5	4,459	2,541	851	1,086	276	8,662

いっては、各礦山「営業費決算表」(各「鉱業所沿革史」三池は第十巻、田川は第一巻、山野は第二巻、本洞は投資額)〔田川、本洞〕、「投資及銷却高調」〔山野〕(いすも営業費と同巻の「沿革史J」より作成。な降)を除いて、「三井引受後明治三十四年迄各鉱山起業費注入額年度別表」〔「井上交付書類J」〕による。

に連なる組織と考え、その想定の上で表出されたもので、実際に他に起業費が使われなかつたわけではない。高調表」〔「三井鉱山五十年史稿」巻四――〕による。

収史料などの起業費より数値が大きくなっている。本表では連続性のある「沿革史」の史料を基本として使用おり、計算が合わないが、そのままとした。

考として「井上交付書類」所収の三池炭礦起業費の数値から算出(本表の数値とは異なる)。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第2表 三井鉱山の石炭業投資

年	石炭販売額 (総収入)	石炭諸費 (①+②)	起業					石炭山以外の諸山	
			石炭山						
			小計①	三池②	田川	山野	本洞		
1889(明治22)	812	2,293	1,307	1,307	—	—	—		
90(" 23)	1,235	1,462	383	383	—	—	—		
91(" 24)	1,236	1,375	388	388	—	—	—		
92(" 25)	1,030	1,358	377	377	—	—	—	545	
93(" 26)	1,247	927	303	220	—	—	—	43	
94(" 27)	1,587	1,307	552	93	—	—	—	105	
95(" 28)	1,884	1,450	680	316	—	8	—	44	
94(" 29)	2,259	1,928	815	265	—	109	—	141	
97(" 30)	2,131	2,683	1,287	979	—	1	—	62	
98(" 31)	3,426	3,245	1,555	825	—	144	—	26	
99(" 32)	3,406	3,161	1,367	607	—	307	—	164	
1900(" 33)	4,105	4,590	1,930	464	1,725	258	—	96	
01(" 34)	5,161	5,269	1,579	720	244	107	—	15	
02(" 35)	5,479	5,106	966	513	389	64	—		
03(" 36)	5,960	4,807	561	240	317	4	—		
04(" 37)	6,184	5,015	590	213	377	—	—		
05(" 38)	6,967	5,276	459	141	318	—	—		
06(" 39)	10,682	7,218	1,348	698	650	0	—		
07(" 40)	11,046	9,863	2,671	702	607	129	下1,231		
08(" 41)	11,208	10,171	1,810	824	647	145	194		
09(" 42)	10,340	8,644	1,996	844	872	78	202		
10(" 43)	10,129	8,115	1,923	205	1,532	86	100		
11(" 44)	10,325	9,008	1,815	950	707	55	103		
12(大正元)	11,924	9,961	1,431	551	846	—	34		
13(" 2)	12,439	10,452	1,791	582	1,186	—	23	798	

出所) 石炭販売高については、「石炭販売高・手取単価調」(「三井鉱山五十年史稿」卷五一二)，営業費につき全卷1冊)，また起業費については「三池炭礦創業以来投資高調」「創業以来年季別起業費，改修費等お1901年までの起業費項目は同上史料の記載部分(三池1893年以降，田川1900年以降，山野1899年以降史料によると1892年までの起業費は，三池炭礦以外0となっている。これは三池炭礦社が三井鉱山その数値が全体として明らかでないため空欄とした。1913年の起業費合計は「当社起業費注入高償却

- 注) 1. 各鉱業所「沿革史」では改修費もすべて起業費に含めて表出しているので、「井上交付書類」の所し，その他によって補った。したがって1900年のように小計が個別炭山の計よりも少額になつて2. 1901年までの起業費の炭山小計は，表出以外の諸炭山の買入などをも含めた数値である。^⑪ [◎]は参考3. 千円未満四捨五入。0は500未満の数値。空欄は不明個所(以下同)。

成を示したものであるが、その大部分が石炭業の勘定と見て差支えない。この表を見れば判るよう積立金、剰余金といふ田口資本の額が極めて高く、借入資本合計の五～六倍にも達してくる。それに借入資本の実態をみると、特別借入金は川井合名会社（やよいひ管理部）からの借入金であり、川井物産からの借入金は山元勘定の一時立替え扱、ないし石炭販売に伴う流通諸費の残額と思われる。支払手形の意味は今後にまたなければならないが、半年毎の金額の変動が大きい点からみて融資的性質をもつものとは思われない。他人資本の窓口となる銀行勘定は一時に多額になるが、他は微々たるものではあるが（多額になつてゐる年次は工賃なりの貯蔵費用である）。このもうじかへん川井鉱山の石炭運営資金（起業費を含め）せ、石炭業における田口資本を中心とする川井の田口資本によって運営せられてこだらかれるだら

第3表 三池・田川両礦の主要投資概観

田 川 炭 礶							
支 出 内 容	着 手 期	完 了 期	支 出 金 額				
田川採炭組炭買取	1900上	同左	1,650,000 円	早鐘溜池倍償金 宮原第二坑開鑿 勝立排水設備拡張 ロノ津大屋新開埋立	1898上 98下	1901下 02下	224,754 449,669
伊田鉱区買取	01上	同左	48,095	"	"	"	88,265
伊田鉱区買増	02上	1905下	270,090	水洗場設置	99上	15,540	12,521
夏吉小松ヶ浦鉱区買取	03下	同左	47,225	曳船製造費	99下	1900上	86,420
夏吉小松ヶ浦鉱区買取	"	"	9,500	運炭船買入	"	"	17,775
夏吉小松ヶ浦鉱区買増	04上	同左	23,000	焦炭窯設置	"	1899下	40,013
伊田堅坑(通気)開鑿	04下	同左	16,349	宮浦水圧伸縮設置	1900上 01下	01下	74,674
伊田新坑開鑿	"	10下	887,331	汽罐車購入	"	01上	202,887
伊田勾金村鉱区買取	06下	同左	16,349	ビーハイブ式集煤窯製造	02下	02下	15,376
						03下	15,295

柿木谷村鉱区買収	07上	同左	19,246	水洗機拡張	03下	06下	48,764
鉱区一部交換並買増	"	08下	16,959	焦煤炉拡張	04上	05下	29,422
発電機械設備	"	14上	236,486	三池築港	03上	09下	3,727,316
排水設備拡張	09上	14下	221,545	万田排水設備	03下	06下	122,000
金川村鉱区買収	09下	同左	79,300	曳船購入	04下	05下	91,581
大任村鉱区買収	"	"	60,813	発電所拡張	04上	08下	387,568
伊田堅坑営業準備	"	14	797,753	宮浦電気唧筒増設	05下	07下	100,074
伊田新坑開鑿(敷地買収)	10上	同左	430,143	三池港外港浚渫	06上	07上	154,454
香春町及金川村鉱区買増	10下	同左	48,477	発電所発電機増設	06下	09下	228,487
香春町鉱区買増	11上	同左	154,296	三池港第二外港浚渫	07上	09上	196,249
瓦斯発電所新設	11下	16上	1,788,220	" 船渠荷役桟橋その他	07下	"	129,847
伊田堅坑設備拡張	"	15下	346,896	" 創業準備	"	12下	189,751
伊田第二堅坑設備拡張	14上	17上	179,196	発電所第二電力拡張	"	12上	322,367
三 池 炭 矸					万田坑々底排水設備拡張	"	143,959
支 出 内 容					" 第二拡張	11下	16下
勝立坑再興	年 1891上	年 1897下	円 340,206	瓦斯発電所建設	11上	12下	991,653
" 第二坑開鑿	94上	99上	67,758	三池港第二期埋築	11下	25上	696,397
七浦、宮浦坑疏水	94下	95	80,554	瓦斯発電所拡張	14上	19	473,087
宮原坑開鑿	"	1900上	485,365				361,273
七浦坑排水拡張	96下	1898下	191,747				
万田第一坑開鑿	98上	1906下	2,267,746				
" 第二坑 "	"	11上	178,931				

出所) 「三池における主要投資概観」、「田川における主要投資概観」(『三井鉱山五十年史稿』卷四一) より作成。

第4表 三井鉱山会社資本構成推移

(単位：千円)

年 度	資 産 総 額	自 己 資 本				借 入 資 本					負債勘定 合 計
		資 本 金	積 立 金	剩 余 金	小 計	諸 預 金	支 払 手 形	三 井 物 産	銀 行 勘 定	特 別 借 入 金	
1894(明治27)上	6,595	2,000	1,397	130	3,527	62	—	—	71	—	—
下	7,128	2,000	1,524	135	3,659	68	—	—	304	—	4
95(" 28)上	7,428	2,000	1,651	135	3,786	65	—	—	287	—	116
下	7,700	2,000	1,777	135	3,912	69	—	—	0	—	151
96(" 29)上	8,129	2,000	1,904	139	4,043	75	—	—	32	—	174
下	8,537	2,000	2,552	127	4,679	81	—	—	535	—	136
97(" 30)上	9,026	2,000	2,771	112	4,883	247	—	—	1,087	—	112
下	9,418	2,000	2,943	139	5,082	254	—	78	1,313	—	—
1904(" 37)下	11,289	2,000	5,986	518	8,504	506	1,324	445	23	—	487
08(" 41)上	16,728	2,000	11,305	801	14,106	447	30	300	125	1,000	718
下	17,739	2,000	11,786	734	14,520	457	630	591	150	1,000	392
09(" 42)上	18,757	2,000	12,299	679	14,978	464	1,210	557	160	1,000	398
下	19,146	2,000	12,759	603	15,362	462	1,000	560	78	900	784
10(" 43)上	18,904	2,000	12,629	1,210	15,839	464	800	144	100	900	657
下	16,321	2,000	10,887	1,499	14,386	487	—	147	110	700	491
11(" 44)上	16,753	2,000	11,389	1,504	14,893	518	—	837	93	—	412
下	18,248	2,000	11,841	1,639	15,480	539	—	1,251	3	220	755
											18,248

出所) 「三井鉱山合名会社資産負債及び財産調査表」(1894～97年),「三井鉱山合名会社貸借対照表(甲)(乙)」(1908年) (以上は「三井鉱山五十年史稿」巻五一二営業),「三井鉱山合名会社決算表」(1904年) (「井上交付書類」),「三井合名会社決算表」(1909～11年) より作成。

- 注) 1. 1894～97年の貸借表は不完全であり、「大蔵省年賦未納金」と「財産額」は負債勘定から除外した。
 2. その他は未決算が主たる内容である。
 3. 1000円未満四捨五入。

う。

それでは、その蓄積がどのようにして遂行されていったのかが、次に具体的に追求されなければならない。

(1) 大蔵省年賦金をどのように評価すべきかなどの問題が残るが、ひとまず本文の評価としておきたい。

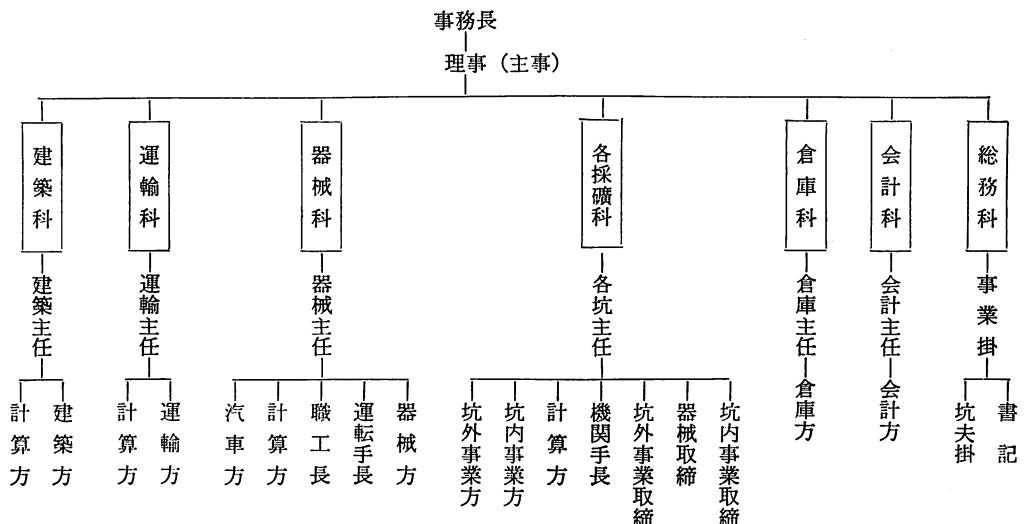
2 採炭機構の発展—三池炭礦の場合—

(1) 労働手段の整備・拡充とその特質

一八八八年（明治二一年）政府から三井へ払下げられた三池炭礦は、三井銀行、三井物産共同管理のもとに三池炭礦社として団琢磨の指導のもとに運営され、三井鉱山合名会社設立後は、三池炭礦事務所としてその一事業所となつた。それとともに同礦は、それまでの諸規則に必要な改訂を加え、「三池炭礦職務章程」、「事務長職制」などを制定してその体制を整え（同礦の機構については第1図参照）、日本産業革命期の石炭業を主導していくのである。ひとまず三池炭礦の対会社、対全国の位置を生産額と労働者数で確認しておくと（第5、第6表参照）、同礦は日本産業革命期において石炭出炭額では一礦で全国出炭額の一割～二割を占め、労働者数では民間企業で一位にランクされる大規模経営である。かかる石炭業における中核的地位は、すでに原蓄期において高島炭坑とともに形成されるが、三井へ払下げられて以降、その規模は高島を引離して拡大していくのである（一八八五年の三池、高島の生産額はそれぞれ二四万八一三七トン、二七万四六七トンであった）。それは言うまでもなく、三井の資本力を背景とする起業投資の大きさ、すなわち労働諸手段の整備と拡充とが基礎になつたのである。その状況を以下検討しよう。

炭礦における基本的労働手段は坑口にある。その開鑿の状況を示したのが第7表である。表出以外にも明治二〇年代には梅谷坑、竜湖瀬坑、大谷坑、満谷坑の諸坑が、三池炭礦に関係の深い三池石炭商社やそれに関係する人々（森時三郎、庵原康成、岩崎良太、小野隆基など）へ厳しい条件をつけて採炭請負として貸出されている。それは炭層条件のよい主

第1図 三池炭礦の経営体制



出所) 「三池炭礦社職務章程」(明治25年6月15日制定) より作成。

注) 理事は1893年(明治26)以降、主事と名称変更。

第5表 三井鉱山の石炭生産額

(単位: トン, %)

年 次	三 池		田 川		山 野		本 洞		合 計		備 考
	出 炭 量	対会社比	同 左	"	同 左	"	同 左	"	同 左	対全国比	
1889(明治22)	469,686	100.0	—	—	—	—	—	—	469,686	19.7	265,008
90(" 23)	495,462	100.0	—	—	—	—	—	—	495,462	18.9	238,925
91(" 24)	597,990	100.0	—	—	—	—	—	—	597,990	18.8	200,918
92(" 25)	488,533	100.0	—	—	—	—	—	—	488,533	15.4	230,277
93(" 26)	599,249	100.0	—	—	—	—	—	—	599,249	18.1	203,815
94(" 27)	666,446	100.0	—	—	—	—	—	—	666,446	15.6	212,821
95(" 25)	649,416	100.0	—	—	—	—	—	—	649,416	13.6	177,665
96(" 29)	734,217	100.0	—	—	—	—	—	—	734,217	14.6	177,867
97(" 30)	633,121	100.0	—	—	—	—	—	—	633,121	12.2	153,905
98(" 31)	749,772	99.8	—	—	817	0.2	—	—	750,589	11.2	165,000
99(" 32)	719,836	96.4	—	—	27,220	3.6	—	—	747,056	11.1	164,938
1900(" 33)	737,823	73.1	181,808	18.1	88,702	8.8	—	—	1,008,833	13.5	191,269
01(" 34)	905,116	68.6	300,950	22.8	114,028	8.6	—	—	1,320,094	14.7	173,020
02(" 35)	967,417	66.7	355,133	24.5	128,533	8.8	—	—	1,451,087	14.8	64,222
03(" 36)	1,114,729	65.1	444,090	26.0	152,498	8.9	—	—	1,711,317	16.8	199,259
04(" 37)	1,256,432	66.3	461,648	24.4	176,612	9.3	—	—	1,894,692	17.5	231,428
05(" 38)	1,321,945	71.4	403,657	21.8	126,851	6.8	—	—	1,852,453	15.9	205,658
06(" 39)	1,478,757	73.1	416,849	20.6	128,143	6.3	—	—	2,023,749	15.5	147,342
07(" 40)	1,501,116	69.3	471,106	21.7	138,117	6.4	57,365	2.6	2,167,704	15.6	185,839
08(" 41)	1,527,302	63.1	534,375	22.1	172,166	7.1	186,505	7.7	2,420,348	16.2	187,784
09(" 42)	1,574,485	59.5	572,690	21.5	243,656	9.2	257,799	9.8	2,648,630	17.6	182,593
1910(" 43)	1,790,563	58.9	645,779	21.2	297,922	9.8	308,544	10.1	3,042,808	19.4	214,377
11(" 44)	1,989,008	57.8	735,163	21.4	334,967	9.7	375,451	10.9	3,441,265	19.5	239,383
12(" 45)	2,173,694	56.8	899,082	23.5	364,036	9.5	332,485	8.7	3,827,996	19.5	225,075
13(大正 2)	2,172,586	53.8	980,182	24.3	405,659	10.0	381,668	9.5	4,035,116	18.9	227,926
14(" 3)	2,057,006	51.8	983,835	24.8	413,868	10.4	370,644	9.3	3,972,709	17.8	241,130

出所) 「創業以来石炭生産額調」(「三井鉱山五十年史稿」巻五一二総説) より作成。なお高島炭坑については『明治工業史 鉱業編』所収の「各炭礦石炭額累年表」および『本邦鉱業ノ趨勢』(明治45~大正 3年) より作成。1911年以降の数値には北海道登川炭礦の数値が含まれている。

第6表 大規模作業場 (単位:人)

番号	作業場名	職工・鉱夫
1	吳海軍工廠	20,917
2	東京砲兵工廠	12,561
3	横須賀海軍工廠	11,569
④	三井三池炭礦	11,225
5	大阪砲兵工廠	8,075
6	官営八幡製鐵所	7,553
⑦	藤田組小坂銅山	7,128
⑧	古河足尾銅山	7,010
⑨	田中釜石鐵山	6,287
10	佐世保海軍工廠	5,591
⑪	北炭夕張第一炭礦	5,543
12	三菱長崎造船所	5,389
⑬	貝島大之浦炭礦	5,328
⑭	三菱新入炭礦	5,218
⑮	三井田川炭礦	4,990
16	揖津紡木津川工場	3,984
⑯	貝島大辻炭礦	3,921
18	舞鶴海軍工廠	3,762
19	大阪紡三軒家工場	3,646
20	富士瓦斯紡保土谷	3,611
㉑	住友別子銅山	3,528
22	三重紡津分工場	3,493
㉓	三井本洞炭礦	3,474
24	東京モスリン紡織	3,355
㉕	鐘淵紡東京本店	3,327
㉖	農商務省二瀬炭礦	3,305
㉗	鐘淵紡兵庫支店	3,221
㉘	三菱相知炭礦	3,220
㉙	日清紡績会社	3,133
㉚	古河仁銅山	3,024

1) 第26次『農商務統計表』および『工場通観(明治四十二年)』より作成。

2) ○は鉱山。

出所) 石井寛治『日本經濟史』169ページより引用。

注) 上記1), 2) は原注。

第7表 三池炭礦坑口開発

坑 名	用 途	深 長	太 さ	開 鑿 年 月				廢 坑	平均一日 出炭額
				起 工	着 炭	竣 工	操業開始		
三ッ山豎坑	排 氣	50 m	3.03× 3.93 m ³	1876. 1	1877. 12	1879. 5	1879. 5	1902. 9	トン
大 浦	斜坑 揚炭, 入氣 揚炭, 入氣	364 3.03× 1.82 m ³	1.82	1876. 12	1877. 8	1878. 3	1878. 3	" 1906. 1	1925.11
旧坑 一坑 二坑	" "	1905. 6	1906. 1	1907.10	1907.10				530

七 浦	一坑	豎坑	揚炭, 入気	72	円径 4.24	1879. 7	1882. 6	1883. 1	1883. 1	1921. 5	520
	二坑	"	排気, 排水	33	円径 4.24	1882. 4	1883. 6	1883. 7	1884. 6	"	
	三坑	斜坑	人道→後に宮浦の排気	203		1884. 6	1884. 11	1885. 3	1885. 3	1920. 9	
	早鐘豎坑		排水	81	2.72 × 3.64	1886. 2	1887. 8	1887. 12	1887. 12	1892. 10	
宮 浦	一坑	豎坑	揚炭, 入気	53.3	3.63 × 5.45	1887. 2	1887. 8	1888. 3	1888. 4		650
	二坑	"	排気	54.5	円径 5.4	1919. 4	1919. 6	1919. 7	1920. 9		
	大斜坑		排水	1,110	5.61 × 2.12	1923. 3	1923. 4	1924. 7	1924. 9		
勝 立	一坑	豎坑	揚炭, 入気	118.5	3.63 × 5.45	1885.11	1894. 3	1895. 1	1895. 4	1928. 6	950
	二坑	"	排気, 排水	106.5	円径 3.45	1895. 2	1895. 10	1896. 12	1896. 12	"	
宮 原	一坑	豎坑	揚炭, 入気, 排水	138.7	円径 6.97	1895. 2	1897. 3	1898. 3	1898. 3	1931. 5	
	二坑	"	揚炭, 排気, 排水	148.6	4.0 × 7.5	1899. 6	1900. 10	1901. 5	1901. 6	"	850
万 田	一坑	豎坑	揚炭, 入気, 排水	271	3.63 × 12.4	1897. 11	1900. 2	1900. 11	1903. 3		
	二坑	"	排気, 材料・人員昇降	266.5	3.63 × 3.34	1898. 8	1904. 2	1908. 3	1908. 3		1,000
四 山	一坑	豎坑	揚炭, 入気, 排水	409	円径 6.4	1918. 4	1920. 5	1923. 3	1923. 3		
	二坑	"	排気, 材料・人員昇降	409	円径 6.4	1922. 12	1924. 10	1925. 3	1925. 3		
三 川	一坑	斜坑	運炭, 入気, 材料・人員	1,996	6.36 × 5.32	1937. 9	1939. 5	目下掘進中			
	二坑	"	運炭, 入気, 材料・人員 昇降	1,996	6.36 × 5.32	"	開鑿中				

出所) 「各坑開墾並ニ廃坑」(『三池鉱業所沿革史』第四卷機械課其二) より、また平均一日出炭額については『東京勧業博覧会三池炭礦出品解説書』(三池鉱業所史料) より作成。

- 注) 1. 廃坑年月は関係「沿革史」で補充した。該史料は1940年現在の作成表である。
 2. 1日平均出炭額は、1905~8年の間の数値である。

要坑口への資本投資の集中＝大規模化・機械化の推進を意図するとともに、炭礦資本自身による小坑口経営の不利益さ（採炭請負には「受負人ハ三池炭礦社ニ於テ使役スル職工坑夫及人夫等一切ヲ使用スヘカラス」（第七条）という条件が暗示している）ように、坑夫募集の困難さや、坑夫募集および取締に必要な経費の不利益さなど）から必然化される形態であった⁽¹⁾。坑口開鑿は既表に示したように明治一〇年代には勝立、宮原の開鑿がおこなわれている。なかでも重要なのは勝立坑の開鑿である。勝立の開鑿は出水、地震などで困難をきわめ、加えて一八八九年（明治二二）頃は炭況が悪く、三井首脳部の中にも三池炭礦そのものの採算を危ぶむ声も少なくなかった。この状況に対し、三井は政府に勝立坑の補償を再三歎願するかたわら、団琢磨の指導のもとに勝立坑の開鑿に全力を注ぐ方針を採用し、デビー・ポンプの購入や坑外鉄道の敷設などを認可した。こうして一八九二年（明治二十五）三月にデビー・ポンプ据付の準備に着手する。七月には該ポンプが大牟田に到着し、翌年三月作動を始め一〇月には坑内水をすべて排水して、一八九四年（明治二七）三月に着炭に成功した⁽³⁾。ここに三池炭礦の基礎が築かれたと言えよう。宮原坑はほとんど何の支障もなく開鑿されている。

一八九九年（明治三二）以降になると坑口開鑿の技術が大きく変化する。同年の勝立坑の再開鑿、宮浦、七浦、宮原坑の大拡張に火薬（ダイナマイト）が使用され、その量が急増している（ダイナマイト使用量は一八九六年に二八六五听、一七年二〇八五听、八年一九二一听であったのが、九年には一万八〇〇〇听に及んでいる⁽⁴⁾）。明治三〇年代初頭に開鑿に着手した万田坑の場合には、ダイナマイトが開鑿の中心的な技術となっている。かかる開鑿技術の相違は、坑道条件など坑内の構造の計画性に相違をもたらし、その結果坑内の機械化などにも影響をもたらさざるを得ない。次に検討する坑内機械化において最も機械化の進展するのが万田坑であるのも、単に出炭期間が短いことに起因する採炭条件の有利性にのみ基づくのではなく、かかる開鑿技術の相違に伴う坑内構造の相異に基本的要因があつたと言えよう。

右記に示した基本的労働手段たる坑口は、明治三〇年代初頭に廃止される小坑口（採炭請負に貸出された坑口）を除い

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第8表 採炭夫（先山、後山）一人当たり出炭額（単位：トン）

	大浦	七浦	宮原	宮浦	勝立	万田	平均
1873(明治6)							0.616
89("22)	0.720	1.047		0.904			0.890
92("25)	0.767	1.239		0.934			0.983
97("30)	1.125	0.950		1.150	1.535		1.190
1902("35)	1.302	1.812	2.70	1.805	1.684	2.063*	1.894
07("40)	0.896	1.880	2.342	1.820	1.841	2.087	1.811
12(大正元)	1.560	1.768	2.335	1.690		2.084	1.887
16("5)	1.113	1.520	2.756	1.760		1.857	1.801
21("10)	1.82	2.17	5.14	1.66	2.22	1.85	1.98
26("15)	2.59*	2.52	2.76	2.64	2.29	2.60	2.66
30(昭和5)		2.50	3.65	6.53		3.20	3.87
35("10)				12.60		9.73	9.66

出所) 「採炭機械化ニ從ヒ採炭夫（先山、後山）一人当出炭額ノ向上」（「三池鉱業所沿革史」第四巻機械課六）より。

注) 大浦坑*印は1925年次、万田坑の*は1903年次。1921年の宮原の数値には疑問が残る。

て、機械化が着実に進展する。かかる採炭機構の性格は、採炭夫（先山、後山）一人当たり出炭量と総出炭量とに集約的に表現される（総出炭量については第5表参照）。それを示したのが第8表である。その特徴を示せば、一九〇〇年（明治三五）頃までの一人当たり出炭量の上昇と、それ以降一九二一年（大正一〇）頃までの停滞、そして同期以降の急速な伸びである。この特徴は労働手段整備のいかなる特徴を示しているだろうか。まず一九〇二年頃までの一人当たり出炭量の伸びについてみると、それは捲揚機やエンドレス・ロープを中心とする運搬機と排水ポンプの急速な導入に起因する。運搬・排水の機械化は、次のような意味をもっていた。すなわち採掘現場が、生産の継続とともに移動し、その距離が坑口から遠ざかるにつれ、運搬の問題が大きな桎梏になることは疑い得ないし、また掘場が移動し深くなるにつれ、湧水の増大は著しく生産能率を低下させる。この問題を解決し、生産性を向上させることが排水・運搬機械化の理由であった。すでに一八九一年（明治二四）勝立開鑿に苦しんでいた団は、三池炭礦の当面の課題を「drainage（排

第9表 坑内運搬機発達推移

(単位：台)

年 次	機 種	大 浦		七 浦		宮 浦		勝 立		宮 原		万 田		合 計	
		蒸	電	蒸	電	蒸	電	蒸	電	蒸	電	蒸	電	蒸	電
1892年(明治25)	エンドレスロープ 捲 揚 機	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
		—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2	—
1897年(明治30)	エンドレスロープ 捲 揚 機	1	—	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	4	—
		—	—	1	—	—	—	2	—	—	—	—	—	3	—
1902年(明治35)	エンドレスロープ 捲 揚 機	—	1	1	1	2	—	1	—	1	—	—	—	5	2
		—	—	2	—	—	—	2	—	1	—	—	—	5	—
1907年(明治40)	エンドレスロープ 捲 揚 機	—	2	1	—	2	1	2	3	3	1	—	—	8	7
		—	1	1	—	1	1	—	—	1	—	—	—	7	2
	クリーパー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	電 車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
1912年(明治45)	エンドレスロープ 捲 揚 機	—	2	3	—	—	2	—	5	2	2	—	2	5	13
		—	1	—	1	—	2	—	—	—	—	—	—	10	—
	クリーパー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	電 車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	9
1916年(大正5)	エンドレスロープ 捲 揚 機	—	2	1	4	—	5	—	5	—	3	—	5	1	24
		—	1	—	1	—	5	—	—	—	—	—	18	—	25
	クリーパー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	電 車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—

出所) 「坑内運搬機調査表」(「三池鉱業所沿革史」第四巻機械課四) より作成。

注) 各坑左側: 蒸汽力, 右側: 電力。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第10表 三池炭礦排水ポンプ設置状況（その1）

（単位：台）

		1889年	1892年	1897年	1902年	1907年	1912年	1916年
蒸 気 力	スペシャルポンプ	36	43	55	51	11	2	—
	ドンキー "	—	—	—	—	—	—	—
	プランジャー "	3	2	—	—	—	—	—
	バルソメーター "	10	13	1	2	—	—	—
	デフレンシャル "	1	1	1	1	—	—	—
	シンキング "	9	9	—	—	—	—	—
	デビー "	—	—	2	9	9	8	8
	エバンス "	—	—	—	1	1	1	1
水 力	ウェブレッキス "	—	—	9	21	16	18	17
	排気タービン "	—	—	—	—	—	—	2
計 (台数)		59	68	68	85	37	29	28
(kw)		2,874	4,889	9,329	15,600	12,358	15,359	15,385
電 力 力	水力ポンプ(台数)	—	—	—	2	2	5	5
	(kw)	—	—	—	240	240	240	240
	グインポンプ	—	—	—	1	1	1	1
	セントリフューガル "	—	—	—	1	2	2	—
	リードラー "	—	—	—	—	1	—	—
	シュライフミュー " "	—	—	—	—	1	—	—
	ノールス "	—	—	—	—	1	6	6
	スリースロー "	—	—	—	—	2	4	4
	タービン "	—	—	—	—	9	19	39
	フェース "	—	—	—	—	2	18	67
	エバンス "	—	—	—	—	2	9	—
	データン "	—	—	—	—	1	—	—
	ドレッヂャー "	—	—	—	—	—	—	—
計 (台数)		—	—	—	2	22	59	117
(kw)		—	—	—	90	1,174	3,553	9,204
総 計 (台数)		59	68	68	89	61	93	150
(kw)		2,873	4,889	9,329	15,930	13,772	19,152	24,829

出所) 「三池炭礦坑内排水ポンプ設置表」(「三池鉱業所沿革史」第四巻機械課九) より作成。

第10表 三池炭礦排水ポンプ設置状況（その2）

(単位：台)

	蒸気	1889年		1892年		1899年		1902年		1907年		1912年		1916年		
		電気	同左	"	同左	"	同左	"	同左	"	同左	"	同左	"	同左	"
大浦坑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
七浦坑	21	—	45	—	46	—	22*	—	11*	—	9	—	7	—	7	5
宮浦坑	6	—	16	—	18	—	24	2	9	7	2	18	—	—	16	
宮原坑	—	—	—	—	—	—	21	—	13	—	7	6	7	—	10	
勝立坑	23	—	9	—	4	—	8	—	3	3	3	7	3	*11	11	
万田坑	—	—	—	—	—	—	11	—	4	11	11	30	14	70		

出所) 「各坑所別＝調査シタル年度別印箇調」(「三池鉱業所沿革史」第四巻機械課九) より作成。

注) 1. 蒸気中の*印個所には水力を含む。宮浦坑2, 万田坑3

2. 第10表(その1)と数値合計が合致しないが、そのままとした。

第11表 汽罐据付状況

(単位：台)

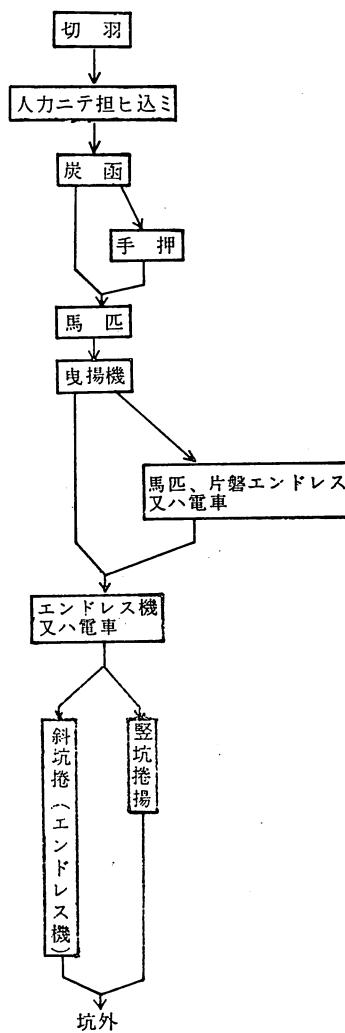
		1892年		1902年		1912年	
		汽罐	合計	汽罐	合計	汽罐	合計
大浦坑		3		3		—	
七浦坑		24		17		16	
宮浦坑		6		19		4	
勝立坑		11		12		15	
宮原坑		—		21		18	
万田坑		—		12		42	
各試錐場		3		5		7	
七浦発電所		—		3		—	
四山 "		—		—		14	
各所汽動力用		—		—		3	
汽罐合計		47		92		119	
炉積面積合計		1,137		3,008		5,285	

出所) 「汽罐数並=炉積面積」(「三池鉱業所沿革史」第4巻機械課一) より作成。

水) 及 Haulage (運搬)」(カッコ内は筆者) にありと指摘し、その機械化に腐心している⁽⁵⁾。その結果、第9表に示すことく、一八八九年(明治二二)にわずか三台であった運搬機は一九〇一年(明治三五)には一二台に増加し、同一坑口に複数設置され、また排水ポンプについても第10表に示すごとくポンプ台数の増大とともに、デビー・ポンプの導入など効率的ポンプの使用により(スペシャルポンプ→エバンズポンプ→水圧ポンプ→デビーポンプもしくは電力ポンプへ)、馬力数が一八八九年の二八七三キロワットから一九〇一年には一万五九三〇キロワットと約五倍に増大している。それに照應して原動力たる汽罐の据付も増大している(第11表参照)。かかる機械化の進展が一九〇一年頃までの一人当り出炭量増大的根柢であつた。しかし、この場合採炭部門はまったく機械化されず手労働的性格を残存させたままであった。それが一九〇二年以降の一人当り出炭量の停滞の根本的な原因であつた。

三池炭礦の採炭方法は、一八九七年(明治三三)下期に宮浦坑で柱引採炭を開始して以来、炭柱式(残柱式)から柱引採炭へ移行し、万田坑で長壁式が開始されるまで(一九二三年下期)、この方法が採用された。採炭機械は一九〇一年(明治三四)一一月勝立坑にポンチャード・コールカッターが導入されたのを嚆矢とし、一九〇九年(明治四二)には米国インガーソールランド製空氣衝動式ラジアラックス・コールカッターが勝立坑に導入される。しかし、「未タ見ルヘキノ成果ヲ挙グルニ至ラズシテ同四十四年以來殆ソド其使用ヲ中止」⁽⁶⁾し、その後採炭機械の再導入は一九一九年(大正八)一一月に万田坑へのサリバン截炭機、翌年五月同坑へのピイックウイック截炭機の導入まで俟たなければならなかつた。この間、採炭部面における基本的労働手段は相変らず鶴嘴であり、かかる採炭過程の機械化の立遅れは、運搬過程における機械化をも制約した(坑内運搬過程については第2図参照)。「大正時代以前ニ於テハ切羽カラ切出シタ石炭ハ、積場迄本管ニ入レテ担ヒ出シ、人力ヲ以テ炭函ニ積ンダモノデ、大正末期カラ小型運搬機ノ応用ガ起リ可及的切羽近クヘ車道ヲ延長シテ担出距離ノ短縮ニ努メタ」と記されているように、切羽部面(採掘現場)における運搬の機械化は大正

第2図 三池炭礦坑内運搬



出所) 「三池鉱業所治革史」(第三巻採鉱課七) 165ページ。

注) 该図は日露戦後期より大正末期まで。

末期以降まで実現しなかった。それは切羽部面における運炭過程の機械化と採炭過程における機械化とが表裏の関係にあつたからである。だから主要坑道における運搬の機械化の急速な進展と採炭夫の絶対数の増加による出炭量の増大に対処して、大正末期までは切羽部面の運搬にあたる坑内馬匹を増さなければならなかつた(第12表参照)。出炭量の多い宮浦、万田で馬匹の数も多く、かつ大正末年にはドラスティックに減少している点に注目⁽⁸⁾。

それではこの間、三池炭礦は「優良鉱区の独占を基盤」とし、そこから生ずる超過利潤の多くは炭礦に再投資されず、生産上の優位はもっぱら自然条件に依存⁽⁹⁾」していたと言い切ることができるだろうか。答は否である。確かにこの時期三池炭礦は、その利益を大蔵省への年賦金の返済や万田坑の開鑿、三池築港など直接労働生産性と結びつかない部面に投入しているが、採炭部門以外の運炭、排水(それぞれ第9、第10表参照)、通気(第13表参照)、選炭など炭礦における基本

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第12表 三池炭礦馬匹使役表

(単位：匹)

年 度 坑 名	大 浦	七 浦	宮 原	宮 浦	勝 立	万 田	四 山	坑 外	合 計	馬匹関係 雜 夫
1899(明治32)	20	25	45	38	30			2	160	
1900(" 33)	19	45	33	20	33			4	154	
01(" 34)	36	47	46	34	43			4	210	
02(" 35)	27	49	54	25	34			7	200	29
03(" 36)	35	26	37	40	35			8	181	35
04(" 37)	26	32	51	35	33	5		9	191	36
05(" 38)	28	40	53	29	29	24		11	214	43
06(" 39)	28	44	57	30	41	30		13	243	45
07(" 40)	17	50	68	30	48	42		15	270	49
08(" 41)	19	48	43	46	42	48		12	258	53
09(" 42)	22	49	47	48	45	59		10	280	49
10(" 43)	23	39	65	53	42	68		4	294	39
11(" 44)	27	47	58	51	43	77		6	309	47
12(" 45)	29	53	45	61	50	63		7	308	51
13(大正 2)	26	50	51	82	44	90		12	355	59
14(" 3)	23	58	20	101	52	97		3	354	50
15(" 4)	23	49	29	51	37	86		5	280	50
16(" 5)	18	42	22	39	37	105		8	271	49
21(" 10)	25	51	21	51	45	102	—	10	305	53
26(" 15)	2	—	66	—	38	12	15	5	188	48

出所) 「明治三二年以降各坑別馬匹使役状況表」、「三池炭礦年度別馬匹使役表」(「三池鉱業所沿革史」第四卷機械課其四) より作成。

注) 数値は平均年間使役数。

勝立	宮浦	万田	備考	総数			
				1			
坑内三池製作所製(1)				2			
第二坑口 主 要 ギーバル式(1)	いわゆる チヤンピヨン式(1) 七浦三坑		シロッコ型設置 により予備に	3			
		第一坑口 主 要 スクリュー型(1)		4			
		第二坑口 主 要 ラトーカー型(1)	ラトーカー式の設置 により予備に	6			
坑内 局 部	ローカル型(1)	第二坑内 局 部	ローカル型(2)	7			
				11			
				13			
第二坑底 局 部	ローカル型(4)	同 上	ローカル型(2)	第二坑内 局 部	ローカル型(2)	局部扇風機の本 格的導入	24
		同 上	ローカル型(2)	第二坑口 主 要	ラトーカー式 (1)		43
		七浦三坑 主 要	シロッコ型(1)	第二坑内 局 部	シロッコ型(3)		
			"	ローカル型(1)			

(同左「沿革史」第七卷採鉱課七) より作成。

ヨ式とローカル型にはそれぞれ水力1台を含む。カッコ内数値は台数。
の種類と台数を示す。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第13表 扇風機設置状況

	大 浦	七 浦	宮 原
年 1884(明治17)		第二坑口 主 要	ギーバル式(1)
94(" 27)			
95(" 28)			
99(" 32)			
1902(" 35)			
03(" 36)	旧坑口 主 要	チャンピヨン式(1)	
05(" 38)			
08(" 41)			第二坑底 局 部 ローカル型 (1)
09(" 42)			第二坑底 主 要 シロッコ型 (1)
12(" 45)	第一坑内 局 部	シロッコ型 (2)	第二坑内 局 部 ローカル型 (1)
16(大正 5)			" ローカル型 (1)

出所) 「各坑扇風機発達」(「三池鉱業所沿革史」第四巻機械課九), 「局部扇風機 及設置理由, 概要」

- 注) 1. 四角の枠組は電動機, それ以外は蒸気力。ただし万田坑の1913~16年に設置されたシロッコ
 2. 1909年までは設置年次。同年以降はそれぞれ09~12年, 12~16年の間に設置された扇風機

的ないし補助的部門にも資本が投入され、他炭礦に比し最も機械化が進展していると言えるからである（第17表の労働力構成における諸職工数の多さも、それを端的に示している）。さらに、ここで注目したいのは、この時期とりわけ三池築港以降、坑内機械の蒸気力から電力への転換が積極的に推進されていることである。

三池炭礦電力化の積極的推進者は尾形次郎である。⁽¹¹⁾ 彼の三池への赴任（一九〇五年三月電氣担当技術員、七月電氣主任）前、すでに一八九六年（明治二十九）七月七浦発電所に二相式交流発電機（二〇〇キロワット芝浦製作所製）が設置され、主として坑内外照明に利用されていた。電動機としては一九〇一年（明治三十四）六月大浦坑口に設置された五〇馬力電力曳揚機（芝浦製作所製）と同年八月宮浦坑内に使用した四〇馬力グイン遠心ポンプが、その嚆矢である。⁽¹²⁾ わずか二台合計九〇馬力にすぎなかつた三池の電動機は、一九〇二年（明治三十五）以降尾形の指導のもとに急速に進展する。その契機は同年一月の宮浦坑火災と同年一一月以降着工された三池築港工事とにあつた。当時の関係者はその状況を次のよう

に述懐している。⁽¹²⁾

電氣ノ優秀サガ完全ニ証明サレタノハ何トイツテモ明治三十五年一月ノ宮浦坑火災（後述）ノ時ト、四山築港工事ノ時デス。築港工事當時ハ二百K.W.ノ発電機ヲ四台据付ケテ三台ヲ運転シ、一台ハ予備トシテ残シテ置キマシタガ、築港工事ノ土工費ヤ排水費ガ非常ニ安価デ済ンダ事ハ、全ク電力使用ノ賜デアルト言フ事ハ築港工事関係者ノ等シク認メル処デス

談話で指摘されているごとく、電氣力の使用は経費の低廉化につながり、ここに電動機の使用が積極的に推進される最大の根拠があつた。とりわけ日露戦後の一九〇七年（明治四〇）の不況は、「アラユル方面ニ人力ヲ省キ能フ限リコレヲ機械化」し、経費の節減を余儀なくさせ、また一九一三年（大正二）の梅雨期の大増水は、型が大きく能力の低い蒸気ポンプの限界をはつきりと示し、ポンプの急速な電力化への画期となつたと言われる。⁽¹⁴⁾ これらの事実は、電力使用量の変化（第14表参照）をみれば明らかである。電力消費量は一九〇三年（明治三十六）と一九一〇年（明治四十三）を二つの画

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

気事業への起業費の投入が一九一〇年以降増大するのは、このような事情を背景としていたのである。

以上みてきた電動機の発展は、旧來の蒸氣力を用いた運搬、排水、通氣、それぞれの機械の電氣力への転換（交換）と

では九〇→一五八五→五一九五→一二万二七一八馬力と飛躍的に発達し、一九〇二年には蒸氣力に比してわずか〇・四ペー

セントにすぎなかつた坑内機械の馬力数が一九一六年には約五〇パーセントまでに達している（第15表参照）。このよ

うに坑内の電力化は飛躍的に発展するが、それが一九〇二年ではなく、一九一〇年以降とりわけ発展するのは、それ以前には万田坑の開鑿と三池築港に起業費の大部を投入しなければならなかつたからである。前項第3表で指摘した電

第14表 三池炭礦発電々力量
および消費量推移 (単位: KWH)

年 次	発電々力量	電力消費量
1899(明治32)	111,748	
1900(" 33)	345,388	340,764
01(" 34)	341,047	354,780
02(" 35)	355,621	
03(" 36)	1,196,032	1,195,309
04(" 37)	1,898,233	1,892,090
05(" 38)	2,204,892	2,200,470
06(" 39)	2,876,560	2,876,560
07(" 40)	3,501,096	3,501,096
08(" 41)	5,322,102	5,322,102
09(" 42)	6,917,971	6,917,971
10(" 43)	10,074,502	10,076,171
11(" 44)	12,608,582	12,608,642
12(大正元)	16,684,632	16,684,632
13(" 2)	20,594,888	20,594,888
14(" 3)	24,888,707	24,888,707
15(" 4)	27,307,488	30,034,158
16(" 5)	33,095,312	38,739,762
21(" 10)	47,113,140	58,762,610
26(" 15)	48,190,495	68,502,945

出所) 「発受々電力量調 (K.W.H.)」, 「配電々力量調 (K.W.H.)」
〔沿革史〕第五卷電気課所取) より作成。

注) 1915年までは自家発電であり、それ以降熊本電力からも受電
している。

期として加速度的に増大し、一九一五年（大正四）には一九一〇年の三倍、一

九〇三年の二五倍、一

九〇二年の一〇〇倍にも達している。それは電動

機の急速な発達を物語るものである。事実、電

動機は一九〇二年以降一六年まで五年ごとの数値

で台数では二→五〇→一
二八→四七〇台、馬力数

一セントにすぎなかつた坑内機械の馬力数が一九一六年には約五〇パーセントまでに達している（第15表参照）。このよう

に坑内の電力化は飛躍的に発展するが、それが一九〇二年ではなく、一九一〇年以降とりわけ発展するのは、それ以

前には万田坑の開鑿と三池築港に起業費の大部を投入しなければならなかつたからである。前項第3表で指摘した電

第15表 電動機の発達

(単位：台、HP)

年 次	蒸 汽 機 関		電 動 機		総 計	
	台 数	馬 力	台 数	馬力Ⓐ	総合馬力Ⓑ	Ⓐ/Ⓑ × 100
1889(明治22)	86	HP 2,821	0	0	HP 2,821	0.0
92(" 25)	92	2,835	0	0	2,835	0.0
97(" 30)	100	14,134	0	0	14,134	0.0
1902(" 35)	132	18,941	2	90	19,031	0.4
07(" 40)	132	18,940	50	1,585	20,525	7.7
12(" 45)	119	18,929	128	5,295	24,224	21.8
16(大正5)	103	21,304	470	22,728	45,602	49.8
21(" 10)	116	20,667	558	32,597	54,824	59.4
26(" 15)	91	18,609	765	41,282	61,451	67.1
30(昭和5)	74	16,532	869	48,736	66,328	73.4
35(" 10)	49	10,965	2,027	78,513	89,478	87.7

出所) 「蒸気機関及電動機発達変遷表」(「三池鉱業所沿革史」第四巻機械課其二) より作成。

注) 表には1916年～33年に使用された排気タービン2台(1560馬力)は含まれていない。

その増加を示すものであり(それぞれ第9・第10・第13表参照)、それはのちに明らかにするように、動力費や排水費の低廉化をもたらすものであった。しかし、すでに述べたように採炭過程の機械化を伴わない他部面の機械化(→電化)は、一定水準に達すればそれだけでは直ちに生産力の増大とは結合しない。ここに一九〇二年以降の一人当たり生産額の停滞現象の原因がある。

以上のように、日本産業革命期において三池炭礦は隅谷氏の述べる如く生産上の優位はもっぱら自然的条件に依存していた訳ではなく、蒸氣力による坑内の機械化(採炭過程を除き)の一定の完備の後に、万田坑の開鑿、三池築港の完成を俟つて蒸氣力から電力へ積極的な転換＝起業投資を推進していくのである。それは直接生産力と結合していないかったとは言え、他炭礦に比して一步進んだ形態であり、電化による経費の低廉化が三池炭礦の蓄積に有利な条件をもたらしただけでなく、大正末期から昭和初年にかけてのドライティックに展開される「合理化」を可能にした基礎条件でもあったのである。

一九二一年（大正一〇）以降の一人当たり出炭額の増大は、何よりも採炭過程への機械の導入にあつたことは言を俟たない。この点に関しては別稿に譲り、既述した諸機械等の労働手段の供給先を検討しておこう。

まず機械製品以外の諸物品の購入についてみると、重要なのは鉄類である。三池製作所においては一九一八年（大正七）の電気炉の設置まで鉄鋼品製造の設備がなく、三池炭礦では歯車、車輪、ワイヤーロープなど鉄鋼品は一切社外に注文しなければならなかつた。該品はほとんど輸入であり、長崎所在支那日本貿易商会から購入されるか、あるいは歐米三井物産支店に依頼して同所より直接に購入した。金物もほとんどが輸入であり、この時期には百崎商店支店（神戸輸入商）、黒岩俊祐、西山長五郎の三人が主に取扱つてゐる。加えて一九〇八年（明治四一）上季には漢陽銑鉄の使用を開始し、翌年には「前季ニ漢陽銑ヲ使用ノ結果良好デアッタ為メ、今後ハ可成シヨット銑ノ使用高ヲ減シ漢陽銑一号ヲ代用スルトノ目的デ三井物産会社長崎支店ト漢陽先物買入レノ約定ヲシタ」⁽¹⁵⁾と漢陽鉄への依存を強めている（第一次大戦期後半より八幡製鉄所との取引き増大）。鉄類以外に礦油も、やはり三井物産を介して欧米品（スタンダード礦油会社→ヴァキウム商会→三井物産）を中心的に使用していたが、一九〇六年には日本石油会社製品の使用も開始している。このほかセメントについては小野田セメントと特約を結び、マニラ・ロープについては東京製綱会社から特別買入するなど、特別物品については事務長・主事の承認を得て指名買入し、その他の諸物品（一〇円以上）は、競争ないし指名入札により国内業者から購入した。⁽¹⁶⁾

次に坑内諸機械類についてみると、一八九〇年代後半には蒸氣関係諸機械はその多くが三池製作所で製作されるが、三池製作所のみでは需要に応じきれず国内では松井工場（捲揚機）、三菱長崎造船所（スペシャル・ポンプなどのポンプ類）、大阪川口製作所（デューキレックス・ポンプなど）佐賀谷口鉄工所などに製造を依頼している。輸入は試錐機（一八九七年米国サリバン社よりB型ダイヤモンド式購入）やデビー・ポンプなどで坑内諸機械では減少していくが、重要な位置をしめ

ていた。一九〇〇年代に入ると、三池製作所の発展により、試錐機（九台中四台が英・米より輸入、他は三池製作所製）と発電機・電動機（芝浦製作所やG・E社より購入）を除く蒸気関係諸機械はほとんどが三池製作で製作所されている（唐津鉄工所、熊本共益社、長崎松尾鉄工所、博多渡辺鉄工所から一部購入）。さらに一九〇〇年代末期から電動機についても三池製作所で製作が開始される⁽¹⁷⁾。これは三池炭礦が独自で再生産を可能にしている点で重要な画期をなす。この問題に関する詳細は次項で別個に検討を加えることにして、次に生産要素の他の一つである労働力に関して、その編成と統轄を検討しなければならない。

(2) 労働力の編成と統轄

労働力の存在形態の詳細については別稿を用意しているので、それに譲り、ここでは必要な限りで言及しておく。炭礦運営にとって、近代的労働手段（機械）の導入と同時に質のよい労働力をいかに獲得するかが、最も重要な課題である。三池炭礦が三井に払下げられると、三井ではただちに労働力の募集機構の整備に着手し、諸職工については一八八九年（明治二二）二月に「諸職工契約規則」、三月に「職工見習採用規則」が制定され（一八九二年三月両者を統一した「三池炭礦社諸職工雇入規則」を制定）、坑夫（採運炭夫）については一八八九年四月に「三池炭礦社募集仮規則」、一二月には前者を廢止し「三井炭礦社坑夫取扱規則」（以下「坑夫取扱規則」と略称。九二年一月に「三池炭礦社定雇坑夫雇入及取扱細則」に改定）が制定されている。諸職工は主に縁故や応募によって採用されたが、坑夫は右記規則により募集請負人を設け、彼らにその募集を請負わせた。しかし一八九〇年代の三池炭礦の労働力において決定的な重みをもつたのは囚人労働であった。官営末期、三池炭礦では既に総人員三〇一三人中六九パーセントを占める二一九四人の囚人を使用し、三井へ払下げ以降も、三池炭礦では囚人の使用継続が許可された。八九年一月福岡県議会の決定により同県三池監獄の囚人使用が中止され囚人使用数は減少するが、一九〇〇年に至るまで一五〇〇人前後（三池炭礦の三〇パーセント前後を占める）の囚

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第16表 三池炭礦使役人員構成

(単位：人， %)

	男女別		合計①	採炭夫②	囚人③		④ ① ②	⑤ ③ ④	⑥ ④ ⑤
	男	女			全体①	採炭夫②			
年							%	%	%
1889(明治22)	2,858	30	2,888	1,960	2,144	1,309	74	61	67
94(" 27)	4,287	81	4,368	1,912	1,432	1,290	32	90	67
96(" 29)	4,734	83	4,817	1,932	1,589	1,457	32	91	75
97(" 30)	5,080	81	5,161	1,316	1,459	896	28	61	68
98(" 31)	4,936	79	5,015	1,485	1,312	838	26	63	69
1902(" 35)	6,018	871	6,889	1,485	884	276	12	31	19
08(" 41)	8,352	1,971	10,323	2,138		226			18
13(大正2)	11,740	3,041	14,781	4,232		138			7

出所) 「石炭山及金属山從業員一覧表」、「男女別從業員一覧表」(「三井鉱山五十年史稿」第十六巻労務)、囚人採炭夫については「三池鉱業所沿革史」(第九巻庶務課四) 1777ページなどより作成。

- 注) 1. 「五十年史稿」所収史料と「沿革史」所収史料とでは、採炭夫の人員に相当のくい違いがあり、「五十年史稿」によると、囚人採炭夫より全体の採炭夫人数が少なくなってしまうので、採炭夫については「沿革史」の人数を採用した。
 2. 囚人の全体の人数は数多くの史料より摘出したので、いちいち史料の掲載は省略した。別稿で詳しく述べる。
 3. 比率の少数以下切捨。

人を使用し続けたのである。かつ彼らが基軸部門であるにもかかわらず最も機械化の進展が遅れ、肉体疲労の激しい採運炭部門に集中して使用されている点に、その労働力的重要性がある。囚人使用は、採運炭夫の労働力不足の解消、募集費の削減、労賃の安価によって、この時期の三池炭礦の資本蓄積の有力な武器となつた。他面、それを可能にした条件ももちろんあつた。それは炭丈が厚く、未熟練でも採掘できるという自然条件の優位性である。この条件が作業に未熟な新規の囚人をも採炭夫として使用することを可能にしたのである。以上のように囚人労働は三池炭礦にとって決定的な重要性をもつっていたが、一八九九年(明治三二)を転機にドラステイックな形でその使用が縮少していく(第16表参照)。その契機は一八九九年四月の内務大臣訓令による三池囚徒の北海道への移送に端を発している。三井鉱山内部とくに山元である三池炭礦ではさまざまな囚人使用継続の策が練られ、本部に上申している。しか

し、団琢磨はそれらを拒否し一般坑夫への転換を指示している。⁽¹⁸⁾ その背景には、囚人使用が経済的にも必ずしも一義的に有利ではなくなってきていること（看守費用・出退役護送費・逃亡諸施設が別途に必要であり、かつ人数が一定しているため需要に応じた伸縮がきかないなど）、櫛掘が大手を振つておこなわれていること、また作業命令が的確・敏活にいかず、機械化の進展に対応し得なくなってきたことなどがある。⁽¹⁹⁾

囚人使用の縮少に伴つて三池炭礦事務長山田直矢は鉱夫募集の新たな方針を提示した。一つが「土百姓を採用して土着採炭夫を作る方針」の採用であり、もう一つが放免囚の積極的利用いわゆる保護会の設立である。⁽²⁰⁾ 後者は熟練労働力の確保という意味をもつたことは言うまでもない。前者は農民を坑夫として積極的に採用し育成するということであり、そのためには坑夫の組織的・計画的募集が必要であり、坑夫募集の直轄化が前提条件となる。すでに日清戦後には募集請負人による募集から、直轄募集への移行的措置が打出されているが、「土百姓」育成方針を機にその方向が急速に展開し、一九〇八年（明治四二）募集請負人北田佐平治の解雇によつて募集請負人制度から「直轄」制への移行は完了した。直轄募集による農民採用は次のような特徴を伴つて展開した。第一に単に農村過剰人口に依拠するというではなく、坑夫については計画的に低生産力の山間地域（天草や鹿児島など）に労働力を求めていたこと（低賃金を意図）、第二に家族持ち坑夫を中心募集中、居付の強化を遂行していること、第三に他地域の鉱山関係者や争議地域からの募集はせず、純粹培養的に溫和な労働力を養成しようとしていること、この三点である。⁽²¹⁾ 第16表で一八九八年（明治三一）から一九〇二年の間に女坑夫が急増するのは、右の理由に基づいていた。

募集や応募などによって三池炭礦に集められた鉱夫の構成を他炭礦と対比したのが、第17表である。名だたる他の大規模炭礦と比較して、まず気が付くのが三池炭礦の職工比率の高さと女子労働力比率の高さである。該表は三池製作所を含めた数値と思われるが、他史料から同所職工数を除いても同年一一月で七五七人存在しており、やはり職工比率

第17表 諸炭山労働力構成（明治39年6月現在）

(単位：人)

	採炭夫		支柱夫		手子		運炭夫		運搬夫		職工		雑夫	
	男	女(幼)	男	女	男	女(幼)	男	女(幼)	男	女(幼)	(幼)	男	女(幼)	
三 一 瀬 島 池	1,161	—	269	28	745	997(3)	32	269	1,147	3	1,708(4)	1,321	534(4)	
二 高 明 鰐 芳 忠 金 田	1,046	538	72	—	52	2	—	17	164	—	231	228	26	
	1,111	—	—	—	—	—	—	—	165	—	331	455	163	
	1,177	728(4)	392	56	—	—	119	156(6)	214	16	375	310	70(7)	
	626	354	—	47	—	—	5	91(6)	106	—	193	295	94	
	630	325(6)	28	—	6	2	20	50	49	5	83(5)	115	31	
	270	—	230	—	270	343	11	65	125	—	135	187	130	
	809	449	100	—	63	18	77	85	95	—	202	73	18	

出所) 『鉱夫待遇事例』より。

三井財閥における石炭業の発展構造 (春日)

は他炭礦の群を抜いていた。その理由は、これがまだ炭礦の機械化の差異に起因していたから、川池炭礦の機械化が他の炭礦よりも遅れたことである。かかる機械化の進展は、労働力を生産体系の機械的進行の一環に組み込むことによって、生産工程そのものの過程で労働力の統轄を貫徹する。したがって、川池炭礦の場合ばかりでなく、労務管理の問題は、機械化の遅れていた採炭部門に集中した。

労働力統轄の問題は、募集方法と不可分の関係にある。これらの中、募集方法それ自身が、労働力統轄の体系的一環に位置していかなければならぬ。「直入」や称する炭礦資本による採用は、川池炭礦の川井ぐる松トナリ初より存在してこたが（ほとんどが地元民の応募によると思われる）、一九〇〇年以前の基本は「川池炭礦社坑夫取扱規則」によつて設置された募集請負人による募集である。彼らは募集のみならず、作業管理（労働の指揮・監督）や賃金管理、納屋経営をも担

当し、坑夫統轄の中心的位置を占めていた。それによつて彼らは正規の収入以外の中間的収奪が可能だつたのである。「直轄」制への移行は、彼らのかかる諸権限を剝奪する過程であり、その過程が炭礦資本による坑夫統轄の新たな政策的実践の過程でもあつた。一八九七年（明治三〇）五月「三池炭礦賃錢払渡規則」の制定を起点とし、一九〇八年（明治四一）北田組（北田佐平治を募集請負人とする）の廃止に至る「直轄」制確立の過程はそれを示して²³⁾いる。募集請負人はまず「三池炭礦賃錢払渡規則」によつて賃金管理の権限を奪われ（請負人渡し→本人渡しへ）。一九〇九年には委任受取も禁止）、「募集人規程」（一八九八年八月制定）によつて作業管理の権限が制限された。また「鉱夫納屋貸渡規則」（一八九八年七月制定）や壳勘場の設置（一八九九年に地方商人に開かせ、その後炭礦資本の直営となり、九九年壳勘場と改称²⁴⁾）、「坑夫賄方心得」（一九〇一年二月制定）によつて納屋經營による収奪の可能性も封ぜられ、さらに一九〇七年（明治四〇）七月の部規第九六号による採炭・運炭の軟易による等級化の決定により、請負人の坑夫振り分けによる坑夫収奪の可能性も奪われた。こうした募集請負人の諸権限の剝奪と対応して、炭礦資本による直接管理の諸係が設置されていく。一八九九年（明治三一）四月には坑夫取扱主任が新設され、一九〇一年三月には「坑夫小屋世話人服務心得」の制定により、募集請負人とは別に坑夫小屋世話人が設置され、同年九月の「鉱夫募集仮規則」では同一地域からの募集人のなかから「世話人」が選出され、坑夫取扱主任—坑夫取扱係—小頭—坑夫世話方—坑夫の「直轄」制のラインが形成されていく。かかる「直轄」制への移行の背景には、募集請負人による弊害（坑夫賃金の中間的収奪による坑夫の生産意欲や体力の低下、飲食・金錢などによる坑夫の奪合いなど）の排除や請負人まかせによる坑夫募集の困難さなどもあるが、重要なのは先に述べた囚人労働力の縮小→「土百姓」方針への転換によつて、計画的募集が必要になつたことと、機械化の進展に伴つて作業の統一的指揮や市場の需要に応じた弾力的で敏活な作業管理が必要になつたことにあると言えよう。ちなみに三池炭礦の坑夫直轄化の過程と軌を一にして、後にみるよに需要に機敏に対応すべく三井物産の港湾人夫の直轄化がおこなわれている。

ところで「直轄」制による労働力統轄の基本方策は何かと言えば、三池の場合募集請負人の権限の剝奪過程で暗示されているようだ。賃金政策の駆使と福利厚生の拡充である。まず賃金についてみると第18表に示すごとく、零細炭礦の密集する常盤地方を除くと三池炭礦は他山に比してかなり低賃金である。とりわけ坑夫＝採炭夫がそうである。これは囚人労働力から「土百姓」＝貧農労働力への蓄積基盤の移行が、炭礦資本の意図したところに展開したことを意味する。この低賃金を可能にしたのは、何よりもまず山田直矢の指示のもとに低生産力地帯における低収入の農民を積極的に利用した点にあり、三池が筑豊などの炭山地帯から遠隔の地にあり他炭坑との競合をまぬがれた点も一因であろう。それ

第18表 諸地域炭山賃金額

(単位：円)

地方別	坑夫		支柱夫		手子		選炭夫		運搬夫		職工		雑夫その他	
	男	女	同左	"										
北海道 坑内	1.116	—	1.338	—	0.434	0.251	—	—	0.707	0.500	0.627	—	0.494	—
坑外	—	—	—	—	—	—	—	—	0.680	—	0.626	0.476	0.461	0.246
常盤 同上	0.689	0.350	0.522	—	0.369	0.304	0.305	0.189	0.466	—	0.419	—	0.347	0.261
"	—	—	—	—	—	—	—	—	0.404	—	0.430	—	0.299	0.179
筑豊 同上	0.672	0.551	0.582	0.508	0.554	0.492	0.382	0.278	0.485	0.393	0.538	—	0.427	0.205
"	—	—	—	—	—	—	—	—	0.453	0.279	0.532	—	0.412	0.261
唐津 同上	0.612	0.466	0.582	0.430	0.542	0.382	0.307	0.216	0.464	0.480	0.521	—	0.395	0.349
"	—	—	—	—	—	—	—	—	0.420	0.255	0.533	—	0.349	0.234
三池 同上	0.566	—	0.461	0.240	0.469	0.404	0.220	0.202	0.368	0.228	0.493	—	0.280	0.237
"	—	—	—	—	—	—	—	—	0.371	—	0.449	—	0.275	0.200
高島 同上	0.647	—	—	—	—	—	—	—	0.440	—	0.563	—	0.389	—
"	—	—	—	—	—	—	—	—	0.440	—	0.563	—	0.389	0.249

出所)『鉱夫待遇事例』より。空欄はま原史料のまま。

と同時に次の点を指摘しなければならない。それは賃金政策の巧さと、賃金政策と表裏の関係にある福利厚生の拡充である。賃金政策の巧さとは次のことである。先の山田直矢の「土着採炭夫」養成方針の中で提起され、実践された方策、つまり賃金ベースは低く抑え、その代替としてさまざまな賞金や奨励金を設けることである。⁽²⁶⁾ それによつて坑夫個々人の賃金額の相違は、坑夫それぞれの働きぶりの差異にあるとして、坑夫の生産意欲をかきたてることができたし、低賃金の構造それ自体も維持しえたのである。この賃金政策は、他方福利厚生関係の諸施設によって補完され坑夫移動を防いだ。壳勘定による低廉価米の販売、保育所（母親の稼動のため）や小学校の設立などがそれである。このように低生産力地帯からの農民の採用と低賃金政策と福利厚生施設とは不可分の関係にあり、かかる関係こそそのちに見る三池炭礦の工賃の安さと礦夫費（福利厚生関係費）の高さの原因であった（第25表参照）。

以上のように三池炭礦は、払下げ当初囚人労働をその蓄積の最大の基盤としていたが、一九〇〇年を境に低生産力地帯の貧農にその蓄積の基盤を転換し、機械化の積極的推進と低賃金を武器に他炭礦の追随を許さない資本蓄積を遂行したのである。

(1) たとえば梅谷坑の場合、一八九一年（明治二四）三月一日付荒木正夫への採炭請負契約の条件をみると、トン当たり六二錢の買上げ（第一条）、採炭上の技術に至るまですべて三池炭礦社の指揮に従うこと（第二、三条）、三池炭礦社の使役鉱夫を使用しないこと（第七条）などの条件が付せられ、それを履行しない場合には、いつでも解雇できた（第十条）。（三池鉱業所史料「雜種契約書」所収「梅谷坑石炭採掘受負ノ件」）。

- (2) 「三池炭山ノ内勝立坑非常天災ニ相罹リ廢坑ト相成候儀ニ付歎願」（三井文庫所蔵史料 物産二二五）。
- (3) 『団琢磨傳』上巻二二七、一九ページ参照。
- (4) 「三池鉱業所沿革史」（第十一巻倉庫）一四二ページ。
- (5) 『団琢磨傳』（下巻）一九一ページ。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

- (6) 「三池鉱業所沿革史」（第四巻機械課）一〇ページ。
- (7) 同右「沿革史」（第四巻機械課六）五六ページ。
- (8) 坑内馬匹運炭については、山本次八（七浦、宮ノ浦、大浦）、宮崎虎吉、杉野梅太郎（一八九三年山本に代って大浦坑請負）、荒木良晴、宮川健太郎（勝立坑）が請負っていたが（三池鉱業所史料「雜種契約書」所収史料参照）、一八九四年一〇月「其大部分ヲ直轄トシ専任ノ馬匹係ヲ設ケルコトニナッタ」（同右「沿革史」第四巻機械課四 三八六ページ）。請負貸の一例をあげれば、一八九三年（明治二六）の宮崎らとの契約では一日一頭四八錢六厘（馬丁添）、休馬飼料賃二〇錢七厘となつてゐる（「雜種契約書」所収「大浦坑内運炭由馬受負ノ件」）。
- (9) 隅谷三喜男「炭坑における労務管理の成立」（中村・大塚・鈴木編『企業経済分析』）のち隅谷『日本資労働の史的研究』所収）。
- (10) なお「尾形サンガ当地ニ來ラレテカラ間モ無ク、能電ガマダ水利権ヲ取ッテ居ナイ頃、三井ノ手デ九州ノ水利権ヲ獲得シテ大々的ニ発電事業ヲ起シ、自家用ニ利用シタ餘余ノ電力ヲ全九州ニ供給シタラト言フ案ヲ持ッテ居ラレタ様デスガ到頭実現シナカッタ」（談話聴取録（三池）其二 所収「木下寅松談話」）と回顧されてゐる点は興味深い。
- (11) 前掲「沿革史」（第五巻電気課）二五六ページ。
- (12) 宗時雄「電氣事業ノ創設ト發展」（前掲「談話聴取録」）。
- (13) 前掲「沿革史」（第七巻労務課一一）六七ページ。
- (14) 「國友房雄談話」（前掲「談話聴取録」）。
- (15) 前掲「沿革史」（第十一巻倉庫課）五〇ページ。
- (16) 同右。同巻では品種別、年代別に購入物品の需要先が記されている。
- (17) 以上については、三池鉱業所史料「諸向徃復」（明治二二～四四年）、前掲「沿革史」（第四巻機械課一～九）、「三池製作所沿革史」（第三巻第二編技術其二）など参照。
- (18) 団理事は一九〇〇年（明治三三）九月一日山田事務長宛通達の中で、囚人使用を否定した上で「出炭減少の為め困難切迫嘸かし御苦心の事と奉察候（中略）此際坑夫募集の如きも旧慣のみを頼みとするは到底得策に有之間敷、何とか新工風を為し局面を改め大に憤發せざるへからざる義と被為存候」と述べ、囚人廃止後の新たな坑夫募集を指示している（「三池刑務所

「沿革」其二) 一二三六ページ。

(19) たとえば団は囚人使用について次のように述べている。

「アノ人達（囚人・筆者注）ハ伸縮ガ出来ナイ、仕事場ガ広クナッタカラ増セト云ッテモソレハ増セナ、狹クナッタカラ少クシロト云フ事モナカナカ出来ヌ、ダカラ賃錢ハ廉クテモ何ニモナラヌ、トントンニナッテシマウ」（団理事長談話速記録（其二））五六ページ）。

(20) 「土百姓」採用方針については、本部岡本主事宛三池炭礦事務長山田直矢書信（三池鉱業所史料「本店往復」（明治三三〇三年五月）所収）。保護会は一九〇〇年の規約で、その目的を「三池集治監其他ノ出獄人ニシテ三池炭礦ノ坑夫ト為リ稼業スル者ヲ収容保護スルヲ以テ目的トス」（第一条）と唄っている（同右 所収）。

(21) 以上の三点については、「三池炭礦鉱夫月報」（三池鉱業所史料）、前掲山田直矢書信、「三池鉱業所沿革史」（第七卷労務課一二）七五四ページ参照。

(22) 「三池炭礦使役人員日計表」（三池鉱業所史料）参照。

(23) 以下の諸規則については「例規」（三池鉱業所史料）に所収されている。

(24) 該規則第九条に「募集人ニハ單ニ鉱夫募集ヲ命ジ、其報酬トシテ前記ノ手数料ヲ付与スルモノニシテ一旦鉱夫ヲ鉱夫係ヘ引渡シタル以上ハ全ク当所直轄ノ坑夫トナルモノナリ（以下略）」と規定している。

(25) この点については「三池鉱業所沿革史」（第七卷労務課八）四三〇一～七四ページ参照。

(26) たとえば、出役日数に応じて賃金を加算したり、米の購入を在職年限に応じて安くしたり、そのほかさまざまな方策がとられている。

(27) 福利厚生関係については「三池鉱業所沿革史」（第七卷労務課四、六、八、九）参照。

3 三池製作所の発展

一八八一年（明治一五）鑄物工場から出発した三池製作所（当時は製作課。以降時期により名称が変化するが製作所で統一する）は、三池炭礦の新坑の開鑿や機械化の進展に照應してその規模を拡大し生産技術を高め、三池炭礦の発展を促進

した。

三池製作所の発展は、一九一八年（大正七）の独立事業所になるまで、ほぼ以下の三つの段階に区分できる。

第一期……三池炭礦の払下げ～一八九九年（明治三二）まで。専ら三池炭礦の諸機械（蒸気用）並びに木造船の製作・修繕に従事。

第二期……一九〇〇年（明治三三）～一九〇九年（明治四二）まで。社外請負注文の開始と鉱山用蒸氣力機械の技術の達成。

第三期……一九一〇年（明治四三）～一九一八年（大正七）。電氣関係諸機械製作への転換。
以下各時期の特徴を、その方針、製作技術、規模の三点を中心に検討する。

〔第一期〕 三池炭礦の払下げが決定すると、三井では職工の雇入れに力を注ぎ、一八八九年（明治二二）に入ると直ちに「三菱造船所就業ノ職工（上等職人）十三名ト外ニ數名ヲ備ヒ入レ、又見習トシテ無賃ノ者（年齢十四、五歳ニシテ志望堅固ノ者）、有賃ノ者（年齢十七、ハニテ職工志願ノ者）數名ヲ採用⁽¹⁾」し、三池製作所の拡充に努めた。同年七月には、製作科長（當時、製作科として三池炭礦社の一科であった）に就任した横山貞嗣は、「營業方針意見」と題する以下に示す六項目にわたる製作所拡張方針案を提出した。⁽²⁾ 一、全山機械に関する諸事項の調査、考案 一、各坑付属の修繕工場の製作所への統一（坑口修繕工事の限定） 一、新地所への工場の移転、拡張 一、独立營業組織への編成替 一、外国技師の招聘 一、工具機械の導入に必要な一万一〇〇〇円出資、これがその提案内容である。製作所の運営は当初この方針に沿って進められる。一八九〇年（明治二三）にはイギリス人アルワインを聘し、坑内運搬用エンドレスロープを設計、設置し（該機械使用の嚆矢）、翌年五月一八日には三池炭礦ならびに九州地方の産業發展を背景に、三池炭礦社事務長団琢磨から西邑、益田宛に製作所独立營業組織について上申し、一二五日に認可されている。⁽³⁾ この時点においては、三池製作所の

業務は、諸機械の修繕・改修が中心であった。⁽⁴⁾ この状態から三池製作所を一段と飛躍させたのは、デビーポンプの導入による勝立坑の開鑿の成功（一八九三年）である。勝立坑開鑿成功の翌年六月一三日には、「将来当山ノ旺盛ハ器械ノ改良増設ニ有之」という見地から、諸機械の新設費として本店に対し二万七〇〇〇円の資金請求（同月認可）が出されているし、七月一七日にはデビーポンプの作製に必要な製作場の拡張と移転の費用六万九四八円五〇銭の資金を要請している（デビーポンプの製作費は英國注文に比し、二万五六二一円五〇銭廉価になると試算⁽⁵⁾）。製作所拡張への意欲が極めて強かつたことは、右記の要請額が一万円ほど減額されたのを不満として八月一一日、団が再び以下のように鉱山機械製作の日本の現状を陳述し、製作所発展の必要性を訴え、その増額を要請している点から窺い知ることができる。⁽⁶⁾

目下当山製作所ノ如キハ、一ヶ年器械器具ノ製作修繕ノタメ凡ソ拾万円ノ仕事ヲナスニモ拘ラズ、尚過半ハ他方ニ註文セザルベカラザル有様ニ有之、殊ニ目今ノ如キハ為替相場下落ノ為メ外國ヨリ購入スルモノハ、總テ當方ニテ製造代価ノ三倍ニモ根上リ、又之ヲ内地ニテ製造セントスルモ九州ニ於テハ長崎造船所ノ外一トシテ依頼スベキ場所無之、偶然長崎ノ如キハ註文スルモ其代価非常ニ高価ナル上、時々遷延シ、京阪間ノ製造所ト雖凡て同様ニ有之、殊ニ當山ニ使用スル鉱山器械ノ如キハ、一種特別ノモノニテ船舶器械等ノ如ク稍内地ニテ経験アルモノニ異リ十分信用ヲ置キ依頼スル個所誠ニ乏敷キ故、一々當方ニテ設計シ厳重ナル監督ヲ要シ頗ル不便利ニシテ大ニ時機ヲ誤リ候間、仮令大「ポンプ」ヲ当地ニテ製造セザルトスルモ結局製作所ヲ拡張シ、當山使用ノ諸器械類ハ此ノ製作所ニテ製造シ、尙余地アラバ、九州地方将来鉱業工業ノ發達ハ最モ器械的ニ可有之ニ付、當山ノ経験ヲ以テ其需要ニ応スレバ单ニ当山鉱業上ニ著大ノ使益ヲ得ル而已ナラズ、製作所独立維持ノ經濟ハ十分相立可申ト確信仕候

こうした山元の強い要請（宮原坑の開鑿にデビーポンプを導入するという背景も伴つて）により、翌九五年（明治二八）には新工場の建築に着工、九六年に竣工、移転している（工場の規模や人數の、払下げ當時との比較については、第19表《その1》参照）。また移転と平行して職工養成制度として、見習に代つて「器械科伝習生規則」（九五年一月制定、翌年四月募集開始）が設けられ、一九一三年（大正二）一〇月の「徒弟養成規則」の制定まで三池製作所の重要な担い手を養成して

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第19表 三池製作所の発展状況（その1 工場規模）

		年 1889	1896	1911	1917
各 種 工 場 坪 数	木 鑄 物 鍛 製 仕 上 工 場	34 100 35 — — 24 48 27 10 — 10	55 300 100 130 394 — — — 16 — 161	124 374 216 284 571 — — — 46 721 — 2,497	124 439 216 284 675 — — — 252 721 50 3,007
	鐵 冶 罐 工 場				
	動 機 室				
	機 械 組 立 工 場			46	252
	電 機 工 場			721	721
	ガ ス 熔 接 工 場			—	50
	事 務 所 其 他			161	246
	計	289	995	2,497	3,007
	職 員	7		12	152
	職 工	97		978	1,015
人 員	計	104		990	1,167

出所) 「三池製作所沿革史」(第一巻、第二巻) より作成。

- 注) 1. 1896年、1911年の場合、それぞれ汽罐場64坪、34坪の数値が、この他にみられる。四山分工場は除く。
2. 人員中に徒弟、日傭は含まれない。(1917年の場合、徒弟719人、日傭313人を数える)。
3. 坪以下切捨て。
4. 1889年の職員は、所長心得1、事務見習1、職長1、小頭1も含めた合計である。1911年の職員の数値に疑問が残るが、そのままとした。

いくのである。⁽⁷⁾

しかし、この段階では、イギリスから三トン熔鉄炉を輸入新設して三〇寸二聯式スペシャルポンプの製造に着手したり(九三年八月)、スパンチャルポンプの効率の悪さからウォシントン式ポンプを米国から輸入し、その製造に着手するなど、三池製作所は諸機械の輸入↓模倣＝試作→技術の習得という過程を繰り返しながら、蒸気用ポンプや運搬機の技術を習得しつつあったが、大量に製品を設計、生産する状況ではなかつた。

(第19表その2、第20表参照)。

第19表 三池製作所の発展状況（その2 製作品）

製品創始年	機名	種別	使用先
年 1891(明治24)	エンドレスロープ	運搬	宮原坑
"	選炭機	選炭	七浦坑
92("25)	200トン起重機		勝立坑
93("26)	スペシャルポンプ	排水	七浦坑
"	デューキレックスポンプ	"	各坑
"	30寸2聯式ポンプ	"	試作
"	ウォシントン2聯式ポンプ	"	"
"	扇風機	通気	勝立坑
94("27)	捲上機	運搬	磐城炭坑
96("29)	五号汽罐	汽罐	宮原坑
"	大炭車(4トン木製)	運搬	
"	150トン運礦丸	"	
"	デビーポンプ	排水	宮浦坑
97("30)	キャプスタエンジン	汽罐	宮原坑
"	シンキングポンプ	排水	万田坑
98("31)	曳上機	運搬	宮原坑
99("32)	水洗機	水洗	一哩坑
"	洗滌用スクリューコンベア*		"
1902("35)	鉄製炭車*	運搬	万田坑
03("36)	三聯式ポンプ*	排水	万田坑
04("37)	セントリフューガルポンプ*	"	四山
"	20馬力電気曳上機	運搬	宮浦坑
05("38)	電気タービンポンプ*	"	宮浦坑
06("39)	電気エンドレスロープ	"	勝立坑
10("43)	空気圧搾機*		本洞坑
11("44)	電気機関車*	運搬	万田坑
14(大正3)	フェースコンベア	"	伊田坑
15("4)	1500kwガスエンジン	発電	田川坑

出所) 「諸機械、設計・製図並=製作創始期調」、「年別設計一覧表」(「三池製作所沿革史」第三巻技術其一) より作成。同「沿革史」(第一巻) 付録などにより補充。

注) *印は設計年次、無印は製作年次。

第20表 三池製作所鉱山用主要機械設計年別

(単位:台)

	ポンプ		捲上機		曳上機		エンドレス機		扇風機		選炭機	
	三池用	他向	同左	"	同左	"	同左	"	同左	"	同左	"
年												
1893(明治26)	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
94(" 27)	—	1	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—
95(" 28)	1	2	—	—	—	—	1	1	—	—	2	—
96(" 29)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97(" 30)	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—
98(" 31)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99(" 32)	4	—	1	—	1	—	2	—	—	—	1	1
1900(" 33)	1	1	—	—	—	—	1	—	—	1	1	—
01(" 34)	4	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—
02(" 35)	1	4	1	—	—	—	3	—	2	—	1	—
03(" 36)	4	3	—	—	—	1	—	—	1	1	—	—
04(" 37)	5 (1)	6	—	—	1 (1)	—	1	2	2	1	—	—
05(" 38)	4 (1)	—	2	—	2 (2)	—	2 (2)	1	—	—	—	—
06(" 39)	2 (2)	1	—	—	—	—	2 (2)	—	—	1	—	—
07(" 40)	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
08(" 41)	3	1	—	—	—	—	1 (1)	—	—	—	—	1
09(" 42)	2 (2)	3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
10(" 43)	3 (3)	2 (1)	—	—	1 (1)	—	2 (2)	1	—	—	—	2
11(" 44)	2 (2)	2	—	—	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1	—	1 (1)	—	1 (1)
12(大正元)	—	—	—	—	—	1 (1)	—	—	—	—	—	1
13(" 2)	—	—	—	—	—	1 (1)	—	1	—	—	—	3

出所 「年別設計一覧表」(「三池製作所沿革史」第三巻技術其一), 「雑種契約書」(三池鉱業所史料) より作成。

注) カッコ内は製品中の電動機数。同一品種については何台製作しても、この表では1である。

〔第一期〕 第一期の三池製作所の発展に一つの転換をもたらしたのは、一八九九年（明治三二）五月の職務章程の改正と翌年の恐慌であった。一八九二年八月製作課から器械科付属に移った三池製作所は、九九年五月三池炭礦事務所に全山の採礦・器械技術に関する最高監督機関として技術部が創設されるに伴い、その所属になった。この機構改革によつて各坑所修繕工場は、その業務を限定して製作所の所属を離れ、それぞれ各坑所の直轄となり、製作所は独自の諸機械の開発と製造に従事することになった。しかし、製作所の業務は「明治三〇年頃ノ各炭山ニハ、各種ノ『ポンプ』据付ケニ依リ、水害防止ノ設備完成シテ、全山大ニ安堵セルニ反シ、器械科ハ製修品ノ註文漸次減退」⁽⁸⁾するという状態であった。加えて、右改革によつて一層その業務が削減し、「操業稍緩」の事態となり、一時伝習生の募集も停止する状況にまでなつた。翌年の恐慌は、事態をさらに深刻にした。かかる事態に対処するために同年二月七日山田直矢事務長は「製作所営業ニ関スル件」⁽⁹⁾を本店に提出した。

從来専ラ当炭礦用器械類ノ製造修繕ノミニ従事シ、他向注文引受ノ余裕無御座候處、是等諸般ノ設備モ追々整頓之緒ニ就キ、其結果小工事ハ近年多少減少シ（中略）仮令間々或ル部分ニ於テ多少手隙ノ傾キヲ示シ候時ハ、職工等ヲ減少致候時ハ、他日急場ノ際ニ當リ云フヘカラサル差支ヲ來シ可申、就而ハ製作事業繁閑調和ノ為メ當方工事手隙ノ際ニ於ケル間合仕事トシテ筑豊地方各炭山用諸器械ヲ引受申度、是等ハ概シテ小形ノモノ多ク當製作所ニテハ從来ノ経験モ有之旁双方利スル所可不少ト存候。

三池炭礦の拡大や不時の事故のために、過剰職工や遊休設備を維持しなければならず、他方で業務が減少するといふ矛盾を、山田直矢は社外注文の引受によって解決しようとしたのである。その場合、三池炭礦の運営に支障を来たさぬようには、三池炭礦の繁忙の際には注文を引き受けないこと、取引先を筑豊に限ることなどの限定条件を付し、また他向注文引受の利益が僅少であり経験も乏しいところから、「製作所ハ表面直接他向ノ注文ヲ引受ケサルモノト」し、倉庫課（のちの三池港務所）を媒介として注文の引受と販売をおこなうという提案であった。⁽¹⁰⁾翌年七月二十五日「自今其炭礦製

作所ニ於テ事業用ノ為メ新タニ製作スル諸器械類ハ受負価格ヲ定メテ製作ニ着手スヘシ」との社長指令により社外注文

生産が開始され、三池製作所は筑豊地方を中心とする諸炭坑へ諸機械を供給していった（第21表参照）。他方、社外注文引受開始と時を同じくして、三池製作所では万田坑の開鑿に必要な「諸器械ノ設計製造ニ従事」することによつて、漸く作業が軌道にのり、一九〇一年（明治三四）四月には伝習生七九名、翌年には一〇六名を採用している。⁽¹²⁾

以上のように三池炭礦の機械の修繕、改修にはじまり、同炭礦の諸機械の供給をも充した三池製作所は、明治三〇年代後半には筑豊炭礦へも諸機械（とりわけ、運搬、排水機械）を供給するに至つた。それは三池製作所が鉱山用蒸気機械の模倣の段階を脱し、独自で該機械の再生産（→新品種製作）が可能なことを示すものであった。事実、第20表に示したように、明治三〇年代、とりわけ後半には数多くの諸機械を設計、製作するに至つてゐる。そして明治三〇年代末には蒸気捲上機や蒸気ポンプ、同エンドレスロープが減少し、電気関係その他の製品が数を増してゐる。この事実は、三池においても他炭礦においても、この時点でひとまず坑内設備の機械化が一応完了したことを意味しよう。これは日本石炭産業にとって重要な意味をもつてゐた。といふのも當時九州地方において炭礦用の器械を供給できる工場は先の団の要請文でも指摘されているように、三菱長崎造船所以外にはほとんど見るべきものがなかつた（資料的には佐賀の谷口製作所その他三～四の名が出てくるくらいである）。かかる状況下において、三池製作所が、最大の炭田地帯である筑豊炭山に該製作所製の炭礦用諸機械の供給を開始し、一段落を遂げたということは、単に一製作所→一炭礦の機械の自給の問題にとどまらず、機械化による炭礦の再生産が国内的な規模で可能になつたことを意味し、日本石炭産業における産業資本の確立を示すものと言えよう。⁽¹³⁾さらに注目すべきは、三池製作所がその供給先を筑豊に限定したことである。そのねらいは二つあつたと考えられる。一つは筑豊地方に諸機械を供給し該地域の出炭量を高め、その販売を三井物産が担うことによって三井物産の石炭業務の拡大・販売利潤の増大を計ることであり、もう一つは筑豊における主導権を資金

設計年	仕向先	品名
1905(明治38)	山野炭礦	テールロープエンジン機
"	山一田中炭礦	号洗滌機
06("39)	山野炭礦	二聯成ポン式扇風機
"	"	チャーピオン式扇風機
07("40)	曳水洗炭機	上
"	粉炭コンベアー	一ターポル
"	本洞炭礦	粉炭コンベアー
08("41)	伊田炭礦	デューキレックスボン
09("42)	"	選鉄機
"	"	製小炭
"	"	車械ス機
"	"	機械ス機
"	山野炭礦	選電機
10("43)	伊田炭	一ジケ炭
"	"	スロード用
"	串木野金山礦	エンドポンプ
"	伊田洞炭	底ポンプ
"	串木野金山礦	シングギング
"	本洞炭	選炭
11("44)	"	"
"	伊田発電所	キブル、櫓金物、5トンウインチ
"	伊田川炭	タービンポンプ
"	伊田炭	(2台)
"	"	コンデンサー、同付品
"	"	電気曳風機
"	"	電気扇風機
"	"	コロッコ型
"	"	坑外扇風機
"	"	悪石エレ炭
"	三池ガス発電所	選クガス
"	新コークス工場	清掃機
"	"	スラグ貯留場
"	"	スラグ工場
"	"	スラグ工場
"	本田洞炭	安碎工場
"	川炭	工場
"	新コークス工場	スラグ工場
12(大正元)	新亞鉛	工場
"	新鴨生	工場
"	新コークス工場	諸機

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第21表 注文品一覧

設計年	仕向先	品名
年		
1894(明治27)	久留米紡績 磐城炭礦社 田川採炭会 筑前白旗炭 別子銅炭 山野営炭	上機 ドローネン スルボン ヤン 上瀬炭 選
"	礦	ン
95("28)	礦山礦	機
"	礦	ロ
"	礦	ン
99("32)	礦	ポン
"	炭	機
"	炭	機
1900("33)	山野	機
"	一山	機
"	芳谷	類
"	製本	機
"	熊監	類
"	田川	機
01("34)	"炭	原動
"	"炭	動
"	"炭	動
"	"炭	動
02("35)	豊國	(2台)
"	豊國	機
"	"炭	機
"	"炭	機
"	"炭	機
03("36)	九州	機
"	醤油會社	機
"	勝野	機
"	杵島	機
"	"炭	機
04("37)	赤勝	機
"	牛尾	機
"	明治	機
"	豊国	機
"	忠尾	機
"	限	機
"	弁財天	機
"	"炭	機
"	"炭	機
"	"炭	機
05("38)	牛尾	機
"	金山	機
"	"炭	機
"	一哩	機
"	田川	機
"	"炭	機
"	目尾	機
"	炭	機

出所) 「年別設計一覧」(『三池製作所沿革史』第三巻) より作成。

注) 1. 「雜種契約書」, 「諸向往復」(三池鉱業所史料) では他にいくつかの発注がある。

2. 表出した製品は三池炭礦に直接使用する機械以外の製品である。

面や販売面だけでなく、生産面からも確立し、日本石炭業の主導権を握ることにあつたと言えよう。

〔第三期〕 明治三〇年代後半に蒸気用諸機械の自給を達成した三池製作所は、三池炭礦の電化に伴ない、日露戦中・

戦後にはそれまで修理・改造のみに従事していた電力用諸機械の製作に乗り出し、一九〇四年（明治三七）に電気捲上機の製作、〇六年には電気エンドレスロープの製作を嚆矢として、電動機の製作に着手している。⁽¹⁴⁾ 一九一〇年（明治四三）七月三池製作所は旧各種工場の規模を上回る電気工場を設立し（第19表参照）、蒸気動力機から電動機への製作の転換をはかっている。三池築港や万田坑の開拓など大工事への起業投資が一段落した段階で、今度は三池炭礦の電化へ起業費を集中させていったことは、第一項すでに見たとおりである。三池炭礦電化の動機は言うまでもなく生産費の低廉化にあつた。その場合、ネックとなるのは「從来三池製作所ト外国輸入品トノ差益ハ（中略）少クモ四割二分、多キハ八割内外ニ達シ居リ候」⁽¹⁵⁾ と指摘されるような輸入諸製品の高コストである。三池製作所が急速に電動機の製作を推進しなければならない根拠は、そこにあつた。三池炭礦の電化において重要な一つの画期をなすのは熊本電気からの受電と発電ガス機関の製作であろう。「從来專ラ外國ヨリ輸入シキタル『ガス』機関ヲ三池製作所ニテ製作シ得ル自信ヲ得タルハ明治四十五年頃ノコトナリ」と述べられているように、明治末年三池製作所は、最難関であったシリンドラの製作を成し遂げ、発電ガス機関の製作に成功した。この成功は、三池炭礦の電化を飛躍的に発展させただけでなく、熊本電気からの受電と相俟つて骸炭工場の拡張、染料工場や亜鉛工場の新設、各礦の拡張（いづれも該年におこなわれた）を誘引し、いわゆる大牟田コンビナート形成の基礎条件を定礎したのである。この諸事業の勃興に対応して三池製作所は、同年第二次拡張を計画、翌年実施し、二〇〇〇人を越す使用人員を容する大工場に発展している。⁽¹⁶⁾

一般に蒸気力から電力への転換は、産業資本段階から独占資本段階への転換に照應していると言われる。三池炭礦の電化とそれに伴う三池製作所の蒸気動力機から電動機製作への急速な転換は、世界史的規定を受けた日本の産業革命が

急速に独立資本段階へ移行する状況を端的に示していると言えよう。

(1) 「三池製作所沿革史」(第一巻総説其一)六〇ページ。

(2) 同右 五三～六ページ。

(3) 「製作所独立経済ノ件」(本店往復)明治二三～二七年。一八九二年(明治二十五)七月には製作所は器械料付属に変更されている。独立経済がいつまで継続したかは明らかでない。

(4) 前掲「沿革史」(第一巻)付録参照。

(5) 以上、同右「沿革史」(第一巻総説其一)六六～七九ページ。

(6) 以上、同右「沿革史」(第十巻)一二八～三〇ページ。

(7) 伝習生の採用状況は左表の通り(同右「沿革史」第八巻第四編労務一)。

年	人
1896(明治29)	59
97(" 30)	114
98(" 31)	47
99(" 32)	71
1900(" 33)	—
01(" 34)	79
02(" 35)	106
03(" 36)	—
04(" 37)	—
05(" 38)	—
06(" 39)	89
07(" 40)	75
08(" 41)	112
09(" 42)	19
10(" 43)	—
11(" 44)	76
12(大正元)	87
13(" 2)	199

出所)「伝習生徒弟採用
調」より。

(8) 同右「沿革史」(第二巻)一〇～一ページ。

(9) 「本店往復」(自三年～至五年)(三池鉱業所史料)所収。

(10) 「他向注文引受ノ手続概要」(本店往復)(自三年～至五年)所収「製作所営業ニ関スル件」。

(11) 「本店指令集」(自三年至四年)(三池鉱業所史料)。

(12) 以上については前掲「沿革史」(第二巻総説其二)一五～一六ページ。

(13)

大石嘉一郎氏は「労働力群の構成」(同氏編『日本産業革命の研究 下』)で、橋本折哉氏が日本石炭業の産業資本の確立を個別炭礦たる三池に求め、しかも後進国規定(大石説)を誤解して機械の修理と生産まで指標にしている、と批判している。大石氏の橋本批判は、その限りで正しい。ただ行論中で述べたように、三池炭礦・三池製作所の事例は、日本石炭業における産業革命の波頭とその普及(機械化の進展とそれに伴なう社会的価値決定における機械生産の主導性)を示すという意味において、単なる一炭礦の事例の問題ではなく、日本石炭業の発展段階を示す一指標と言えよう。

(14)

以上については前掲「沿革史」(第三卷第二編技術其一)一三六ページ。

(15)

同右「沿革史」(第一巻)一一一ページ。

(16)

同右「沿革史」(第一巻)一一一ページ。

(17) 以上述べたように、三池製作所では電動機製作への転換がおこなわれ、その製品の多くを三池炭礦に供給するが、三池炭礦で使用する電動機のすべてが同所で製作されたわけではない。たとえば、電気機関車は一九〇八年(明治四二)GE製四トン車が購入され(万田坑内水平運搬に使用)以降電気機関車の使用は着々と増大する。しかし一九一九年(大正八)以前ではすべてGE社やシーメンス社からの購入であり(左表、三池製作所では部分品の製作や破損品の取替・修理をおこなっているのみである。このように、三池製作所は、三池炭礦が海外の先進的機械を購入し、生産の増大と経費の低廉化を計ると、その技術を習得して該製品を割安で三池炭礦に供給するという形態を繰り返し採用していく。

用途	年 度	製造所名	名称	使用先
坑内	一九〇八年(明治四二)	GE社	四トン電気機関車	万田坑
坑外	〇九年(一九一〇)	"	一五トン	港務所船積場
"	一二年(一九一三)	シーメンス社	二〇トン	"
"	一七年(大正六)	三菱	六トン	万田—三池港間
内	二四年(一九二七)	GE社	六トン	大浦—七浦間
万田坑	"		"	万田坑

出所)「三池製作沿沿史」(第三巻)117ページより。

4 石炭業拡大の特質と蓄積

これまで三池炭礦を中心に生産機構の側面に沿って、その具体的展開の過程を検討してきた。次に、その展開＝拡大の特質と蓄積との関係が、ここで課題となる。そこでまず第22表をみよう。この表ですぐ気が付く点は、三池炭礦の石炭販売価格が他炭礦に比較して高く、かつ営業費が安価なことである。三池炭礦の営業費の低廉さは、何よりもまず、低賃金に起因していた(第18表参照)。炭礦の場合、これは蓄積を遂行していく上でとりわけ重要である。というのも、営業費構成の中で労賃部分は、最も比重が高く、かつ他の経費が機械化によって低減しているにもかかわらず、増大の一途をたどっているからである。この点について三池炭礦の事例を検討しておこう。

第23表が三池炭礦の営業費構成である。この表の特徴として、第一に採炭費の著増(採炭費は人件費(▽部分)と設備費(△部分)とを含み、採掘費、坑内運炭費、通気費、疏水費、坑外捲揚費、坑内曳揚費、点燈費、選炭費、支柱費、坑内運炭費の一〇項目から構成されている)、第二に明治二〇年代末から三〇年代初めにかけての動力費の急増、第三に明治三〇年代半ば以降の器械費の急増、この三点が挙げられる。それはすでに検討した三池炭礦の一方における機械化の進展と、他方採炭部面における手労働的性格の残存とを示している。この特徴をもう少し細部に立入って検討するために掲げたのが、第24表である。この表から明瞭なように、機械化の進展している動力費や坑外運炭費(坑外運炭については本論文の三の2を参照)、採炭費中の排水費は、絶対額の増大とは逆にトン当り費用が低減しているのに對し、手労働的性格の濃い採掘費や坑内運炭費のトン当り費用は、一貫して増大している。したがって、労賃部分一般ではなく、坑内採運炭夫の賃金をいかに抑えるかが、蓄積にとって重要な課題だったわけである。

三池炭礦は、すでにみたように坑内採運炭労働力として囚人ないし貧農を投入することによって、該賃金の高騰を抑え、営業費を低廉にし(第25表参照)、またその炭質の良さと次章でみるように三井物産の販売機能とによって高価格を

第22表 各坑トン当たり販売価格並びに営業費

(単位:円)

	三 池		田 川		本 洞		山 野	
	販 売 価 単 価	営 業 費	同 左	"	同 左	"	同 左	"
年								
1889(明治22)	2.07	2.114	—	—	—	—	—	—
90(" 23)	2.65	2.192	—	—	—	—	—	—
91(" 24)	2.51	1.660	—	—	—	—	—	—
92(" 25)	1.91	2.129	—	—	—	—	—	—
93(" 26)	1.73	1.121	—	—	—	—	—	—
94(" 27)	2.79	1.168	—	—	—	—	—	—
95(" 28)	2.98	1.268	—	—	—	—	—	—
96(" 29)	2.65	1.756	—	—	—	—	—	—
97(" 30)	3.45	2.307	—	—	—	—	—	—
98(" 31)	5.69	2.165	—	—	—	—	3.50	4.901
99(" 32)	4.90	2.311	—	—	—	—	2.40	3.418
1900(" 33)	3.64	3.031	3.66	3.113	—	—	2.50	2.941
01(" 34)	4.39	2.794	3.96	3.141	—	—	3.16	2.471
02(" 35)	4.09	2.733	4.07	2.986	—	—	2.77	2.628
03(" 36)	3.75	2.315	3.26	3.029	—	—	2.41	2.402
04(" 37)	3.34	2.143	3.36	2.982	—	—	1.87	2.255
05(" 38)	3.31	2.495	3.78	3.026	—	—	2.11	4.091
06(" 39)	5.46	2.493	5.21	4.003	—	—	4.81	4.717
07(" 40)	4.71	3.162	4.60	4.252	—	5.527	3.87	4.270
08(" 41)	4.71	2.887	4.50	4.184	4.33	4.636	3.97	4.411
09(" 42)	3.88	2.123	3.64	2.769	4.66	3.685	3.02	2.883
10(" 43)	3.49	1.901	2.84	2.321	3.67	3.114	2.16	2.160
11(" 44)	3.35	2.038	2.67	2.481	2.14	3.042	2.19	2.128
12(大正元)	3.16	2.133	3.17	2.681	3.11	3.443	2.30	2.265
13(" 2)	3.26	2.049	3.26	2.794	3.04	3.169	2.49	2.256

出所) 「石炭販売高・手取単価調」(「三井鉱山五十年史稿」卷五一二), 各坑「営業費決算表」(「三池鉱業所沿革史」第十巻会計課, 「田川鉱業所沿革史」第一巻総説, 「山野鉱業所沿革史」第二巻, 「本洞鉱業所沿革史」全) より作成。

- 注) 1. 明治22~4年を除く各年度の数値は、それぞれ下半期の数値である。
 2. 明治42年下期より決算勘定の様式が変化する。
 3. 上とは上期のこと。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第24表 三池炭礦営業費主要費目内訳表

(単位：円)

	採炭費中主要項目						動力費 トン当り	坑外 運炭費 トン当り		
	排水費		採掘費		運搬費					
	総額	トン当り	同左	"	同左	"				
年										
1889	35,508	0.076	85,928	0.183	51,437	0.110	0.041	—		
90	37,463	0.076	99,715	0.201	47,500	0.096	0.069	—		
91	27,344	0.046	128,298	0.215	54,395	0.091	0.068	—		
92	26,379	0.054	96,227	0.196	42,677	0.087	0.136	—		
93	24,395	0.041	80,787	0.135	45,008	0.075	0.137	0.081		
94	28,909	0.043	91,826	0.138	63,768	0.095	0.135	0.098		
95	35,032	0.053	80,232	0.123	62,318	0.096	0.155	0.089		
96	91,883	0.125	101,008	0.137	82,572	0.112	0.226	0.128		
97	138,176	0.219	117,543	0.185	96,563	0.152	0.424	0.174		
98	162,728	0.223	149,062	0.199	163,409	0.219	0.416	0.210		
99	129,877	0.180	148,406	0.206	172,872	0.241	0.359	0.221		
1900	139,889	0.189	178,440	0.241	165,126	0.223	0.365	0.235		
01	166,087	0.183	242,507	0.268	230,112	0.253	0.304	0.177		
02	131,147	0.136	286,322	0.296	286,127	0.296	0.284	0.158		
03	49,966	0.045	348,532	0.313	283,065	0.254	0.229	0.078		
04	37,808	0.030	383,017	0.305	251,694	0.200	0.158	0.077		
05	40,573	0.030	372,355	0.281	271,735	0.205	0.139	0.071		
06	43,546	0.029	458,054	0.309	350,483	0.236	0.206	0.098		
07	59,199	0.039	507,920	0.352	397,877	0.265	0.213	0.097		
08	63,069	0.041	649,824	0.498	414,948	0.271	0.210	0.095		

出所) 次頁第23表と同じ。

注) 各年度トン当り費用は、上・下両期の平均値である。

(単位：円)

改修費	作業費			流通経費		雑費	その他
	採炭費	鉱夫費	試錐費	坑外費	流通諸費		
52,876	199,696	—	1,978	—	159,948	10,278	143,054
128,836	224,511	—	3,692	—	182,028	13,285	111,125
—	248,788	—	1,025	—	218,130	6,358	117,743
7,668	194,025	—	638	—	194,995	28,027	99,176
—	208,491	—	2,678	49,058	116,539	32,693	19,917
—	294,196	—	1,398	65,214	125,244	33,735	31,944
—	250,617	—	2,791	58,104	144,444	3,990	51,452
—	378,103	—	1,331	94,194	180,293	—	82,634
—	471,566	—	4,736	111,014	160,190	—	154,457
—	380,034	—	5,248	156,700	226,720	—	136,667
—	570,943	—	7,900	158,677	238,445	—	137,050
—	651,984	—	11,087	173,916	279,003	—	169,121
—	806,113	—	11,118	159,264	343,653	—	146,628
—	920,745	25,700	9,729	153,018	387,200	—	191,545
—	824,996	117,948	11,996	87,990	429,024	38,876	83,419
—	856,669	109,145	12,859	96,983	446,571	39,959	85,724
—	869,815	128,834	10,626	94,520	485,953	80,583	82,111
—	1,052,351	214,281	19,458	146,368	548,023	112,460	119,630
—	1,217,228	263,291	29,891	145,636	549,493	149,860	172,180
—	1,397,181	328,050	35,883	146,104	431,136	91,713	170,622
—	791,340	158,036	16,864	94,078	17,686	70,662	127,779

金も除いてある。

考え方の異なるが、採炭上の必要経費として作業費に入れた。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第23表 三池炭礦の経費構成

年	管 理 費		固 定 資 本 費				
	諸 納	事務所費	器 械 費	營 繕 費	借 地・ 借 家 料	汽 缸 費	炭 車 費
1889(明治22)	42,803	5,395	68,152	15,032	903	19,418	19,468
90(" 23)	54,473	9,192	34,258	17,510	3,646	34,137	15,372
91(" 24)	41,689	8,983	19,812	19,931	3,338	40,887	12,197
92(" 25)	40,736	7,470	58,271	17,418	3,454	65,160	14,143
93(" 26)	36,252	—	67,703	18,474	3,138	82,418	14,210
94(" 27)	47,755	860	15,759	7,896	3,055	90,390	16,764
95(" 28)	51,320	14,126	—	7,859	749	101,773	4,969
96(" 29)	58,671	24,791	—	14,725	434	166,264	11,409
97(" 30)	83,178	24,046	—	14,068	721	268,265	13,603
98(" 31)	90,455	25,040	—	17,987	1,058	308,722	37,769
99(" 32)	100,445	22,579	—	19,584	1,295	258,139	30,936
1900(" 33)	106,673	36,947	—	33,210	1,435	269,915	31,217
01(" 34)	141,912	51,991	—	40,911	2,319	274,926	46,170
02(" 35)	155,629	79,073	—	39,874	2,967	275,038	44,203
03(" 36)	194,231	73,428	106,713	32,281	3,846	254,301	—
04(" 37)	218,194	43,076	142,353	34,347	5,041	199,069	—
05(" 38)	190,124	48,380	165,559	52,965	3,389	184,182	—
06(" 39)	176,750	53,815	290,616	73,127	3,449	305,321	—
07(" 40)	193,389	76,549	362,792	85,133	3,846	319,496	—
08(" 41)	262,886	157,353	329,485	99,242	7,410	320,928	—
09(" 42)上	146,444	101,583	173,011	62,700	3,026	155,205	—

出所) 「三池炭礦創業以来毎期別営業費決算表」(「三池鉱業所沿革史」第十巻会計課) より作成。

- 注) 1. その他とは諸税、銀行利子、淡疏費、残炭代である。代用炭代は含めてない。また鉱山払下年賦
 2. 流通費とは水洗、貯炭、運送費である。鉱夫費とは鉱夫関係の福利厚生関係費であり管理費とも
 3. 円未満切捨て。上とは上期のこと。

第25表 各坑トン当たり単価内訳

(単位：円)

	池											
	監督費	借地・ 借家料	諸 税	礦夫費	鉄道運搬費	工 貨	用 品	雜 費	器械費	營繕費	探礦試錐費	小 計
年												
1909(明治42)下	0.1605	0.0027	0.0149	0.2064	0.1168	0.9046	0.6879	0.0454	0.0388	0.0239	0.0210	2.2229
10(" 43)上	0.1440	0.0023	0.0625	0.1431	0.1254	0.8231	0.5940	0.0435	0.0327	0.0123	0.0162	1.9991
"(")下	0.1407	0.0019	0.0825	0.1353	0.1215	0.8112	0.6102	0.0295	0.0132	0.0175	0.0194	1.9829
11(" 44)上	0.1243	0.0021	0.1507	0.1623	0.1169	0.8020	0.5533	0.0847	0.0271	0.0336	0.0128	2.0698
"(")下	0.1333	0.0022	0.1875	0.2173	0.1175	0.8319	0.6128	0.0737	0.0230	0.0114	0.0136	2.2242
田												
1909(明治42)下	0.2172	0.0005	0.0211	0.0581	—	1.5631	0.9168	0.0207	0.0053	0.0032	0.0321	2.8381
10(" 43)上	0.1808	0.0015	0.0733	0.0377	—	1.3064	0.7077	0.0185	—	0.0041	0.0140	2.3440
"(")下	0.1795	0.0007	0.0828	0.0408	—	1.3306	0.6717	0.0168	—	—	0.0070	2.3299
11(" 44)上	0.1568	0.0012	0.1047	0.0540	—	1.3790	0.7512	0.0224	0.0026	0.0350	0.0074	2.5143
"(")下	0.1575	0.0012	0.0871	0.0537	—	1.3841	0.7497	0.0355	0.0024	0.0303	0.0122	2.5137
山												
1909(明治42)下	0.2023	0.0011	0.0014	0.0532	—	1.6087	0.9324	0.0308	0.0063	0.0571	0.0131	2.9064
10(" 43)上	0.1684	0.0110	0.0491	0.0160	—	1.3257	0.6834	0.0272	0.0075	0.0137	0.0062	2.3082
"(")下	0.1544	0.0011	0.0474	0.0150	—	1.2601	0.6520	0.0310	—	0.0233	0.0003	2.1846
11(" 44)上	0.1444	0.0005	0.0406	0.0108	—	1.3124	0.6062	0.0238	—	0.0322	—	2.1709
"(")下	0.1388	0.0003	0.0402	0.0176	—	1.2842	0.6217	0.0180	—	0.0241	—	2.1449
本												
1909(明治42)下	0.2680	0.0045	0.0020	0.1424	—	2.1446	1.0141	0.0668	—	0.0135	0.0290	3.6849
10(" 43)上	0.2258	0.0094	0.0470	0.0596	—	1.9050	0.8826	0.0470	0.0075	0.0015	0.0278	3.2132
"(")下	0.2101	0.0024	0.0452	0.0647	—	1.7823	0.9515	0.0276	—	0.0199	0.0109	3.1146
11(" 44)上	0.1727	0.0105	0.0376	0.0467	—	1.6544	0.8443	0.0397	—	0.0199	0.0168	2.8426
"(")下	0.1823	0.0025	0.0441	0.0569	—	1.7721	0.9093	0.0447	0.0035	0.0313	0.0003	3.0470

出所) 「三井合名会社決算付属表」より作成。

注) 礦夫費とは礦夫の福利厚生諸費である。

第26表 三井鉱山会社総益金内訳表(その1)

(単位:円)

年 度	本店収支Ⓐ	諸 事 業 損 益				総益金合計(Ⓐ+Ⓑ)
		三 池 炭 磨	三池以外諸山	芝浦製作所	小 計Ⓑ	
1889(明治22)	0	334,709	0	0	334,709	334,709
90(" 23)	0	583,012	0	0	583,012	583,012
91(" 24)	0	545,725	0	0	545,725	545,725
92(" 25)	▲ 45,909	286,640	87,329	0	373,969	328,060
93(" 26)	17,868	562,588	50,975	0	613,563	631,432
94(" 27)	▲ 27,086	927,022	56,033	0	983,055	955,968
95(" 28)	▲ 13,834	1,226,563	▲ 3,744	0	1,222,819	1,208,983
96(" 29)	▲ 13,187	1,091,807	47,892	0	1,139,699	1,126,512
97(" 30)	▲ 54,102	874,926	▲ 15,378	0	859,548	805,445
98(" 31)	▲ 92,166	1,997,879	▲ 27,556	0	1,970,323	1,878,156
99(" 32)	▲ 60,400	1,942,853	▲ 46,776	▲ 26,704	1,896,077	1,808,970
1900(" 33)	▲ 219,970	1,449,172	67,553	21,688	1,538,413	1,318,443
01(" 34)	▲ 280,681	1,818,067	273,151	52,613	2,143,831	1,863,150

出所) 「三井引受後明治三十四年迄総益金内訳表」,「三井引受後明治三十四年迄益金分配表」(「井上交付書類」)より作成。

注) 円未満切捨て。 ▲印は損。 三池炭磨の損益は、「三池炭磨月報」,「大蔵省提出礦山営業成績報告」と数値が異なるが,そのままとした。

(単位：円、%)

炭山以外諸事業損益①					⑤(④+①)	総益金 合計	⑧ — ⑨	⑩ — ⑪
神岡鉱山	岩雄登 鉱山	剣山鉱山	芝浦製 作所	集 (コークス) 媒			④	⑤
14,460	12,187	71	45,014	—	1,123,606	971,478	78.9	93.6
46,234	—	—	23,091	—	1,277,672	1,101,718	77.5	94.5
69,894	436	18,117	—	—	1,318,898	1,156,178	82.2	93.2
75,363	▲11,353	2,060	—	—	1,356,249	1,167,596	82.6	95.1
92,465	32,740	—	—	37,895	1,833,743	1,538,086	77.4	91.1
108,359	—	—	—	38,755	2,257,172	1,977,666	79.0	93.4
126,430	41,786	—	—	46,379	2,284,618	1,986,456	79.1	90.0
117,238	—	—	—	39,412	2,033,729	1,819,273	79.2	91.7
293,419	86,986	—	—	57,960	2,103,499	1,897,454	69.0	77.8

38年下期)「井上交付書類」、「三井合名会社決算表」、同「決算付属表」(明治42年下期～44年)より作成。

実現し、第26表のような蓄積を遂行したのである。つまり三池炭礦の発展は、機械化の進展と低賃金との結合によつてもたらされたと言えるのである。かかる三池炭礦の蓄積も三池炭礦単独で可能だつたわけではない点に注目しなければならない。それは三井物産の販売機能＝価格維持機能を通じてはじめて可能となつたのである。そして、三井物産は三池炭礦の高蓄積を保証する上からも、外延的拡大、すなわち他炭礦の買収を推進する必要があつた。したがつて、外延的拡大の特質と蓄積とのかかわりが次の問題となる。

三池炭礦の買収以降、三井は他の大資本に遅れて筑豊地方に進出した。筑豊地方へは日清戦争を境にして三菱、住友、古河などの中央の大資本が大挙して進出した。彼らの進出につて一八八八年(明治21)に制定した「撰定鉱区」(亂掘防止のため、行政官庁が筑豊の坑区数を一定規模以上に設定すること。一九万坪～六五万坪の二一坑区に区分、のち三四坑区に区分された)の制度は、進出にかつこうの条件を提供していた。というのも、既成の最大炭坑の二倍以上の規模を有する「撰定坑区」は、地元の小坑主では起業費や運営資金を安定して賄えない

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第26表 三井鉱山会社総益金内訳表（その2）

年 度	事務所関係費④			諸炭山損益⑤			
	本 部	九州炭礦	工業学校 事務所費 経費	三池炭礦 ③	田川炭礦	本洞炭礦	山野炭礦
1902(明治35)下	▲ 152,127	—	—	887,259	138,464	—	26,148
1904(" 37)上	▲ 175,954	—	—	990,968	221,536	—	▲ 4,157
" 下	▲ 162,720	—	—	1,084,386	153,002	—	▲ 6,937
1905(" 38)下	▲ 188,653	—	—	1,120,773	207,432	—	▲ 38,042
1909(" 42)下	▲ 255,665	▲ 26,090	▲ 13,900	1,419,683	198,526	13,260	39,172
1910(" 43)上	▲ 240,162	▲ 27,704	▲ 11,638	1,784,658	276,875	1,539	46,983
" 下	▲ 248,521	▲ 27,301	▲ 10,605	1,807,711	258,953	▲ 11,734	3,357
1911(" 44)上	▲ 167,464	▲ 26,571	▲ 10,144	1,611,748	200,876	64,453	▲ 10,275
" 下	▲ 141,152	▲ 28,162	▲ 9,844	1,452,659	198,600	13,892	▲ 26,884

出所)「明治三十五年下季三井鉱山会社損益計算書」(三井文庫所蔵史料19139-29), 同左(明治37年,

注) 1. 円未満切捨て。 ▲印は損。

2. 本洞炭礦は1907年(明治40)買収、芝浦製作所は1904年(明治37)下期買却。

戦前には、利潤は大きいが不安定な筑豊の炭礦経営への進出を躊躇していた中央の大資本は、炭坑の機械化の進展と日清より、その多くが炭坑を手離さなければならなかつた。日清戦争を契機とする諸産業の発展とにより、石炭業の発展が確実視されると、日本最大の石炭生産地帯に成長していた筑豊地方に一斉に進出し、運営に苦しむ地元坑主の炭坑を次々と買収していく。(第27参考照)。

三井の筑豊への進出は、これら中央の大資本の進出への対抗がその基本に流れていた。三井鉱山では、一時期三池炭礦の勝立坑開鑿に苦しみ経営不振に陥ったこともあって、他炭鉱を買収し、多角的に經營する(一方の不振の時にも他方が安定的に生産し、相互に保証し合い、經營全体としの安定性を確保するという考え方や、山を所有していれば財産になるという考え方とも、筑豊炭山購入の一要素としては否定し得ない。⁽¹⁾しかし、他大資本に対抗して筑豊炭山を所有し、三井物産の市場支配

第27表 財閥資本の筑豊進出

年 次	炭坑名	譲 渡 人	譲 受 人
1894(明治27)	下山田	頭 山 満 忠 麻 生 吉 (村 民)	古河市兵衛 住友吉左衛門
" " 28)	隈 上山田	太 平 等 城 方 勝	三 三 井 鉱業 菱 工 兵
" "	瀬 野 尾	瀬 廉 平 野 目 潤	河 市 鉱業 兵 山 衛
95(" 29)	山 尾 野	頭 山 等 山 杉 信	古 市 鉱業 三 三 井
96(" 32)	岡 雄	三 郎 五 郎	河 市 製鐵 兵 衛 所
99(" 33)	川 雄	本 潜 組	官 営 "
1900(")	高 田	松 田 川 採	三 井 鉱山
		炭	

出所) 関谷三喜男『日本石炭産業分析』333ページより。

を強固にし、石炭業における主導権をあくまで保持することだったと言えよう。次章で詳しく述べるように、日清戦前において三井物産は、三池炭以外の他炭の海外販売を敢えて取扱わなかつた。それは三池炭礦の一〇〇万トン体制の急速な実現に備えて、三井物産の販売能力と海外石炭市場の需要量とを考慮した措置であつた。日清戦争を境に内外市場が拡大したにもかかわらず、三池炭礦の一〇〇万トン体制は勝立坑開鑿などに手間取つたため、当面不可能になつた。三井物産は石炭販売における流通・市場支配(とりわけ海外)を維持するためには、内外市場の拡大に対応して石炭販売量を増大しなければならない。そのためには筑豊に拠点の炭山を所有するこゝが、どうしても必要であった。なぜなら、筑豊地方はこの時期には日本最大の炭田地帯に成長しており、筑豊における主導権を確立することが、日本石炭業において主導権を握るのに必要であり、それが同時に三井物産の石炭販売における市場操作を可能にする条件だったからである。

三井銀行が資金提供に難色を示したため、他資本より筑豊進出に遅れをとつた三井は、日清戦後における産業の発展とともに伴う石炭市場の拡大とを背景に、三井銀行も資金提供に賛成し、筑豊に進出を開始する。⁽²⁾一八九五年(明治二八)五、六月には山野鉱区の買収を開始し、翌年玄洋社の頭山満から六〇万九九九六坪(修正後の坪数六三万五三四五坪)を一万二二一〇円一九銭で買収し、三井山野炭礦事務所を設置して開坑に着手した。また一九〇〇年(明治三三)

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

三月には田川採炭組から一六五万円で田川炭礦を買収した。さらに一九〇七年（明治四〇）七月麻生大吉より本洞・藤棚坑を一二五万円で買収している（本洞炭礦に統⁽³⁾）。これらの筑豊諸炭山の買収が、先に指摘した意図に貫かれていたことは、本洞・藤棚炭礦の買収における団琢磨や渡辺専次郎の発言に端的にあらわされている。たとえば渡辺は、

近來礦山会社ニテ九州ノ藤ノ棚、本洞兩坑ヲ買入レ^マタリ、從来礦山会社ニ於テハ日本炭中彼ノ有力ナル三池炭坑ヲ有シ、又豊前一等炭トシテハ田川炭坑ヲ有シタレトモ、筑前一等炭ニ於テハ三井ノ所有ニ係ルモノナク、此点ハ三井ノ石炭商売ノ上ニ於テ頗ル弱点ナリシカ、今回前述兩坑ヲ買入レ筑前一等炭ヲ我手ニ入レタルカ為メ、今後ハ石炭商売ノ上ニ大ニ重キヲ加ヘ大ニ心強ク感スル次第ナリ⁽⁴⁾

と述べ、石炭販売の視点から有力炭山を買収していくた点を指摘し、また団琢磨は、

此炭坑（本洞・藤棚：引用者注）ニ百二十五万円ノ金ヲ出スハ容易ナラサルコトニテ、或ハ買収シタル礦区丈ケニテハ之ヲ償フコト能ハサルヤ知ラサレト、三井ニ於テ所有セル礦区モアレハ、其方ニテ之ヲ補フノ方法ヲ採ラサルヲ得サルヘク、兎ニ角経済上ニ於テハ頗ル困難ナルヘシ、然レトモ全体ノ三井家ノ眼ヨリ見レハ又物産会社事業ノ上ヨリ見レハ余程ノ便利ヲ得ルナラント考フルノミナラス寧ロ物産会社ノ経営上最モ効アルヘシ⁽⁵⁾

と述べている。この発言から判るように、三井における炭礦の所有は、単にその炭礦の収益性にのみ視点を定めるのではなく、「全体ノ三井家ノ眼」や「物産会社事業ノ上」から判断され、有力石炭業者に対抗しうる炭質の炭礦を買収したのである。それによって流通・市場における有利性を維持・発展させ、石炭業における支配的地位を保持し、三井内部の石炭業部門の相互補完的関係の中から三井財閥全体としての利益を生みだすことがねらいであった。⁽⁶⁾明治末年から大正初年の北炭への進出も動機は同じであった。筑豊への進出が産業資本段階における流通支配の動搖を田川、山野による買収によって補完しようとしたのに統いて、北炭への進出は、石炭価格の維持、すなわち三井物産主導による独

占価格の形成を志向していた。このように見てくると、三井の行動は、三池炭礦の払下げ以降、一貫して三井全体の利害の視点から石炭業における「独占」的地位を十二分に利用しながら、その「独占」を補強しつつ本格的独占への転化を歩み、その戦略から超過利潤を取得することにあつたと言えよう。以下に示す三井物産の石炭販売、および石炭業の独占化の分析によって、この三井財閥の行動は一層鮮明となる。

(1) たとえば前者の考え方には田琢磨が「ドウシテモ筑豊ニ何處カ持ツテ居ラムト保険ガ付カヌ、一方ガ悪イ時ニハ一方ガ出ルト云フコトニナツテ心配ガ無イケレドモ、ツデハ何カ事ガ起ルト直非常ナ事ニナルカラ」云々(『國理事長談話速記(其二)』一一ページ)と回想しているし、後者についてはやはり田の述懐であるが中上川彦次郎の考え方について「(中上川は)ドウモ三井ト云フモノハ何モ財産ヲ持タヌ、何カ実質的ノ財産ヲ持ツテ居ラナケレバナラヌト云フ頭ガ非常ニ強イ、ソレデ三池ヲ視ニ來テ是ハ財産ニナルト見タ、ソコデ先生大ニ炭礦ニ頭ガ傾イテ来タ」(同右一八ページ)と指摘している。

(2) この点については「田川鉱業所沿革史」(第一巻)第一章第五項参照。

(3) 本洞坑(麻生では藤棚二坑と呼称)は、一九〇一年(明治三四)一二月二〇日三井銀行資金供与の担保となつてゐる。名儀は許斐鷹助であるが、實際は麻生太吉の所有であつた。この鉱区は、藤棚坑(麻生では藤棚一坑と呼称)の譲渡とともに三井が譲受けた(「本洞鉱業所沿革史全」参照)。

(4) 「支店長諮詢會議事錄(明治四十年)」(三井文庫所蔵史料 物産一九七一六)一〇ページ。

(5) 同右 一三九ページ。

(6) 次の団の発言からも判るように、田川炭礦の買収も、三池炭と炭質が異なり、三池炭では獲得が困難な市場を、田川炭の場合には容易に獲得することができると考えたからである。「田川トイフ處軍艦ニ焚クノニ、大変枯リ氣カ無クテ火力カ強イ、煙カ少イ、田川ノ炭ニ限ルト云フコトデ、アノ田川採炭会社ト云フモノカ成立ツテ、ソレカラ吾々モ時々見ニ行クト云フヤウナ事テ涎ヲ流シタンテスネ、軍艦始メ日本ノ船ナドハ大変焚キ好イ、相当火力モ強イ、是カドウシテモ無クチヤナラス、欲シイモノダト云ソテ涎(ヲ)流シテ居ツタ」(『國理事長談話速記録(其六)』二八ページ)。ただし海軍との関係は、福島良助との関係から結合していたのであって、田川炭そのものとの結合は少ない。

二 三井物産の石炭販売——流通・販売部門——

1 石炭取扱い方法の変遷

三井物産の石炭取扱いは、戦争や恐慌という激変に伴う市場構造の変化に対応しながら、巧みにその方法を変化させていった。三池炭礦の払下げ日清戦争前における三井物産の石炭取扱い方法は、左記に掲げた益田の「物産会社実況報告並意見書」(一八九一年一〇月)の中に端的に示されている。

石炭ノ商売中三池石炭販売ノ取扱ハ、其数量五拾万噸、此金額貳百万円ニ超エ、然シテ之レカ取扱ニ要スル支店ノ如キモ海外ニ在テハ上海、香港、新嘉坡、内地ニ在テハ長崎、ロノ津、島原、三角、大牟田等ニ配置セサル可ラシシテ、之ニ要スル役員之數モ多ク隨テ費用モ夥多ナルヘント雖トモ、斯業アルカ為メニ副商業ノ起ルモノ少ナカラサレハ、各支店ノ設置ハ商業上止ムヲ得サルモノト為サ、ル可ラス

内地ニ於ケル石炭營業ハ、其種類ノ何タルヲ問ハ、悉皆之レカ取扱ヲ為セシモ、唯々海外ニ在リテハ其取扱ヲ三池石炭ニ止メ決シテ他炭ニ力ヲ用ヒサリシ、尙ホ将来ニ於テモ飽迄此方針ヲ採ル事必要ト思惟ス

内地ノ石炭商業ヲ類別スレハ東京、大阪ニ在テハ専ラ各製造所ニ売込ヲ務メ神戸、横浜、長崎ハ外国汽船ニ売込ヲ為シ、下ノ関支店ハ若松ニ出張店ヲ置キ各支店ノ注文ニ応シ豊筑石炭買次ヲ為セリ

蓋シ石炭ノ商賣ハ三池ヲ除クノ外、東京、大阪等何程ノ需用アルモ送荷トシテ依託販売ヲ引受クルハ難キヲ以テ、先ニ注文口ヲ求メ、價格ヲ定メテ約定ヲ為ス歟、又ハ注文ノ出ルヲ前知シ、自ラ買入レ船積ヲ為シ、需用地ニ送リテ売込ヲ為ス歟ノ二途アルノミ、然シテ之レヲ称シテ手数料商賣ト云フヲ得サルモノト云ハ、云フモノノ、是等ハ事実已ムヲ得サル手続ナルヲ以テ大ニ怨スル所アレハ當会社ノ本業トシテ最モ勉ムヘキ商業ナリトス
但下ハ関若松ニ於テハ從來炭坑主ヨリ石炭ノ依託販売ヲ、依頼サレシ事生々アリシモ常ニ之レヲ謝絶シタリ、其理由トスル所ハ是等炭坑主ハ余リ信用ヲ措クヘキモノナシ、然ルニ依託販売ヲ引受ルトキハ自然炭業ニ対シ貸金ヲ為ス事トナルヲ以テナリ、故ニ断然人ノ為メニ壳捌ヲ勤メス我カ各支店注文品ヲ買入ル場所トセリ、今回貝嶋太助氏ノ石炭及田川、金田炭坑ノ石炭依託販売ヲ

引受ヶタレトモ、是ハ特別ニシテ決シテ他ハ例トナスヘキニ非ラサルヲ以テ、他ハ依託販売ヲ引受クルハ断念スルヲ良トス
(傍点引用者)

海外販売を三池炭に限定し、委託販売を原則として否定したこの三井物産の石炭販売方針は、日本資本主義形成過程の所産であつた。海外石炭販売を三池炭のみに絞るということは、他石炭商が未成熟で直輸出商社が三井物産以外に存在しなかつたことを前提としてはじめて可能である。益田のねらいは、海外販売機構の「独占」的掌握のうえに、海外市场への他炭の進出を排除し、三池炭の海外市場を確保することにあつた。他方国内において委託販売を原則として否定したのは、右引用文中にも示されているように「信用ヲ措クヘキ」坑主が存在しないからである。それはとりもなおさず石炭産業が産業資本確立以前の幼弱な段階にあり、石炭業を営む者には「山師」の言辞が浴びせられたように、あまりにもリスクが大きかつたからである。例外的に委託販売を扱つた貝島の大ノ浦炭、大辻炭、田川採炭組の田川炭、金田炭礦の小松炭は、いずれも井上馨との関係に基づくものであった。金田炭礦は井上馨の主家毛利家所有であり、貝島の場合は井上馨の強い斡旋によつて三井物産が貝島に資金融通をおこなつたためである。⁽²⁾しかし、その場合には厳しい条件が課せられた。とりわけ貝島の場合には、以下に示すように資金融通の代償として坑区、付属施設の担保は当然として、三井の所有炭山に移つたかと思われるほどの諸々の条件が課されている。それは三井物産の筑豊石炭業に対する不安がいかに大きかつたかを示すものと言えよう。

委任状⁽³⁾

拙者儀服部種次郎ヲ以テ部代理人ト定メ拙者ノ名儀ニテ左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事
一貝島太助ヘ別紙証書ヲ以テ金肆万陸千武百円ヲ貸与シ、又将来ニ於テ資本金壹万伍千円迄ヲ貸シ、其十二月限當時赤間関三井銀行資金同様ニ利足ヲ附シテ償却シ、又石炭売揚代価ヲ以テ總債務ヲ償却シ、又其場所ハ赤間関トス、又石炭代価ヲ以テ採炭受

負費、運搬費其他費用ヲ支出シ、又旧負債未済高ハ石炭之利益金ヲ以テ償却シ、又損益ノ總勘定ハ毎年式回トシ、又々利足償却期日ニ於テ其約ヲ履行セザル片ハ、之レヲ元金トシ先約ノ定利息ヲ附シ償却シ、又福岡県鞍手郡宮田村大ノ浦、並ニ香田山村菅牟田両坑及ヒ穂波郡穂波村金鋪坑借区權ヲ譲渡受け、並ニ川鱗、建造物、諸器械其他諸物件譲受け、又鉱業条例施行ノ際ニ三坑借区權其他諸物件書入トナス凡て、又ハ依然在置スルモニヲ操持スルヲ、又坑業上ニ付営業ノ伸縮、中止、休業、廢業ヲ為ス權利アルヲ、又石炭壳捌ハ三井物産会社ヘ委托スルヲ、又貝島太助各條約ニ違約シタルモ抵当物件ヲ所置スルヲ、又坑場事務所ヘ技師並監督者ヲ派出スルヲ、又金肆万陸千貳百円ヲ兩回ニ貸出スルヲ、又三井物産会社ハ木村正幹ノ代理人トナリ万事取扱ヲ為シ得ル等ノトニ付、之ニ関スル公正証書ヲ嘱托シ並調印其他一切ノ件

右代理之委任状仍テ如件

明治二十四年九月

木村正幹
天保八年一月廿一日

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

右に示した例外的な委託販売を除く三井物産の石炭取扱いは、「先ニ注文口ヲ求メ、価格ヲ定メテ約定ヲ為ス」か、あるいは「注文ノ出ルヲ前知シ自ラ買入レ、船積ヲ為シ、需用地ニ送リテ売込ヲナス」か、どちらかであった。たとえば、豊国炭坑（平岡浩太郎）との取引の場合、鉄道庁への納炭入札が決定した後に、鉄道庁納入に関して同坑と契約を結んでいる（一八九三年三月）。その場合、同坑へは一万斤に付一二円（日歩三錢の利子）迄の荷為替金を貸与する代りに、その資金の返却方法は「鉄道庁納炭代金受ケ下ハ悉皆三井物産会社江委托シ、三井物産会社ハ此代金ヲ以テ荷為替金、運賃船下貨、社員出張費ヲ納メ、人足賃其他立替金ヲ勘定シ、不足ヲ生スル片ハ、別ニ平岡浩太郎ヨリ申受ル事」⁽⁴⁾と貸倒れを防止している。石炭産業の幼弱さと石炭市場の不安定性＝狹隘さに起因するこのような三井物産の慎重な石炭取扱いに、大きな変様をもたらしたのは日清戦争であった。

新たな動きは日清戦争中の石炭部の新設となつて現われ、日清戦後には前貸金融を伴う一手販売契約の推進や石炭諮詢会の設置となつて展開した。日清戦争中の一八九四年（明治二七）一二月二九日、石炭部の新設案が提出され、翌

年一月四日石炭部が設置された。それは、各支店任せであった三池炭の取扱いを「總テ本店ニ於テ統轄」するためであつた。⁽⁵⁾未だ三池炭のみを念頭においているが、日清戦争を契機とする石炭市場の拡大への対応の第一歩であった。實際、石炭需要は日清戦後「石炭需要高ノ増進ハ石炭採掘高ノ増加ヨリモ其割合早シ」と言わしめるほど急速に拡大していくのである。その対応として日清戦後の一八九三年（明治二十九）九月には「三井家所有鉱山産出石炭及從来取扱來候石炭之外、猶目下多分ノ需要ニ應スル為メ、他ノ石炭モ広ク委託販売若クハ一方ニ賣約定ヲ為シ一方ニ買約定ヲ為スト」⁽⁶⁾を決定したのである。かかる決定を踏まえて、前貸金融を伴う一手販売契約が同年一二月一六日白水炭礦株式会社と、同二一日には豊國炭坑と締結されたのを皮切りに、明治三十〇年代に急速に進展する（石炭一手販売の契約者については加藤幸三郎「九州炭礦部成立の諸前提」（『三井文庫論叢第二号』参照）。

一八九七年（明治三十）九月一七日には從来の三・池・炭販売協議会に代つて「内外各地ニ於ケル石炭販売並輸送等ニ関スル件ヲ諮問スル為メ」⁽⁸⁾に石炭諮問会が設置された。この会は三井物産専務理事益田孝、理事上田安三郎の他に石炭取扱いと関係の深い支店支配人または参事と本店の石炭掛および船舶掛等九名に鉱山会社の団専務理事、岡本会計主事他一名によつて構成された。第一回会議の冒頭において、益田は諮問会開設の趣旨を説明し、その中で次の如く石炭取扱い方針の転換をはつきりと表明した。⁽⁹⁾

是迄今々本月頃各店支配人ヲ集メ、又鉱山会社諸氏ノ臨席ヲ請ヒ、互ニ石炭ニ關スル件ヲ協議シ來リタルカ、本年度ニ於テ尠シ、其趣ヲ異ニスルハ点ハ、是迄ハ石炭會議ハ、三池石炭ハ相談会ナリシモ、本年ハ一般石炭ハ諮問会ナルコト是ナリ、蓋シ先年來三池石炭ハ一ヶ年百万屯余モ出炭スルノ意氣込ナリシ為メ大ニ其販路ヲ拡張スルノ要アリ、從テ物産会社ハ、三池石炭ニ全力ヲ尽スベク、他種ハ石炭ヲ取扱フコトハ、三池石炭ハ不利ヲ來タスベシテフ、感触ヲ有シタルニ依リ、可成他種石炭ハ取扱ハサル方針ヲ取りタルモ、昨今年ノ事實ハ未タ三池石炭ノ盛況ヲ呈セ、從テ又物産会社ニ於テ石炭商売ヲ為ス以上ハ、三池石炭ノミニテハ需要者ヲ満足セシム、ルコト能ハス、且シ他種石炭ハ取扱フ為スモ毫モ三池石炭ハ販路ヲ妨害スルノ恐ナキコト明カルヲ以テ、茲ニ他種石炭ノ取扱

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第28表 内地石炭用途別消費高

(単位：千トン)

年	船 舶 用	鉄 道 用	工 場 用	製 塩 用	合 計
1892(明治25)	431	118	722	439	1,711
93(" 26)	438	126	728	457	1,750
94(" 27)	523	167	1,101	537	2,330
95(" 28)	746	222	1,198	521	2,689
96(" 29)	692	260	1,565	551	3,069
97(" 30)	893	350	1,846	500	4,090
98(" 31)	791	390	2,548	663	4,392
99(" 32)	1,244	499	2,615	674	5,034
1900(" 33)	1,463	506	2,652	638	5,262
01(" 34)	1,396	625	3,844	811	6,678
02(" 35)	1,534	704	3,474	788	6,501
03(" 36)	1,744	732	3,674	822	6,974
04(" 37)	2,228	758	3,705	723	7,415
05(" 38)	1,997	841	3,777	498	7,113
06(" 39)	1,804	1,041	3,774	659	7,280
07(" 40)	2,333	1,043	4,420	774	8,571
08(" 41)	2,313	1,247	4,315	822	8,699
09(" 42)	2,408	1,237	4,319	905	8,870
10(" 43)	2,358	1,334	4,775	742	9,210
11(" 44)	2,607	1,381	6,062	723	10,774
12(大正元)	3,117	1,578	6,617	791	12,106

出所) 東亜経済調査局編『本邦を中心とする石炭需給』13~4ページより。

注) 千トン未満切捨て。

第29表 三井物産会社石炭取扱い高推移

(単位：千トン、%)

	全 国	三井物産 総取扱高 出炭高④	三井炭取扱高⑤ 全三井炭	三井炭取扱高⑥ 三池炭⑦	他社 炭比	他種 炭比	三池 炭比	全国 比
	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1897(" 30)	5,230	762	655	655	14.1	0	85.9	14.5
98(" 31)	6,750	1,147	654	653	43.0	0.1	56.9	16.9
99(" 32)	6,776	1,546	666	658	56.9	0.5	42.6	22.8
1900(" 33)	7,489		1,122	859				
01(" 34)	9,018	3,491	1,599	874	54.2	20.8	25.0	38.7
02(" 35)	9,702	3,522	1,362	910	61.3	12.9	25.8	36.3
03(" 36)	10,089	3,312	1,308	1,082	60.4	7.0	32.6	32.8
04(" 37)	10,724	3,941	1,649	1,220	58.1	11.0	30.9	36.7
05(" 38)	11,542	4,404	2,014	1,403	54.2	14.0	31.8	38.1
06(" 39)	12,980	4,156	1,994	1,466	52.0	12.8	35.2	32.0
07(" 40)	13,804	4,448	2,314	1,612	47.9	15.9	36.2	32.2
08(" 41)	14,825	4,264	2,422	1,540	43.1	20.8	36.1	28.7
09(" 42)	15,084	4,415	2,669	1,640	39.5	23.4	37.1	29.2
10(" 43)	15,681	5,015	3,144	1,834	37.3	26.2	36.5	31.9
11(" 44)	17,633	5,483	3,282	1,900	40.1	25.3	34.6	31.0
12(" 45)	19,640	6,645	4,004	2,414	39.7	24.0	36.3	33.8
13(大正 2)	21,316	9,191	3,933	2,245	57.2	18.4	24.4	43.1

出所) 「石炭販売高・手取単価調」(『三井鉱山五十年史稿』巻五一二), 「三井物産株式会社沿革史」編纂資料, 三井物産会社「事業報告」(物産614, 615), 全国炭炭高は『日本経済統計総覧』より作成。

注) 1. 他社炭比: $\frac{\text{⑨}-\text{⑤}}{\text{⑨}} \times 100$, 他種炭比: $\frac{\text{⑨}-\text{⑦}}{\text{⑨}} \times 100$, 三池炭比: $\frac{\text{⑤}}{\text{⑨}} \times 100$, 全国比: $\frac{\text{⑨}}{\text{⑮}} \times 100$

2. 松元宏「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」(『三井文庫論叢』第七号) の第8表に他社炭, 他種炭比が算出されているが, 三井鉱山出炭高=販売高として貯炭を考慮していないためかなりの誤差がある。

3. 千トン未満四捨五入。比率は小数第二位以下切捨て。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第30表 他社炭取扱い状況

(単位:トン)

	1897年(明治30)		1898年(明治31)		1899年(明治32)		備考	
	輸出	内地壳	輸出	内地壳	輸出	内地壳	内地壳の主な仕向先	
大之浦炭	32,027	95,163	40,706	76,501	49,617	184,934	若松、馬関(大阪)	
金田炭	28,801	57,351	5,336	54,724	11,847	101,802	若松、馬関	
豊国炭	8,481	32,025	7,351	56,521	8,534	48,948	東京	
唐津炭	3,952	21,577	28,517	28,880	33,281	—	東京	
大辻炭	1,621	1,281	45,232	21,781	77,992	109,376	若松、馬関、大阪	
大城炭	—	565	—	9,531	—	—	若松	
小松炭	—	2,076	—	1,650	—	—	東京、馬関	
白水炭	—	6,135	—	30,877	—	—	東京	
市村炭	—	—	—	—	18,131	17,071	長崎	
満之浦炭	—	—	—	—	—	22,667	若松	
芳雄炭	—	—	—	—	—	16,796	門司	
中津原炭	—	—	—	—	—	13,091	門司	
杵島炭	—	—	—	—	—	6,825	長崎	
世智原炭	—	—	—	5,790	—	2,379	長崎	
磐城炭	—	—	—	30,877	—	47,813	東京	
芳之谷炭	—	—	—	28,880	—	34,660	東京	
雜炭	28,810	—	37,212	163,485	44,936	116,407	—	—
計	103,692	216,173	164,354	509,497	244,338	722,769	—	—

出所) 「事業報告」(物産614—1,2,6) より作成。

注) 1897年の内地壳の合計は雜炭を含ます。

ヲ開始セリ、其結果トシテ三池石炭會議ハ一般石炭會議ト変スルニ至リシナリ（傍点…引用者）

「他種ノ石炭」を取扱うことは「三池炭ノ不利」になるという認識は、石炭市場の狭隘さに起因していたことは言うまでもない。その認識を石炭商売をする以上「三池石炭ノミニテハ需要者ヲ満足ゼシムルコト能ハス」とし、且つ「他種石炭ノ取扱ヲ為スモ毫モ三池石炭ノ販路ヲ妨害スル恐レナキコト明ラカナルヲ以テ、茲ニ他種石炭ノ取扱ヲ開始セリ」とする認識へ一八〇度回転させたのは、日清戦争を画期とする石炭市場の拡大であつた（内地需要の増大については第28表参照）。この方針の転換により一八九六、七年（明治二九、三〇）を境にして、三井物産の他社炭取引数量が急速に増大するのである（第29表参照）。また当時の取扱炭については第30表参照）。かかる三井物産の方針転換の最大のねらいはどこにあつただろうか。それは飽くまでも海外販売における流通機構の「独占」的掌握を確保し、これまでの圧倒的に優位な市場支配を維持することにあつたと言えよう。そのためには内外市場の拡大に対応して石炭供給の拡大を計らねばならなかつたのである。そこで採用された基軸的な方法が經營資金に苦しむ炭坑へのさまざまな資金供給による一手販売権の獲得という方法であった。それは前貸金融ないし起業資金の貸付という形態をとつてゐる。前貸金融の具体的事例として白水炭礦との「約定書」⁽¹⁰⁾を次に掲げた。

約定書

第一 条

白水炭礦株式会社ハ同社ノ採掘ニ係ル石炭ノ販売方ヲ三井物産合名会社ニ依託スルニ付、双方ノ間ニ結約スル条款左ノ如シ

白水炭礦株式会社ハ其採掘ニ係ル石炭販売方ヲ一切三井物産合名会社ニ依託シ、三井物産合名会社ハ白水炭礦株式会社ノ為メ誠実ニ之ガ壳捌ニ努ムヘシ

第二 条

白水炭礦株式会社ハ本契約有効期限内ハ三井物産合名会社ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ、其石炭ヲ他ヘ販売スルヲ得ス
但山元ニ於テ其地方供給ノ為メ地壳販売ハ此ノ限りニアラスト雖モ、他ニ輸送シ三井物産合名会社ノ販途ヲ妨クル如キ者ニハ、
壳波シヲ為サザルヘシ

第三条

白水炭礦株式会社ハ石炭ノ採掘高並ニ小名浜若クハ停車場ニ於ケル貯炭高ヲ十日間毎ニ三井物産合名会社ニ報知スベシ、三井物産
合名会社ハ常ニ其産炭額並ニ貯炭額ヲ詳知シ販売ノ緩急ヲ謀ルヘシ

第四条

白水炭礦株式会社ハ石炭採掘ニ隨ヒ三井物産合名会社ノ指定スル場所則チ東京、横浜、又ハ其他ノ場所ニ運輸シ之カ渡方ヲ為スベ
シ、但其授受ハ斤数ヲ以テ確定ノ数量ト為スモノトス

第五条

第三条ノ確定斤数ヲ以テ授受ヲ了シタル後、受渡中又ハ貯蔵中ニ於テ欠減ヲ生シタル件ハ、其確定斤数ノ百分ノ武迄ノ欠減ハ白水
炭礦株式会社ニ於テ用捨スルモノトシ、其以上ノ欠減ハ三井物産合名会社ニ於テ之ヲ弁償スルモノトス

但各市場石炭ノ商況ニ依リ、不得止数ヶ月間貯藏シタル場合ニ於テ本条制限外ノ欠減ヲ生スヘキ見込アル場合ハ、三井物産合名
会社ハ庫出シ每ニ白水炭礦株式会社ト立会ノ上、更ニ斤数ノ掛改ヲ為スヘシ、此ノ場ニ於ケル欠減ハ白水炭礦株式会社ノ損失タ
ルベシ

第六条

白水炭礦株式会社ハ販売取扱ノ手数料トシテ売上代金全額ノ百分ノ武分五厘（百円ニ付武円五拾錢ノ割）ヲ三井物産合名会社ニ支
払フヘシ

第七条

白水炭礦株式会社ニ於テ内借金ヲ要スル件ハ、三井物産合名会社ハ受托石炭斤数高ニ対シ時価ノ七掛迄ヲ貸渡スアルヘシ
但此場合ニハ白水炭礦株式会社ハ相当ノ利子ヲ支払フヘシ（利子ノ割合ハ金融ノ繁閑ニ依リ時々之ヲ定ム）

第八条

石炭壳価ハ直売或ハ先売約定共凡テ三井物産合名会社ト白水炭礦株式会社ト協議ノ上時々之ヲ定ムヘシ

第九条

三井物産合名会社ハ壳捌ノ都合ニ依リ石炭ヲ藏入スル片ハ、必ス火災保険ヲ付スルモノトス
但此保険料金ハ白水炭礦株式会社ノ負担トス

第十一条

天災地変ノ為メ生シタル石炭ノ流失或ハ焼失等總テ不可坑力ニ依ル損害ハ、三井物産合名会社ハ其責ニ任セス

石炭ハ東京、横浜、其他ノ指定地ニ於テ授受シ、其以外ノ運送及販売ニ係ル諸掛ハ凡テ三井物産合名会社之ヲ立換へ支弁シ置キ、
壳上代金ノ内ヨリ差引計算スルモノトス

第十二条

三井物産合名会社ハ石炭受渡済ノ上其代金取立ヲ為シ、納入後十日以内ニ壳上仕切書ヲ調製シ、壳上手数料並ニ人足賃、船賃、保
険料其他ノ諸掛及内貸金アル時ハ其貸金元利ヲ引去リ、残金ヲ白水炭礦株式会社ニ支払フモノトス、万一精算ノ上不足ヲ生スル片
ハ白水炭礦株式会社ハ三井物産合名会社ニ対シ弁償スヘシ

第十三条

三井物産合名会社ハ白水炭礦株式会社ノ依頼ニ依リテハ、東京其他ニテ雇船及鉄道交渉ノ勞ヲ採ルゝアルヘシ

第十四条

本契約ノ有効期限ハ明治三十年一月一日ヨリ同三十二年十二月三十日迄満三ヶ年トス
但満期結了後双方ノ合意ニ拠リテハ更ニ本契約ヲ継続スルヲ得、又双方ニ損害ナキ場合ニハ何時タリトモ合意ノ上本契約ヲ解
除スルヲ得ヘシ

第十五条

契約者ノ一方ニ於テ本契約ニ違背シ、他ノ一方之力為メ損害ヲ蒙リタルキハ、違背者ヲシテ其損害ヲ賠償セシメ且本契約ヲ解除ス
ルヲ得ヘシ

第十六条

此約定書中改正増補ヲ要スル件アル片ハ、双方協議ノ上決定シ本約定ノ追加ト認ムヘシ

石条款ヲ約定セシ証トシテ本書式通ヲ製シ各自調印ノ上各専通ヲ分有スルモノトス

明治二十九年十一月十六日

白水炭礦株式会社 ○(印)
三井物産合名会社 ○(印)

取扱石炭額（時価相場）の七割の前貸金を貸与する代償として、三井物産は地壳以外の石炭の一手販売権を獲得している。かかる前貸金融は一八九九年（明治三二）一月貝島炭礦との一手販売契約に至り、はじめて印刷に付されているところから、内容、形式ともに該契約とともに定着したと考えられる。貝島との契約では取扱い石炭額（時価相場）の八割の前貸金を貸与し、白水炭礦の場合に存在した但書の地元販売は認めていない。⁽¹¹⁾

石炭業の拡大にとって必要な起業資金の貸付の場合には前貸金融よりも一層厳しい条件が課せられた。たとえば、貝島への起業資金の貸付契約〔石炭鉱区及炭坑付屬諸器械地所及建家等抵当金員貸借契約〕明治三年六月二二日⁽¹²⁾では、三〇万円の資金貸与（毎半期五万円づつ一九〇一年より返却）の代償として、前貸金より高い年一割の利息を払わなければならず、鉱区その他の諸施設の担保は当然のこととして、第一〇条に示されるように借入金元利返済後も「債務者ハ三井物産合名会社ヨリ借入金元利金皆済ノ後ト雖モ、別約明治參拾參年陸月貳拾貳日付右公証人小国武宏役場第壹千壹百陸拾柒号ヲ以テ定メタル大ノ浦石炭、大辻石炭一手販売ノ委託ヲ繼續スペキモノトス」と石炭の一手販売の継続を義務付けられており。豊國炭礦、本洞炭礦、麻生商店など、安川を除く筑豊の主な炭礦は、契約内容に従属度の差はある貝島と同様に三井から借入金を仰いでいる。⁽¹³⁾日清戦後の産業革命の進展に伴う石炭市場の発展によつて、経営規模の拡大を余儀なくされた筑豊のこれら坑主にとって、資金操りは最も困難な課題であった。こうした状況にある筑豊炭礦へ資金を供給することによって、三菱に遅れをとった三井が、筑豊への支配力の浸透を意図したことは明らかである。その場合注目すべきは、筑豊炭礦に限つて三井銀行からかなり多額の資金が貸付けられていることである（第31表参照）。それは

第31表 諸炭坑への貸付状況		(1903年6月末)	
炭坑(坑主名)	三井銀行 ヨリ貸付	三井物産 ヨリ貸付	合計
豊國炭坑	円 582,409	円 322,206	円 904,615
日本洞島太礦	125,000		125,000
貝貝麻生島	382,500		382,500
田芳福岡王	557,906	499,185	1,057,091
井田城原	221,880		221,880
関西採炭会社		50,000	50,000
		99,000	99,000
		4,000	4,000
		17,887	17,887
		17,155	17,155
		16,600	16,600
		8,944	8,944
合計	1,869,695	1,034,980	2,904,676

出所) 加藤幸三郎「九州炭礦部成立の諸前提」(『三井文庫論叢』第二号所収)より引用。

注) 1. 原史料は、白井喜代松「三井物産合名会社概観」(『三井事業史 資料篇三』所収)。
 2. 円未満切捨て。

重要な意味をもつてゐる。というのも他社取引の開始を宣言した時にも、できれば資金供与は避けたいというが三井物産首脳の考え方であつた。たとえば上田安三郎は「本店ニ於テモ金ヲ貸渡シテ迄モ依託販売ヲ引受ケルカ如キハ好マサル所ナリ」と述べ、また松尾長太郎も「金ヲ貸サスシテ石炭ヲ集ムル方針ニ長崎商人ニ幾分力儲ケサセ、支那人ニ売ルヘキ荷ヲ當方へ取り入ル、ニアリ」と陳述してゐるし、益田などは「少シク持論ヲ吐露スル様ナルモ、兎角日本ノ物産ヲ海外へ輸出販売スルニ付テハ約定ヲ違ヘ面目ヲ失スルコト多シ、為メニ大ニ我物産ノ輸

談シテ山野ヲモ開キ貰フコト、セリ、雜種炭(この時点では三池炭以外の石炭を指す・引用者)ノ取扱ハ山野ノ出ル迄ノ綱ナキナリ」⁽¹⁴⁾とさえ言い放つてゐる。その背景には依然としてリスクの大きい炭坑への不安があつたからと言えよう。それにもかかわらず、日清戦争後の好況と一八九七年(明治三〇)の米西戦争、翌年のドイツ軍の膠洲湾占拠や英國カーデフ炭坑のストライキを背景とする内外石炭需要の増大は、資金供与なくして石炭販売権を獲得することを不可能にしていた。したがつて、三井では前貸金にしろ、起業資金の貸与にしろ、慎重な配慮のもとに資金を提供し、貸付対象は、

石炭市場を掌握するのに適合的な炭礦に絞られていた。三井銀行の炭坑への貸付金が筑豊炭礦に限られ、しかも優良な炭坑に限定して貸与されたのも以下のようない由があつたからである。第一に筑豊における主導権を確立することによつて、日本石炭産業の主導権を掌中に収めることであり、第二に優良炭の取扱いによって三井物産の石炭市場での優位性を維持することである。さらに言えば、たとえ借主が返済不能の場合にも、該炭山の所有は三井にとって決して損にはならないという考慮も払われていたと思われる。それでは貸付が具体的にどのような炭種を対象としていたかと言えば、次の諸点を指摘することができる。第一に三池炭の対坑炭を掌握し、三池炭の市場への浸蝕を防ぐことである。「三池ノ敵ハタ張、赤池ナリ」として、該炭の約定を推進している。⁽¹⁵⁾ 第二に上等炭を掌握することである。⁽¹⁶⁾ その場合、一手販売契約は単に量的な問題でなく、質的な問題として要請されてくる。というのも用途によつて石炭需要は特定の品種と結びついている場合が多く、高値であつても同一品種を購入する場合が多い。したがつて上等炭の掌握は、直接販売利潤の拡大と結合する。しかし他に同一商品を販売されば、上等炭の高価格の実現が不可能になるからである。つまり三井物産は上等炭の一手販売権の獲得によつて超過利潤の源泉の掌握を意図したのである。第三に各地域の拠点炭山の販売権を獲得することである。それによつて「貸金等要セス坑主モ追々大家へ販売ヲ托スルノ得策ナルコトヲ悟」らせ、販売権の拡大を計ることである。⁽¹⁷⁾

以上の諸点は、いずれも三井物産の流通機構の「独占」的掌握を基礎とし、それを補強しつゝ、そこから販売利潤を抽出しようとするものであった。そのためには、石炭販売権の獲得と表裏の関係において、その具体的な販売の戦略が重要である。その主要な点は、以下のように集約できる。第一に三池炭の高価格の実現、またはその安定化を計ることである。次に示す益田の発言は、決して彼の個人的意見ではなく、会議の席上しばしば他者によつて同様の発言がなされている。⁽¹⁸⁾

三池ハ其数量モ限リアリ、何時値段ヲ引上ケラル、ヤモ難計、誠ニ三池ハ足シナキ炭ナリトノコトヲ悟ラシメ、以テ三池炭ノ声価ヲ高メル方利益ナリトス

右の例として三池紡の三池炭高値の苦情に對して益田は、

政略上ヨリ三池炭礦ニ於テ他ノ石炭ヲ買入レ使用セラル、コトニ致シタシ、左スレハ三池炭礦スラモ斯ノ如シ、故ニ安値ニテ売却スル⁽¹⁹⁾ハ不可能ナリト云ヒ得ヘク、又三池炭礦ニ於テモ炭ノ売リ方一切物産ニ托シタレハ炭鉱ハ預リ知ラヌト云ヒ貴へハ万事好都合ナリ

と述べている。第二に三池炭の優位性（量と質）を利用して、三池炭と他炭を抱き合わせに販売することによって、新たな商権を拡大していく方策をとっている。第三に、海外市場の確保である。それは単なる石炭販路の拡張にとどまるのではなく、「今日日本ノ炭況宣シトテ何時日本ノ出炭増加シ、若クハ金融上ノ恐慌ノ為メ工場休業シ為メニ炭価ノ暴落ト品物ノ過剰トヲ來シ海外売ノ必要ヲ生スルコトナキヲ保スヘカラズ、斯ル場合ニ一度手ヲ縮メ置クトキハ再ビ之ヲ売出スニ大ナル困難ヲ感セサルヘカラス、故ニ幾分歟利益薄シトスルモ相当ノ高丈ケハ海外売ヲナサ、ルヘカラス」⁽²⁰⁾と述べているように、国内不況の場合の安全弁として重要な意味を持つものであった。第四に日本郵船や鉄道厅などの大口消費者への売込みを重視することは言うまでもない。

以上のように明治三〇年代に入ると三井物産の石炭取扱いは、数量や炭種の増大とともに極めて複雑となり、当然石炭販売組織の整備を計らざるを得ない。一八九八年（明治三二）六月一日外國課長兼務の石炭課が新設され、一〇月三日には「石炭取扱手続並同手数料規程」（以下「手續」と略称）が制定され⁽²¹⁾、その第一条に「當会社ノ石炭業務ハ、本店本部ニ於テ之ヲ統一シ、各店ハ凡テ本部ノ指揮ヲ受ケ各其取扱ニ從事シ、業務ノ拡張ヲ謀ルベシ」と唄つているように、本部による指揮の統一が図られた。ここにはじめて石炭販売のまとまった制度が制定され、その規程は以

下に掲げる翌々年（明治三三）の「石炭取扱規則」⁽²³⁾に引継がれていく。

石炭取扱規則

第一章 総 則

第一条 三池石炭販売ニ付、各店トノ引合ハ本部ニ於テ之ヲ為ス
但三池粉炭ノ内地販売ニ限り三池支店ニ之ヲ担当セシム

第二条 筑、豊、唐津、杵島石炭販売ニ付、各店トノ引合ハ門司支店之ヲ担当ス
但内地ニ於テ販売スルモノハ、石炭产地所在店ト直接引合ラヌ

第三条 各坑主トノ引合ハ、便宜、坑主若クハ代理人ノ在ル土地ニ於テ之ヲ為サシム

第四条 三池石炭ノ外各種石炭ノ引合ハ坑主ノ便宜ヲ謀リ可成積出港打切り直段ヲ以テナスヘシ

第二章 細 則 （以下略）

（細則は、第一節 引合方其他、第二節 海上保険、第三節 火災保険、第四節 為換及送金、に区分されている）

該規則は、「手続」制定以降の取扱炭種・数量の増大と三井鉱山の山野鉱区の増大、田川炭礦の所有によつて、「手続」にみられる本部の一元的指揮が困難になつた段階において、三池炭を除く九州炭の指揮を門司支店に移譲することによつて、その状況に対処しようとするものであつた。

一八九〇年代末の以上の石炭販売方針に大きな変化をもたらしたのは、一九〇〇～〇一年の恐慌であった。一九〇一年（明治三四）三月二十九日石炭諮問協議会の席上、益田は石炭商売の現状を次のように述べている。⁽²⁴⁾

今日迄他人ニ先鞭ヲ着ケ海外ニ店ヲ出シ人ヲ派シ、直接ニ需要地ニ販路ヲ開キ、加フルニ社船ノ運送船ヲ以テセル故、前述ノ武百五拾万屯ノ巨額ヲ取扱ヒ得タルモノト考フ、然ルニ時勢ノ変遷ト共ニ他人モ進歩シ来リ、指名シテ之ヲ云フハ如何ハシケレモ、谷口、加藤ノ如キサヘ直接ニ香港ニ於テ商売スルニ至レリ、即チ前ニハ困難ナリシ事モ今日ハ頗ル容易トナリ、尚又資本ノ前貸ヲナ

シ販売ヲ容易ナラシメン事モ今ハ他人モ之ヲナシ、現ニ三菱ノ如キコレナリ、即チ商売ノ動キノ上ニモ競争者現ハレ、資本ノ上ニモ競争者出テ北海道炭礦ノ如キ自ラ何地ニモ炭ヲ運搬貿易スルニ至レリ、要スルニ我社ガ今日ニ至ル迄有セシ特別ノ技量ハ今ヤ平々凡々トナレリト言フベシ

かかる益田の現状認識について長谷川鉢五郎門司支店長も次のような事実を指摘しそれを裏付けている。⁽²⁵⁾ まず前貸金融については三井が田川炭礦を買収すると、三菱は「全ク商売ノ方針ヲ変シ」て「金ヲ出シテ約定ヲ取ル事ヲ始メ」て有ること、不況による国内石炭需要の減退によつて三菱、安川のみならず谷口、加藤というような石炭商人までも海外直輸へ向かつていてこと、また委託販売の坑主についても「三井ニ頼マズモ壳レルト考フル者アルニ至レリ」と述べ、さらに次のように続けている。

最早武参年前ノ坑主ニアラズ、販売ノ事ニ付キテハ自ラモ調べ又買手ヨリモ智恵ヲツケラレ、相場ノ事モ運賃ノ事モヨク分カレリ、以前ノ如ク石炭ヲ持ツテ御出デナサイ、売ツテアゲマスノ勢ニアラズシテ、精々働キマスカラ壳ランシテ下サレト頼マザルヲ得ザルニ至レリ、今ヤ石炭モ棉ヤ糸トカ云フ競争烈シキモノト異ナラザルニ至リシコトハ大ニ注意スペキ事ナリ、而シテ三井ハ金デ田川其外モ取扱フ様ニナリ、相場モ幾分左右シ運賃モ人ヨリ先ニ動カシ得ル地位ニアリナガラ、全ク小商人ト異ナラズ却テ或ハ参万ヤ五万ヲ取扱フ者ノ方が取扱上手ナリナド云ハル、事モアリ、遺憾限リナキ事ナリ、何卒御協議ヲ願フテ他人ノ出来ヌ事ワヤリ、坑主モ我社モ共ニ利益ヲ得、商売ヲ鞏固ニシタイト思フ

要するに、これらは益田が述べているように三井物産が「今日ニ至ル迄有セシ特別ノ技量」であった直輸出、前貸金融、情報独占が、次々に打破られていったことを意味する。換言すれば、それら「特別ノ技量」とは、日本資本主義の資本蓄積の低位性のもとで、他に抜きん出た資本蓄積と「交通」の未発達を前提として成立した流通機構の掌握とに基礎を置いていたことを示している。産業革命の進展は、国内不況を契機として、かかる三井物産の初期独占的利潤獲得

方式の動搖を促し、三井物産をして競争条件に伴う新たな対応を余儀なくさせた。その対応とは「此際、販路ノ拡張ヲ計リ、機械設備ヲ完フシ及売方ニモ改良ヲ加エ」⁽²⁶⁾（益田）のことである。第一の販路の拡張としては、内外市場の地域的拡大と同時に「輸出米用ノ雇船ヲ為ス場合ニハ、雇船約定書中ニ三池炭ヲ焚料トシテ積取ルヘキコトヲ明記シ、交換問題ト為ス事抔ハ、向後共実行シタシ、米ニテハ利益ナキモ焚料ヲ千五百屯売りタル為メ、其万デ利益アリト云フカ如キ細カキ勘定モ為サザルベカラス」⁽²⁷⁾（益田）と三井物産取扱いの輸出商品と抱合せて輸送用燃料に三池炭を使用させて販路の拡大を計ることなどにも意を用いている。第二の機械設備とは港湾施設の機械化による石炭積出し量の増大と迅速化、および流通経費の低廉化→石炭市場の拡大がねらいである。そのため、口ノ津その他の港湾人夫の直轄化と港湾施設の機械化が計画され、また万田坑の開鑿と相俟つて三池築港が決定される（詳しくは次節参照）。第三の販売方法の改良については、とりわけ坑主の不満を緩和することに重点がおかれている。坑主は、雇船の先約による高運賃支払い、荷積違等に関する諸経費の石炭への付加、海外諸経費（倉敷料、金利、人足賃、曳船料）の高さ、などに対する不満をもつており、これらの不満を打切り値段にすることや、既述した運搬諸施設の機械化による諸経費の低廉化によって解決しようとしている。以上三点にわたる新たな措置は、従来の販売利潤の獲得方式＝初期「独占」の利用とは異なり、産業資本の発展＝競争条件の拡大を背景とする生産力視点を媒介として販売価格の低廉化を目指して提起されている。その実践によつてこれまでの流通機構の「独占」的掌握を維持・拡大するという逆説的関係が展開していくのである。

一九〇〇～一一年（明治三三～四）の金融行詰りと不況は、以上のように三井物産に新たな方向性を与える画期となるとともに、石炭業界の集中化をも促し三井物産の石炭取扱いの新たな拡大の起点ともなった。門司石炭商六〇軒は四三軒に減少し、「競争者ノ物ガ減ツテ」「自然廻リ廻ツテ我々ノ手ニ這入ル」ことになり、三井物産の石炭取扱いは「ヤツテ往キ易ク」なり、「昨年来此商売モ不景氣ニシテ直段モ安クナルノ有様ナルニ拘ハラズ、我社ノ取扱高ハ大ニ増加シ

第32表 三井物産種別石炭取扱高

(単位：千円、千トン)

	輸出		輸入		内地売買		外国売買		合計	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額
年										
1897(明治30)	409	2,292	12	179	339	2,112	2	28	762	4,611
98(" 31)	496	4,530	3	47	644	4,548	5	98	1,147	9,223
99(" 32)	624	5,465	22	473	897	4,211	2	40	1,546	10,190
1900(" 33)		6,280		494		6,137		177		13,088
01(" 34)		8,343		1,523		7,753		38		17,658
02(" 35)	730	6,659	1	31	2,889	10,085	0	13	3,622	16,788
03(" 36)	1,596	11,308	13	246	1,703	7,754	—	—	3,312	19,308
04(" 37)	1,820	11,519	87	2,113	2,031	8,394	3	72	3,941	22,097
05(" 38)	1,912	12,299	36	760	2,448	12,894	下	70	4,404	26,023
06(" 39)	1,804	16,679	2	35	2,344	17,269	7	89	4,156	34,072
07(" 40)	2,076	16,807	1	32	2,345	14,841	26	283	4,448	31,962
08(" 41)	2,011	15,869	3	58	2,165	14,139	86	620	4,265	30,686
09(" 42)	2,043	15,359	5	80	2,246	13,567	121	959	4,415	29,965
10(" 43)	2,233	17,045	12	136	2,387	12,954	384	2,466	5,016	32,601
11(" 44)	2,445	17,477	23	335	2,675	13,613	340	2,206	5,483	33,632
12(大正元)	2,738	20,444	35	289	3,424	16,517	448	3,073	6,645	40,323
13(大正2)	4,660	34,301	60	513	3,854	18,774	617	4,550	9,191	58,138

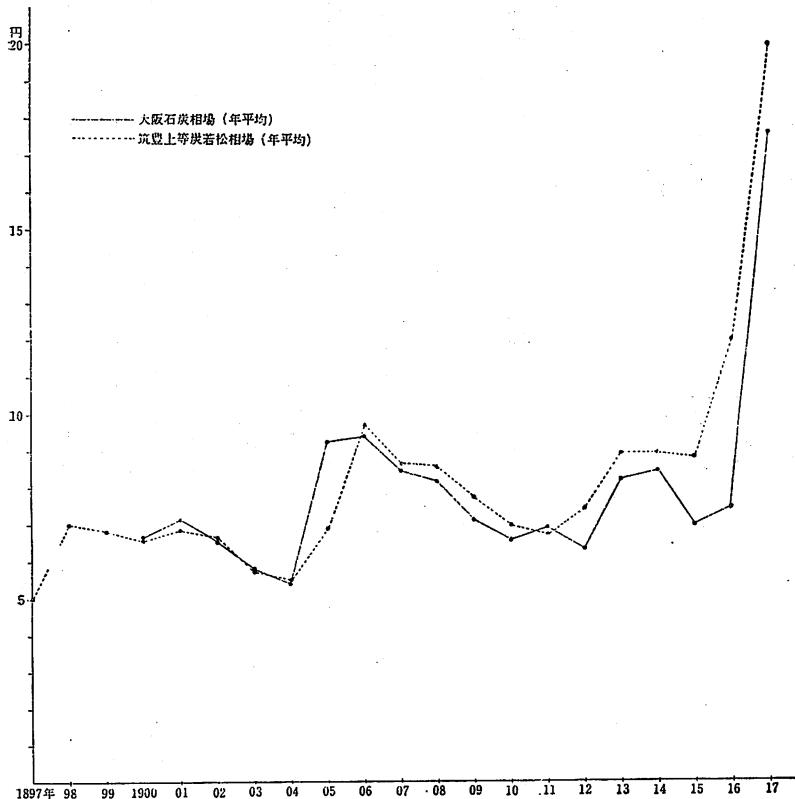
出所) 「三井物産株式会社沿革史」(第四編業務編第二部) 160ページ、同「沿革史」編纂資料より作成。

注) 1. 単位以下は四捨五入。

2. 空欄は未詳。一印は記載がないか事実が存在しない場合。「下」とは下期のみの数値。

三井財閥における石炭業の発展構造

第3図 石炭価格（トン当たり）



出所) 大阪石炭相場については『日本經濟統計総覧』、筑豊上等炭若松相場については『筑豊石炭試験会五十
年史』より作成。

結果モ良好ナリシ⁽²⁹⁾ という状態を現出した（三井物産の内外販売数量の推移については第32表参照）。この不況は、一九〇四年（明治三七）にはピークに達した（第3図参照）。筑豊坑主は不況に苦しんだ。かかる事態の出現は、三井物産にとって不況対策を錦の御旗にしつつ筑豊坑主を結集させ、彼らを掌握する契機であった。実際、同年の石炭諮詢会には貝島、麻生、豊国、金田の各炭坑の代表者を石炭諮詢会に出席させ、石炭販売について協議している。そこでは不況対策として採炭制限の実施を決めるとともに、貝島案として以下のような石炭販売案が提出されている。つまり三池炭を除き、豊国、田川、金田を三井第一種炭、大ノ浦三尺、本洞、藤ノ棚、戸田、山野、満ノ浦を三井第二種炭、芳雄、大ノ浦五尺、穂波、伊田八尺、白石、大辻を三井第三種炭として販売するという案である。三井以外の関係者は、この案に賛成する。坑主側からすれば、三井の名称を冠することによって販売を有利にして、三井炭と自山の石炭とを混合して販売することにより三井物産の販売利潤を規制し、不況の痛手を克服しようとしたことは明瞭である。これは一九一一年（明治四四）に成立する石炭ブール法の筑豊坑主側の思想である。しかし、三井としては、①石炭の質の相違を混合して買手が納得するか、②鉱主の方に不満はないか（自山の石炭が悪炭と混合されるなど）、③同じ一等炭でも混合の相違により質の相異が出てこないか、などの問題を提出し、貝島が理想とするすべての炭種の混合は不可能として、組合せを検討して実現に努力するという指摘にとどまつた。⁽³⁰⁾

日露戦争の進展は、国内重工業の発展を促がし、石炭市況は不況から一転して一九〇四年下期より回復に向い、翌年には好況局面に転じた。その事態はこれまでにない極めて深刻な問題を秘めていた。なぜなら三井物産の筑豊炭取扱い量は着実に前進し（一九〇二年三井物産取扱い高一九一万トンで全体の三六・二ペーセント、翌年二三三万トンの取扱い、〇四年に⁽³¹⁾は二五〇万トンで全体の四三・七ペーセント）、「一歩進メハ或ハ九州ニ於ケル石炭ノ覇権ヲ握ルコトモ敢テ難事に非サル」（小林門司支店長）という状態にもかかわらず、次の大塚の言に示すごとく日本石炭業の出炭額そのものの不足によつて

これまで三井物産が拡大してきた海外市場を次々と放棄せざるを得ない状況に立ち至ったからである。⁽³²⁾

既ニ本年ノ実例ニ徵スルモ大凡ソ五ヶ年間苦心經營ヲ重ネタル馬尼刺ニ於ケル石炭商売モ本年ハ全ク之ヲ捨テサルヘカラサルニ立至リタリ、又十年以前ヨリ計画セル爪哇ニ於ケル石炭ノ販路モ全ク之ヲ失フニ至リ、其他二、三年前ヨリ着手セル亞米利加ニ於ケル販路ノ如キモ亦之ヲ失フニ至リタリ、以上ハ本年生ジタル出来事ナレトモ是ト同様ニ明年ハ尚ホ他ノ方面ニモ同様ノ出来事ヲ見ルニ至ルヘシ（中略）奈何セン売ルヘキ石炭ナキヲ以テ何共方法ノ講シヤウモ無キ次第ナレバ、明年ハ海外ニ於ケル石炭商売ニ付テハ最モ悲観的ノ觀察ヲ為ス次第ナリ（傍注：引用者）

これまでの一手販売契約分以外に、集散地その他における積極的な買付けや石炭の買占にもかかわらず、右の発言に示されるような事態は、日本石炭産業の生産力の壁という大問題に直面していたのである。ここから次の犬塚発言に示されるように、三井物産は生産部面に強い関心を示すのである。犬塚は日露戦後の克服すべき石炭生産の阻害要因として次の三点を指摘している。第一は以下に示すような坑夫制度の問題である。⁽³³⁾

目下ノ制度ニテハ各坑主等ニ於テ坑夫ノ奪合ヒニ付テ毫モ制裁ナク、其結果新ニ坑夫ヲ養成スルコト或ハ他ノ地方ヨリ坑夫ヲ募集スルコトモ敢テセス、仮令之ヲ進ンテ為ス者アリテモ折角時ト費用ヲ費シテ養成シタルモノヲ、一朝ニシテ他ノ坑ノ為ニ奪ハル、恐アル所ヨリ、先ツ今日ノ場合ニテハ坑夫ヲ増加セシムルコトハ殆ト不能ノ状態ニアリ

かかる状況は、好況局面に至ると大炭坑の坑夫を奪つて採掘する投機的小炭坑の跋扈を許し、坑夫の生産能率（一人当りの労働生産性）を低下させる。他方で大炭坑はこれまでの炭況の不振から設備投資を控えているため、その急速な事業拡大には限界がある。こうして石炭生産の発展が抑えられるとみている。第二は九鉄の運搬力の問題である（筑豊炭の場合は九鉄は各炭坑の前年の出炭額に比例して貨車配分するため、各坑主にとつては出炭量全部を九鉄で運搬できるか否かが不安であり、その結果坑主は生産の拡張を差し控え、生産量の停滞につながるとする。第三は石炭価格の変動が激

しく、ために生産の拡張に慎重たらざるを得ない点である。生産者と販売者との間には統一した連絡がなく「自由競争ノ有様」のため「筑豊地方ニ於テ新炭山ヲ開発スルトカ、又ハ大ニ増掘ヲ謀ラント計画ヲ為スハ、寧ロ投機的ノ事業ニテ着実ニ予算ヲ以テ計画スルコトハ殆ト不可能ノ事ト目セラル状況ナリ」⁽³⁴⁾ という現状を出現させている。かかる状況を克服し、石炭生産の発展と安定を計る道として、「トラスト」の問題が、大塚によつて以下のように提起されるのである。⁽³⁵⁾

然ラハ今後採炭ヲ大ニ増加セシメントスルニハ、其販売ノ任ニ當ル者、石炭採掘者、運搬者間ノ連絡統一ヲ計ルコト極メテ必要ナリトス(中略)若シ此地方(筑豊地方:引用者注)ノ産出ヲ増加セシムルコトヲ得ストセハ、前述ノ如ク海外市场ヨリ我国ノ石炭ハ全ク跡ヲ絶ツノ結果ヲ生スヘシ、之ニ付テハ石炭ノ採掘者ト販売者ト相互ノ連絡ヲ計ルニアラサレハ、産出ヲ増加スルコト能ハサルヘシ、依テ之ニ對スル方法トシテ四、五年以前ニ其話アリシ、石炭「トラスト」ノ問題ヲ此際本店或ヘ管理部ニ於テ攻究セラレタシ(中略)余ノ信スル所ニテハ決シテ實行ノ望ナキニハアラス、其方法如何ニ依リテハ石炭業者間ニ聯合ナリ或ハ共同ナリノ方法ヲ講スルコトモ望ミナキニアラサルヘシ、即チ三井、三菱ノ兩者ニシテ提携スル以上ハ其他ノ比較的小ナル坑主ノ如キハ之ニ附隨シ来ルヘキハ殆ト明カナル次第ナレハ、我社ト三菱トノ間サヘ交渉纏マラハ其結果トシテ自然此地方ニケル出炭ノ増加ヲ見ルコトヲ得ヘク、且ツ是レト同時ニ我国ノ石炭相場ヲ甚シク乱高下ヲナサシメス、常ニ相当ノ直段ヲ保ツコトヲ得ヘキヤト考フ

前章で検討を加えたように日本石炭産業は、明治三〇年代後半にやつと産業資本として確立したばかりであるにもかかわらず、早くも「トラスト」(カルテルのこと)の問題を現実的な日程にのぼらせていた。それは何よりも海外市场の獲得に視点が定められていた。三井物産は石炭の海外販売により高率の販売利潤をあげ、海外支店を支えていた。⁽³⁶⁾ だから、三井物産にとってこの段階において海外石炭市場を喪失することは、三井物産の海外支店網の縮少につながる危険性を秘めていたのである。したがつて、外国炭、とりわけ発展が目ざましい中国の撫順炭、開平炭と対坑し、海外石炭市場を回復することが痛切に求められた。そのために三井物産は、内部では「石炭取扱規則」を改正(一九〇四年一〇月)⁽³⁷⁾して門司に首部を設置し、共通計算規程を改めて適用し、石炭価格の低廉化を目指すと共に、石炭価格を安定させ

石炭生産の「増大」を促す機構＝カルテルの結成に活路を求めていくのである。この問題については最後で触れることにし、次に流通機構の問題に入りたい。

- (1) 三井文庫所蔵史料 物産二九八 (『三井事業史 資料篇三』二一七ページ所収)。以下、断りのない限り同所蔵史料。

(2) 貝島との関係については永末十四雄『筑豊讃歌』、第四章「二 修羅と僥倖」に人間模様が描かれている。

- (3) 「貝島鉱業(一)」(物産二二六)。

- (4) 「田川採炭・豊国炭礦」(物産二二八)。

- (5) 「物産会社提出議案」(三井文庫所蔵史料

追二〇一一)。

- (6) 「石炭諮問会議録 (明治三十年十月)」(物産一九九) 七ページ吳発言。

- (7) 「明治廿九年下半季理事会議案」(物産一一八)。三井物産提出、三井商店理事会で可決。

- (8) 「石炭諮問会略則」(第一条) (『石炭諮問会議録 明治三十年十月』所収)。

- (9) 同右「諮問会議録」。

- (10) 三井文庫所蔵史料 物産二三六。

- (11) 貝島との契約の全文は、松元宏「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」(『三井文庫論叢』第七号) 参照。

- (12) 三井文庫所蔵史料 物産二二七。

- (13) 借入金返済の方法については、たとえば豊国炭礦の場合には、三井物産(益田孝)と以下のような取決めを行なっている。

覚書(案)

第一、豊国炭坑主ハ三井銀行ヨリ豊国炭坑ヲ担当トシテ金參拾七万円ヲ借受ケ、其内參拾四万円ヲ從来三井物産合名会社ヨリノ借入金ニ返却スル事

第二、三井銀行借入金ハ、三井物産合名会社ニ販売ヲ委托シタル山本周太郎ニハ、切込炭質先金トシテ壹万斤ニ付若干ノ金員ヲ与ヘ壳捌方一切ノ

第三、從來豊国切込炭ノ販売ヲ委托シタル山本周太郎ニハ、切込炭質先金トシテ壹万斤ニ付若干ノ金員ヲ与ヘ壳捌方一切ノ
関係ヲ断チ、該切込炭ノ販売ヲモ目今三井物産合名会社ニ委托スル事

第四、略

- 第五、毎月委託石炭売上代金中ヨリ別紙予算書記入ノ坑所ノ実費（営業費、鉱業税、鉱区税、役員賞与其他）、兩坑主ノ月費
金 円、長谷川某ヘノ払金 円、尼ヶ崎某ヘノ払金 円、三井銀行返却金（即チ塊炭壠嶺ニ付壠円ノ割）、同上三井
銀行借入金利息等ヲ引去リタル残金ハ、悉皆三井物産合名会社ニ在留シ置ク事
- 第六、他向ヘ対スル報酬若クハ返却金及坑主入用金等モ、別紙予算書ニ記載シアル分ノ外ハ坑主ト雖トモ決シテ請求ヲ為サ
ル事
- 第七、炭坑経費其外予算ニ指定セル金員ハ時々坑長ヨリ申出テ、三井物産合名会社門司支店ヘ石炭販売代金ノ内ヨリ仕払ヲ
為スヘキ事
- 第八、毎決算期ニハ損益勘定ヲ明ニシ、純利益金中ヨリ毎半期凡ソ弐万円乃至弐万五千円ヲ三井物産合名会社ニ預ケ置キ、
臨時炭坑支出金ノ準備トシテ積立ツヘン、三井物産合名会社ハ該預金ニ対シ豊國炭坑ニ於テ三井銀行ヨリ借入金アル間ハ
該借入金ニ対シ、坑主ノ支払フト同一ノ利息ヲ坑主ニ支払フヘキ事
- 第九、決算勘定ノ際ニ於ケル前項炭坑準備積立金ノ割合ハ、三井物産合名会社ノ承認ヲ經テ之ヲ定ムヘキ事
- 第十、（略）
- 第十一、第八項記載ノ積立金ヲ控除シ尚余剩アルトキハ、該金額ハ之ヲ兩坑主ニ交付スルモノトス
- 第十二、兩坑主ノ月費金ハ本炭坑ノ利益減少シ、三井銀行ニ対スル元利支払金ヲ約定通りニ履行シ能ハサル場合ニハ、之ヲ
変更スルモノトス
- 第十三、（略）
- 明治三十三年十一月二十日（署名は平岡浩太郎他二名と益田孝、立会人として朝吹英二が名を連ねている）（前掲田川採
炭・豊國炭礦」所収）。
- （14）「石炭商務諮詢問会議事錄（明治三十一年十月）」より引用。
いづれも、「石炭諮詢問会議事錄（明治三十一年八月）」（物産二〇〇）八月二十四日の吳および益田の発言参照。
たとえば、以下の発言を参照。筑豊においては藤ノ棚以外の上等炭はすべて手をつけ「之ニモ是非手ヲ付ケタシ、左スレ
ハ三等以上ノ炭ハ殆ント我社ノ有トナル」（進藤）（前掲「石炭諮詢問会議事錄（明治三十一年十月）」第二回）、また「今年一
手販売ヲ引受ケタル豊筑炭并ニ買約定ニ係ル石炭ハ、總テ我社一手ニ握リ居ルコト故ニ、他人カ安値ニ売却スルコト不能

ナリ」(井上) (同上 第三回)。

(17) 同右 第二回益田発言。

(18) 前掲「石炭商務諮詢會議事錄(明治三十一年八月)」第一回(八月二四日)一八〇一九ページ。なお一九〇〇~〇一年(明治三三~四)の恐慌以降になると、残炭のないよう販売することが、三池炭販売の基本となっていく。

(19) 「石炭諮詢會會議錄(明治三十年十月)」第六回(一〇月二日)より引用。

(20) その事例については、上海石炭販売における山本条太郎の発言参照(同右 第八回一〇月六日)。

(21) 同右 第三回九月二九日吳発言。井上も同一の発言をしている。

(22) 八月一日から一〇月三日の「規定」の制定までは石炭も「共通計算規程」が適用されている。該規程は「各店間ニ於ケル競争ヲ避け、相互ノ氣脈ヲ通シ商務ノ敏活ヲ計ル」(同規程第一条)ために設定された。その内容は、取扱店を仕入店、仲次店、販売店の三つに区分し、その枢要の一店に首部を置いて業務を指揮し、仕入店、仲次店は利益を見込まず、販売店には常に原価を知らせるという仕組を規定している。それは日清戦後の販路の拡大によって生じた矛盾(「競争」条件の拡大を背景とする支店間の競合)を、販売価格をなるべく低廉にして他商との競争に打勝つためとられた措置であった。たとえば、委託石炭の海外販売などについて益田は、「若松ニ於テ坑主ノ依托品ヲ売却スル場合ニハ、式分五厘手数料ヲ収メ、而シテ其内海外其他当社支店へ振向クルモノニ対シテハ、壹分ヲ若松ニテ收得シ、残リ壹分五厘ハ本店ニ割戻シ、本店ハ夫丈ヶ海外売等ノ値段ヲ安クスベシ」(「石炭商務諮詢會議事錄(明治三十一年八月)」同月二九日第四回)と国内販売利潤の一部を海外石炭市場獲得へ振り向けている。ところが、実際の運営においては、規程が細部まで渡っているため仕入店から販売店へ原価を提示するのに手間取り、石炭販売に支障をきたすことが少なくない。とりわけ外國為替の変動によって価格の変化を受けやすい海外販売の場合がそうである。上海支店などから共通計算規程廃止の意向が強く打出されるのも、そうした理由であり、結局同規程は一月一日をもって廃止される。なお、「共通計算規程」および「石炭取扱手続並同手数料規程」については前掲加藤幸三郎論文参照。

(23) 「達第拾号」(物産六六)。全文については、前掲加藤、および松元論文参照。

(24) (25) (26) 「石炭諮詢會會議錄(明治三十四年三月)」(物産二〇一)。

(27) 「支店長諮詢會會議錄(明治三十五年四月)」(物産一九七一) 甲一十ページ。

(28) 一九〇一年(明治三四)三月の石炭諮問会の第一、第二回の會議では次の議案が審議されている。かかる審議内容は知りうる限り最初である。

設備ニ関スル件

- (1) 新式ノ器械ヲ應用シ、人力及經費ノ節減ヲ図ラザルヘカラス、而シテ之レヲ為スニハ其予算ヲ設置シ試ミニロノ津ニ於テ一、二ヶ年試験的ニ実行シタシ

- (2) 口ノ津ニ於ケル設備

- (A) 同地人足ノ現状如何、其改良方策及貿銀増加ノ請求ヲ防遏シ、又其供給ヲ充分ナラシムルニ付テハ如何ナル手段ヲ執ルヘキヤ

- (B) 口ノ津港設置ノ浮標ハ更ニ増置スル必要ナキヤ

- (C) 口ノ津港内浚渫ニ関スル意見

新機械の導入については、団琢磨が英國海軍使用の、陸上・陸出・船積ともに使用しうるコンペアの導入を主張している。

(29) 「支店長諮問會議事錄(明治三十六年四月)」(物産一九七一) 一三二ページ長谷川発言。

(30) 以上については、「支店長諮問會議事錄(明治三十七年八月)」(物産一九七一) 一一四~六ページ参照。

(31) 「石炭協議會議事錄(明治三十八年五月)」(物産二〇二) 一一三ページ。

(32) 「支店長諮問會議事錄(明治三八年九月)」(物産一九七一) 一六~七ページ。

(33) (34) (35) 同右それぞれ一八~九ページ。

(36) 海外支店と石炭販売については第三節の石炭市場の項を参照。

(37) 改正の要点として「石炭ノ引合ハ首部ヲ經由スヘキ原則ヲ明確ニシ、同時ニ首部並積出店ハ可成石炭ノ原価及諸費用ヲ低廉ナラシメ、販売店へ直段ヲ通報スルニ際シ利益ヲ加算シテ、為ニ商売ノ成立ヲ容易ナラサランムルカ如キコト勿ランヲ期シ、併セテ積出店及販売店へ相互ノ報告ヲ敏活且誠実ニシ、直段及諸費用等ノ点ニ付誤解勿ラシメンコトヲ期シタルニアリ(新規則第三条、第四条、第二十二条、第二十六条参考)、其他旧規則ト殆ノト異動ナシ」(「三井營業店重役會議事錄」明治三十七年十月十一日第四拾五回『三井事業史 資料篇四下』六三五~八ページ所収)。

文中の改正条項は左の通りである。

第三条 石炭商売上最モ枢要利便ノ場所ニ首部ヲ置ク

但当分ノ間之ヲ門司ニ置ク

第四条 首都ハ社長ノ委任ニ基キ石炭商売ヲ統轄シ、其引受石炭ハ汎ク之ヲ内外適宜ノ地ニ販売シ剩余勿カ（ラ）シムルハ勿論、益進シテ取扱石炭ノ増加ト販路ノ開拓ヲ計リ、以テ斯業ノ拡張ヲ期スベシ

第二十二条 三池ノ外諸石炭ノ代金ハ積出ノ時荷為換ヲ付スルモノト、売上勘定書ト同時ニ送金ヲ要スルモノト、何レモ

坑主ノ望ニ従フベシ

第二十六条 打切り乗合計算石炭ニ対シテハ積出店及販売店ハ相互ノ報告ヲ敏活且ツ誠実ニシ、直段及諸費用等ニ関シ聊カタリトモ互ニ誤解ナカラシムベシ

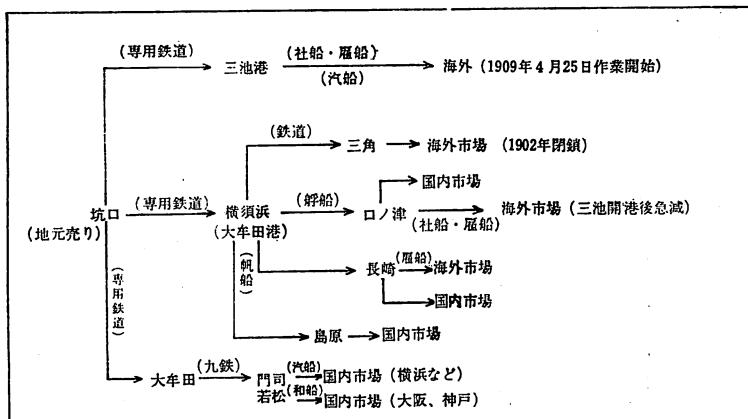
2 取扱い石炭の流通機構

(一) 三池炭の流通機構

三池炭礦の払下げ以降、第一次世界大戦前に至る三池炭の輸送経路を示したのが第4図である。一九〇九年（明治四二）の三池港の完成までは、官営期と同様、坑口まで運び出された石炭は、そのほとんどが横須浜（大牟田港）へ運ばれた。この坑口—横須浜間の運搬は、七浦（平原）—横須浜間の専用鉄道の敷設を起点として、山本次八の請負による馬車鉄道運搬から急速に専用鉄道運搬への転換が計られ（一八九一年一一月には三池炭礦社總務部内に臨時鉄道建設係が設置される）、一八九四年一〇月、山本次八から馬六二頭などを買取り、大浦坑を除いて馬車鉄道を廃止した（三池炭礦の鉄道敷設については第33表参照）。

他方一八九一年（明治二四）四月一日、九州鉄道が門司、博多、久留米を経て大牟田に達した。九四年一月には九鉄と三池炭礦専用鉄道との「接続支線」布設工事が共同で着手され、九六年に完成している。⁽²⁾これにより、横須浜積出し

第4図 三池炭の輸送経路



の他に陸送も可能となつた。大牟田から九鉄を利用して、門司、若松へ搬出された三池炭は、門司では横浜送りなどの汽船積となり、若松では和船に積まれて阪神地方へ送られた。この時期、三池炭の九鉄輸送の比重は小さかつたが、三池炭礦使用諸物品・諸機械の搬入に非常な便を得、むしろこの点に大きな意義を有していたとも言えよう。

ところで、横須浜まで運び出された石炭は、官営期と同様、三井物産と一手販売契約を締結して、その手にゆだねられた。三井物産では、海外販売分のロノ津、長崎への石炭輸送は、三池炭礦所有の運炭船によるか地元の駁船業者（三池番船と呼称される船團を編成）に請負わせた。ロノ津へ輸送された石炭は、「ロノ津請負人組合」（地元の農民が多い）が荷役作業を請負い、駁船か三井物産ないし三井鉱山の所有船によつて海外へ輸出され、また長崎へ廻送の分は、その多くが外国駁船によつて海外へ輸出された。輸出された石炭は、上海・香港では直接需要者に渡されるよりも、ほとんどが「支那人ノ問屋ヲ利用シ、一分位ノ口銭ヲ与ヘ⁽³⁾」て需要者に渡されていた（取引には買弁を使用していたが、上海では一八九年（明治三二）七月、香港では一九〇二年四月買弁を廃止している⁽⁴⁾）。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第33表 三池炭礦専用鉄道敷設推移調

区間 其の他	運輸開始認可 又は使用開始	単線・複線別
浜(横須浜)——宮浦(島ノ上)	1891. 11. 3	単線
宮浦(島ノ上)——七浦(平原)	" . 12. 5	"
七浦(平原)——勝立	1894. 3. 8	"
同上線路変更工事	1896. 12. 7	"
七浦(平原)——早鐘(逆様川)改築	"	"
早鐘(逆様川)——宮原(白川筒井原)	1896. 12. 9	"
宮浦(島ノ上)——省線連絡所(五反田)	" . 5. 14	"
宮浦(島ノ上)——七浦(狐坂)	" . 12. 9	複線
宮浦(筒井原)——万田	1900. 11. 26	單線
七浦 —— 宮原(筒井原)	"	"
万田 —— 港(四山地元)	1905. 10. 11	複線
宮浦 —— 万田	1908. 7. 24	"
万田 —— 港(四山地元)	1909. 4. 11	"
宮浦 —— 七浦	1916. 1. 11	"
四山支線 (カッコ内は地名)	1923. 3. 1	単線

出所) 「第33表 三池炭礦専用鉄道幹支線敷設推移」(「三池港務所沿革史」第三卷専用鉄道) より作成。

また、上海・香港において外国船の焚料として売込む場合には、ロンドン約定が多く、その場合に該約定先の代理店を介して販売された(たとえば、ノース・ジャーマン・ロイドとの約定の場合には、メルチャースと言う代理店を媒介としている)。中國地域以外では、シンガポールとロンドン約定による販売が主である。その場合には、直接取引とアーレンスとかイリスなどのエイジェントを介しておこなわれる場合とがあった。⁽⁵⁾

国内販売については、各地域の実情にあつたさまざまな流通機構を形成している。三池炭礦の払下げ当初においては、諸官省ないし東京、横浜、名古屋、大阪、神戸などの大消費地以外の販売は、三井物産の統轄のもとに三池石炭合資会社、島原石炭組合、山尾商店の三軒の石炭問屋が三池炭の販売店に指定され、協定値段を設けてその任に当っていた。その後、彼らに対する特惠的販売は漸次解消され、入札法による販売に変化した。

それに伴い防長地域から来航していた塩田向けの買積船が直接入札に加わり（三間屋の競争も激化し）、塩田向炭価の変動が激しくなり、三井物産としても無視できなくなつた。そこで一八九九年（明治三二）三間屋の販売区域を以下のように設定した。九州地方は三池石炭合資会社と島原石炭組合の管轄とし、中国十州塩田は山尾商店の管轄としたのである。これによつて防長地域からの買積船は、三池番船と同様の組織に編成され「防長番船」と呼ばれた⁽⁶⁾。しかし、漸次塩田向消費量が増大するのに伴い、防長番船のみでは運送力に不足を生じ、一九〇四年には三池番船も塩田向石炭輸送に使用し、その総代に一〇万トンの運搬を引き受けさせた（そのために従来にも増して船種改造資金を融通している）。この措置により防長番船と合せて一五万トンの運送力が確保され、塩田向の余力は阪神地方の運搬に使用された⁽⁷⁾。塩田向石炭販売の方法については、三井物産三池支店の青木勝三郎が次のように詳細に伝えている。⁽⁸⁾

（塩田向の石炭販売は：引用者注）元ヨリ十州ニ渡ツテ居ル事デ仲次ヲ置イテ居ル、約定ハ前ニ仲次カラ纏メサシテ置イテ、我々ノ方カラ一度出テ行ツテ交渉シタガ、津々浦々ヲ廻ルノハ大変デアルカラ岡山方面ハ岡山ニ、尾道付近ハ尾ノ道ニ行キ、讃岐方面ハ高松ニ集マルト云フ様ニ作ベタ、大体ニ一番初メノ値段ヲ建アルニ就テ、以前津々浦々ヲ廻ツタ時ニ値段ガ違ツシテ居ツタガ、今日デハ少々値段ヲ上げテ貰ツシテモ知レルシ不平モ起ル所カラ、今日デハ一所ニ纏メテ讃岐ハ今日デハ本場所ニナツシテ居ルカラ讃岐デ協定シタ（中略）代金ノ取立ト云フモノハ以前カラ山尾ト云フ店ガ十州塩田ノ総代ノ一人デアル、是レニ一切ノ取立ノ責任ヲ負ハシタ、礪山会社ト取定メテコソミツシヨンヲ払ツシテ約定ハ直接物産会社ガヤツシテ代金ノ取立ノ責任ヲ先方ニ負ハセル事ニシテ居ル

左記以外の国内他地域への三池炭の運送は、一部の陸送を除いて、そのほとんどがロノ津から海送された。各地域の流通機構は他種炭、他社炭と同じなので、次に合わせて検討する。

（二）他種炭・他社炭の流通機構

すでに検討を加えたように、三井物産の取扱い炭は、一八九〇年代末（明治三〇年代初頭）には北海道を除く日本全国

第34表 各港積出量推移（輸出）

(単位：トン)

	1892年(明治25)		1897年(明治30)		1902年(明治35)	1907年(明治40)	1913年(大正2)
	全積出量	うち船舶用	全積出量	うち船舶用	全積出量	全積出量	全積出量
長崎	418,276	128,073	394,729	262,266	171,484	93,950	144,264
口ノ津	329,346	21,790	257,556	28,535	619,014	713,192	—
門司	267,666	54,380	672,155	66,219	1,833,165	1,184,852	1,056,770
唐津	38,193	—	72,958	4,513	165,803	262,481	466,364
三角	5,285	—	—	—	—	—	—
若松	—	—	—	—	—	528,231	938,088
住ノ江	—	—	—	—	—	102,413	70,885
三池	—	—	—	—	—	—	1,077,529
博多	—	—	—	—	—	2,080	11,604
下関	64,706	49,745	319,846	82,135	6,194	4,125	—
神戸	57,294	57,294	70,565	70,565	—	—	—
横浜	83,131	80,909	35,226	35,226	—	—	—
室蘭	—	—	119,232	13,142	130,031	57,349	34,387
小樽	26,653	—	68,985	8,333	675	5,726	4,582
函館	—	—	—	1,496	—	1,502	—
その他	1,840	6,808	952	535	12,376	13,711	35,404

出所) 『外国貿易概観』(明治25年, 30年, 35年), 高野江基太郎『日本炭礦誌』(明治40年度数値), 商工省商務局貿易課『本邦石炭貿易状況』より作成。

注) 一印は記載のない個所および事実の存在しない個所。

第35表 筑豊炭水陸輸送量比較表

(単位:トン)

年 次	総送炭量	輸送便 内訳			
		鉄道便		水運便	
		数 量	対総数	数 量	対総数
1887(明治20)	410,082	—	—%	410,082	100%
1891(" 24)	920,411	34,902	4%	885,509	96
1892(" 25)	1,039,777	169,206	16	870,571	84
1897(" 30)	2,726,342	1,901,139	70	875,203	30
1902(" 35)	5,043,548	3,963,455	78	1,080,093	22
1907(" 40)	6,758,487	5,596,834	83	1,161,653	17
1912(大正元)	9,073,029	8,367,655	92	705,374	8

出所) 「田川鉱業所沿革史」(輸送及販売編) 所収。

に拡っていた。白水炭、岡田炭などの磐城炭は、日鉄を通じて東京に搬出し、筑豊炭は遠賀川水運や筑豊興業鉄道によって若松や門司へ、唐津炭は唐津港へ、長崎港口の諸炭は長崎港へと送り出していた。この時期には、筑豊石炭業の発展により石炭積出港(輸出)の中心は長崎から門司へと移動し(第34表参照)、三井物産の取扱い炭も当然筑豊炭が主力が注がれた。そこで、ここでは筑豊炭に視点を据えて検討するが、筑豊炭の流通機構と市場については、産業資本確立期まで隅谷氏が分析しているので、なるべく重複を避けて筑豊炭の流通機構を検討したい。

九州鉄道・筑豊興業鉄道の敷設以前の段階においては、筑豊炭の輸送は専ら遠賀川の水運に依拠していた。たとえば、明治二〇年代から一手販売を引き受けたいた貝島の菅牟田坑では、坑所から一一〇〇間離れた喜麻川の積場(陸路)まで運搬した石炭を、該所から川船(二万斤積)に積込んで喜麻川を下り、赤間村を経て堀川に入り、若松に搬出した。同じ貝島の大ノ浦坑の場合にはもっと複雑であり、坑所から若宮川まで運び出した石炭を、上船(並川船より容量少なく、三〇〇〇~七〇〇〇斤積)に積込み、若宮川を下つて植木で陸揚げし、そこから百間ほど離れた唐戸まで人夫に運ばせ、さらにそこで並川船に積み替え

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

て喜麻川を下り、若松または芦屋に搬出し、門司に廻送していた。⁽⁹⁾

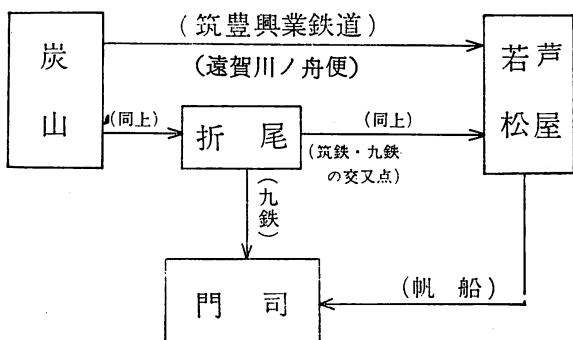
一八九一年（明治二四）九月一日の直方—若松間の開通を嚆矢とする筑豊興業鉄道の敷設は、右のような運搬体系を根底から改変し、筑豊炭の輸送は水運から陸送へと転換していった（第35表参照）。明治三〇年代半ばまでには、鉄道網は筑豊全域に拡がり、筑豊石炭は該鉄道を通じて主として若松港に搬出された。⁽¹⁰⁾ そして、その約六五ペーセント（一九

〇三年上半期）が門司に廻送され、他は専ら大阪以西の各地域に帆船で海上輸送された（第5図参照）。その理由について『九州石炭集散及売買慣習取調報告』（明治三七年四月付）（一一二ページ）は次のように述べている。

若松ヨリノ送炭ハ主ニ大阪以西ニシテ、其門司ニ於ケル場合ト全然反対ノ現象ヲ示ス所以ノモノハ、蓋シ大阪以東ニ於テハ多少北海道炭其他ノ競争アルコト固ヨリ其一因タラズンバラズト雖モ、若松港ハ未だ水浅クシテ汽船ノ出入甚ダ困難ナルガ為メ從来送炭ハ凡テ和船ノ便ヲ藉ルヲ以テ大阪以東ノ遠隔ノ地ニ向ヒテハ門司ノ汽船積ニ比シテ送炭ニ非常ノ日数ヲ要シ、而モ運賃比較的ニ高価ナルコト其主因タラズンバラズ

門司港に集荷された石炭は、「着炭總量ノ凡三分ノ一ハ水運ニヨリ若松ノ手ヲ経テ來ルモノニシテ、直接採掘地ヨリ來ルモノハ僅カニ其三分ノ一二過キズ」（同右、七六ページ）と指摘されるように、若松経由の筑豊炭が中心を占め（約一八〇万トン中若松経由一二〇万トン以上）、この石炭の過半は、外国船焚料および輸出に供された（第36表参照）。それ以外

第5図 筑豊炭の輸送経路



第36表 門司港石炭販路別推移

(単位:トン)

	1898年	99	1900	01	02
外国輸出	777,747	977,890	1,146,247	1,850,138	1,682,152
外船焚料	289,762	267,288	430,499	527,833	485,296
計	1,067,509	1,245,178	1,576,746	2,377,971	2,167,448
内国輸出	479,699	587,259	643,123	482,594	545,412
内船焚料	44,777	103,346	113,087	123,669	167,053
地 売	392,014	512,713	27,370	621,671	762,900
計	916,490	1,206,318	1,483,571	1,227,934	1,475,365
合 計	1,983,999	2,451,496	3,060,317	3,605,905	3,642,813

出所) 濱谷三喜男『日本石炭産業分析』355ページより引用。

注) 原史料は東京高商『九州石炭集散及売買慣習取調報告』80~92ページ。

は内地各地域、とりわけ後に四大工業地帯として形成されてくる京浜、中京、阪神地域へ回漕された。

門司港には一八九八、九年(明治三一、三二)頃は八〇余を数える石炭商が群拠し、石炭取扱いを競っていたが、一九〇三年には四八人に減少し石炭商の淘汰が進行している。そのうち年間一〇万トン以上の取扱い店は、三井物産門司支店、三菱合資会社門司支店、安川松本商店、古河門司販売店、塚野谷商店、徳永商店、宮崎商店、大橋商店、高階商店の九軒であり、とりわけ、三井、三菱の取扱い比率が高い。一九〇三年(明治三六)上半期門司港総取扱高一七九万六九六トン中、三井は五八万三八五四トン(三二・六パーセント)、三菱は三八万五八七三トン(二一・五パーセント)を取扱い二社で過半を占め、第三位の古河の一四万五八七三トンを大きく引離している。⁽¹²⁾このように三井物産門司支店は、またたく間に他に抜きん出た門司港最大の石炭商に成長し、内外各地域に筑豊石炭を搬出した。⁽¹³⁾海外輸出は三井物産の得意とするところであり、明治三〇年代後半には、ほとんど独占的に支配するに至った(この点については次項参照)。輸出後の流通機構については三池炭と同様である。また三井物産の内地販売については、大口は約定によって供給され、それ以外の臨時売りについては各地域の実情に合わ

せて流通機構を形成していた。たとえば名古屋地方については、

全取扱高ノ四分ノ一許ハ石炭商ナリ、即チ大ナル得意先ハ我々自カラ売込み、小ナル「コーキス」製造者ノ如キハ代金ノ回収ニ手数ヲ要スルヲ以テ之ヲ石炭商ニ取扱ハシムルナリ、而シテ「セメント」会社ハ直接取引シ與レトノ話アリンモ代金ノ支払ヒ危険ナルヲ以テ直接之ヲ為サス

と意報告されて ⁽¹³⁾ いる。要するに、大口消費者については約定によつて直接取引を為し、小口消費者については各地に仲買人を置き（四日市に二ヶ所、半田、豊崎、名古屋市内にそれぞれ一か所）、仲買人を媒介として販売した。名古屋の場合にはとくに小口取引が多いために採られた措置である。仲買人を使用することにより、三井物産は需要者を組織し、雑費を節減し、さらに危険負担を仲買人に転化させたのである。かかる方法は大阪の場合でも基本的には貫かれるが、その方法については左記に見るよう若干異なり、仲買人は使用せず、大口以外は石炭同業者に販売している。⁽¹⁴⁾

仲買人ト云マモノハ大阪ノ店デハ使ツテ居リマセヌ、詰リ大阪デ申セバ石炭同業者ニ売ルト云フ方面カラ御答ヘシタ方ガ宜カラウト思フ、同業者ト云フモノハ随分安治川筋ニ沢山アルガ、我々ガ取引ヲスル仲買人ハ多少信用モアリ又財産モ有ツテ居ルト云フ様ナ人ト、從来ノ歴史ナドヲ調べテ、サウシテ成ルベク差支ヘノナイ小口デ会社ガ直接ニヤツテハ代金ノ受取りガ充分ニ安心ノ出来ヌトカ、小サイ先デ会社ガ直接ニヤルニハ手数ガ掛ルト云フ様ナ方面ノ商売ヲサシテ居ルノガ五六軒バカリアル

以上のように、三井物産は一方において輸出と国内大口消費者を直接掌握し、他方において中小の石炭業者を自己の流通機構に組込んで石炭流通機構の末端まで掌握し、石炭流通機構の重層的構造をつくり出した。その構造によつて、三井物産は高価格の筑豊炭を輸出および大口消費者を中心に販売して高利潤をあげ、他方仲買人等を媒介として小口の地方市場にも浸透を図りつつ、その危険負担を仲買人等に転化して利益を確保していったのである。

(三) 三池築港と流通施設の整備

前節1の石炭取扱いの個所で指摘したように、一九〇〇～〇一年（明治三三～四）の不況は、三井物産の海外石炭流通機構の「独占」的支配の動搖をもたらし、その対応の一つとして三井は流通施設の整備による石炭取扱い量の増大・石炭取扱いの迅速化と流通経費の低廉化を課題とした。一九〇一年（明治三四）三月二十九日の第一回石炭諮詢会で、港湾設備に関してはじめて活発に議論されたのは、それを端的に示している。その施策の具体的内容は、以下の三点に集約できる。第一に港湾設備の機械化と港湾人夫の直轄化であり、第二に門司船舶部の設置であり、第三に当時の最大の事業たる三池築港である。以下順次その内容を検討していこう。

(1) 一九〇〇年代半ば前後の、主要石炭積出港における三井物産の港湾人足（石炭）使用状況を示したのが、第37表である。言うまでもなく、三池港の完成までは三井物産取扱い石炭の主力積出港は、口ノ津と門司である。したがって、港湾施設の改革問題も、両港の改革議論が中心となつた。まず、当時の港湾の状況を口ノ津を例にとってみておくこととする。口ノ津港では、駁船から他船への石炭の運搬は、すべて人足の人力でおこなわれた。人足は「直轄ハ一人モナク皆彦七ノ受負ナリ」と言われるよう、請負人南彦七郎がすべて請負い、小頭（奄美大島人夫に関しては「島序属官ノ非職者」や「村長ノ職ヲ止メタル者」を配した）を配して、彼らを指揮・監督した。一九〇〇年の不況は、この港湾人足の生活を直撃し、門司、長崎で人足賃の賃上げ要求が起つた。口ノ津でも同年夏頃から増額要求が提出され、一二月にはストライキに突入している。この事態に對して三井物産では、急拠奄美大島から従来使用していた四〇〇～五〇〇人に加えて三〇〇人を人夫として募集し、三角からも人夫を募集して、「土地ノ人足」のストライキを鎮撫した。このストライキを契機として、三井物産では奄美諸島からの人夫雇用を積極的に推進するとともに、人夫の直轄化が俎止にのぼった。しかし、人夫の直轄については、かえって経費の増大につながるという反対意見もあり、また近い将来三池築港の

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第37表 三井物産の港湾人夫使用状況

	人 足 数	備 考
口 ノ 津	2,500人	積込人のうち700人の人足が「鹿児島県大島郡ノ移住民」であり、同人足1100人が「土地ノ人足」（「地方ノ百姓」）。直轄なし。
	本船積込人足 1,800人	
	摺並人足 200人	
	陸上人足 450人	賃金（日当）は沖人足25～30銭、陸上45～50銭
三 池	330人（15口）	13口は「土地ノ百姓デ、少シモ積込ミト云
	2口70人のみ直轄	フ事デ自分達ガ生活シテ居ルト云ノデハ ナイ、夜業ノ場合ニハ是等ノ百姓ハ當テニ ナラヌ」
若 松	34～35口 (850～1000人位)	「解質、人足賃ノ如キハ皆ナ三菱、安川ト 協定シテ定ムル」
門 司	2,110人	1口1日平均100トン積上げ、全口数83口
	積込人足1080人	直轄人数 360人
	摺並人足 190人	
	陸上人足 840人	
長 崎	陸…常傭7口、請負9口	「働クヘキ日数ハ一ヶ月二十日間ナキ有様」
	海…常傭26口、請負8口 (1口最高70人)	1日平均賃金男27銭、女20銭
そ の 他	〈唐津〉…「総テ百姓或ハ漁夫等」 〈神戸〉…10口（1口30人） 「物産会社ナリ安川ナリニ大キナ仕事が出来ルト穢多村カラ沢山 出テ来ル、二十口位ハ訛ナク出来ル」	

出所) 「支店長諮詢會議事録」（明治36～38）（物産197-2～4）、「第五回石炭協議會議事録（明治四十一年九月）」（物産205）より作成。

注) 同一年次の数値が存在しないため、当時の概観である。各地の年次は以下の通り。口ノ津…1903年4月、三池…1908年9月、若松…1906年4月、門司…1905年5月、長崎…人数は1906年4月、賃金は前年9月、唐津1903年4月、神戸1908年9月。

問題もあるところから現行制度に改良を加えることで決着をみた。⁽¹⁵⁾ 口ノ津港が以上のような結論に落ちいたため、以降の港湾施設の機械化と人足の直轄化の議論は門司を中心に展開された。

日露戦中・戦後の石炭需要の増大と海外市場における安い中国炭の進出は、石炭取扱いの迅速さと流通経費の低廉化を寸暇の裕余もできない不可避の課題とした。一九〇五年（明治三八）九月門司支店長犬塚信太郎は、人足制度の現状を以下のように開陳し、直轄への強い決意を表明した。⁽¹⁶⁾

現今ノ人足制度ノ概要ヲ言へハ、雇主タル我々ト被雇者タル労働者トノ間ニ請負人ト称スルモノアリ、其請負人ナル者カ労働者ノ賃金ノ余程多クノ頭ヲ刎子ヅ、アリ、種々我々ノ取調ヘタル所ニ依レハ、此中間ニ在ル者ノ手ニ入ルヘキモノハ我々ノ支払フモノニ対シテ少クモ二割餘ニ当ル模様ナリ、其結果此請負者カ財産ヲ作ルコト、ナリ、従ッテ直接、間接ニ種々ノ勢力ヲ得ルニ至リ、今日ニテモ既ニ門司市会議員ノ大多数ハ請負人ノ団体ノ代表者タルカ如キ有様ナリ、故ニ之ニ対シテ改良ノ方法ヲ講セントテ昨年門司ニ赴任以来考ヘツ、アリシカ、本年五月或ル機会ヲ利用シテ請負人ヲ全廃シ、人足ハ会社自カラ之ヲ使用セント試ミタルカ、不幸ニシテ全ク不成功ニ終リタルハ、人足ノ同盟罷業起ソシ為メ陸軍御用船ノ焚料ヲ積込ムニ付テ多少不便ヲ与フルコトアリテハナラスト懸念セシコト、及戦時ニ於テ石炭坑夫ノ同盟アリトセハ、國家ノ眼ヨリ見レハ些々タルニハ相違ナキモ其事カ敵國ノ新聞ニテモ記載サル、コトアリテハ我國ノ体面ニモ関スヘク、以上二ツノ懸念ノ為ニ其際ハ全然労働者ノ請求ヲ容レテ業務ニ從事セシムルコト、シタルカ、幸ヒ平和回復ノ模様ナレハ追テ再ヒ労働者直轄ニ付テハ尚ホ深ク研究ヲ重タル上是非共実行シタシ

引用文中本年五月の失敗とは次の事実である。三井物産では人足の直轄化を決定し、陸請負人井出茂三郎、海請負人高木孫一を呼び出し、両者の了解を得、さらに小頭も呼び出して直轄の了解を得た。しかし、その次の日に安川組の請負人村田為吉の指導により同盟罷工が遂行され、直轄が一時頓挫したことである。三井物産では「爾來、直轄制度ニアラサレハ総テノ点ニ於テ意ノ如ク改良ヲ行フコト能ハス、各関係店ノ満足ヲ得ルコト難キハ明ラカナレハ、飽迄之ヲ遂行セントノ念慮ハ絶タ」⁽¹⁷⁾ず、左記の失敗に鑑み直轄化の方法を模策した。そして安川が先の同盟罷工の主導者であった

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

村田を説いて、人足を直轄としたのを機として、三井物産では小頭の請負人離れを背景に、人足の直轄に再び乗り出した。その結果、翌一九〇六年（明治三九）一月に請負人と再交渉し、八万円に上の大金を請負人、およびその下にいる下請負人（二～三人）に手切れ金として渡し、苦心慘憺の結果一月に「直轄」化に成功した。

同年四月の石炭諮問協議会では、「直轄」の利益として次の諸点を挙げている。①「海陸共ニ人足ノ所得賃錢ヲ引上ケ彼等モ満足シ、又会社ニ於テモ敏活ニ働カシムルノ方法」となっていること、②請負業者の中間搾取に対する不満が解消し、積込力が増大していること、③人足絞馴の自由が会社にあり、必要時に集中して使用できること、④賃金問題などに對して「相當誤リナキ判断力」を持ち、「同盟罷工ニ付テノ予防等ニ付テモ大ニ為シ易」い、この四点である。⁽¹⁸⁾しかし、すべて問題が解決したわけではない。小頭が「小方ニ支払ヒ居ル賃金ノ二割位ヲ剝子居ル」存在であり、「一種ノ請負人」となっているからである。小頭の存在が否定できない理由については「人足ノ払底ナル場合ニハ自カラ之ラ集合セサルヘカラス、而シテ其仕事ノ上ニ付テハ我社ヨリ貸金ヲ為シタルモノニ対シテ、仮令人足逃亡其他ノ事アリトモ責任ヲ負フコト、ナリ居レハ、我社ニ取りテハ貸金貸倒レヲ避クルヲ得ルナリ」と指摘されている。⁽¹⁹⁾それは港湾施設の機械化が未熟な段階の所産に他ならない。実際、門司では、ウインチ積が導入されるが、運搬過程が体系的に機械化されず一部分のみの機械化とどまっていたため、大部分は人力に頼らざるを得なかつたのである。ともかく、門司における人夫の「直轄」化を皮切りに、その後各地の三井物産の石炭人夫の「直轄」化が実施されていった。これと平行して門司支店では船の新造を急速に推進し、雇船では日和によつて自由に操業できなかつた障害を克服していく（一九〇六年六六艘、〇六年一五〇艘……）。

(2) 流通経費を低廉にし、需要者の要求に応じて大量の石炭を的確・迅速に供給するためには、港湾施設と同時に船舶の調達が重要である。すでに三井物産では一八九八年（明治三二）六月他種炭取引の増大に伴い雇船業務の中心部

第38表 三井物産貨物取扱い高推移

(単位: い・ト)

年別	総取扱高	貨物別数量(比率)	船種別数量(比率)
1904(明治37)	1,702,893	石炭 1,316,448(77) 雑貨 386,445(23)	社船 79,649(5) 定期傭船 659,861(39) 臨時傭船 963,383(56)
05(" 38)	1,461,405	石炭 1,188,793(81) 雑貨 272,612(19)	社船 30,172(2) 定期傭船 732,789(50) 臨時傭船 698,444(48)
06(" 39)	1,732,991	石炭 1,382,351(80) 雑貨 350,640(20)	社船 384,769(22) 定期傭船 362,673(21) 臨時傭船 985,549(57)
07(" 40)	2,441,222	石炭 1,860,059(76) 雑貨 581,163(24)	社船 608,510(25) 定期傭船 328,523(13) 臨時傭船 1,504,189(62)
08(" 41)	2,351,054	石炭 1,944,886(83) 雑貨 406,168(17)	社船 602,284(26) 定期傭船 299,877(13) 臨時傭船 1,448,893(61)
09(" 42)	2,470,104	石炭 1,951,382(79) 雑貨 518,722(21)	社船 625,597(25) 定期傭船 409,737(17) 臨時傭船 1,434,770(58)
10(" 43)	2,640,885	石炭 2,179,795(83) 雑貨 461,090(17)	社船 571,722(22) 定期傭船 617,135(23) 船時傭船 1,452,028(55)
11(" 44)	2,916,583	石炭 2,325,718(80) 雑貨 590,865(20)	社船 477,442(16) 定期傭船 876,433(30) 臨時傭船 1,562,708(54)
12(大正元)	3,477,202	石炭 2,847,643(82) 雑貨 629,559(18)	社船 689,057(20) 定期傭船 1,299,347(37) 臨時傭船 1,488,798(43)

出所) 『創業八十年史』(三井船舶株式会社) 592~3ページより。

注) 東京出張員取扱高は除く。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第39表 三井物産所有船推移

年 别	隻数	総 ト ン 数
1889年(明治22)	5	3,739
90 (" 23)	6	4,050
91 (" 24)	6	4,050
92 (" 25)	5	3,590
93 (" 26)	6	6,476
94 (" 27)	6	9,597
95 (" 28)	6	13,562
96 (" 29)	5	13,232
97 (" 30)	7	17,219
98 (" 31)	7	17,219
99 (" 32)	7	19,635
1900 (" 33)	7	19,635
01 (" 34)	7	19,635
02 (" 35)	7	19,635
03 (" 36)	7	20,716
04 (" 37)	9	25,961
05 (" 38)	11	25,972
06 (" 39)	11	25,972
07 (" 40)	11	25,972
08 (" 41)	11	25,972
09 (" 42)	10	24,212
10 (" 43)	6	15,190
11 (" 44)	10	29,437
12 (大正元)	10	29,437
13 (" 2)	15	47,317

出所) 『創業八十年史』(三井船舶株式会社)

520~21ページ, 536~7ページより作成。

を設置しなければならないとして、本部に船舶課を設置している。その後船舶の管理は、適地を模索しつつ一九〇一年(明治三五)六月には口ノ津、翌年六月には門司に移り、この時点では船舶部が設置される(船舶部は翌年三月神戸へ移転)。船舶部は「荷物運輸ノ責任店」として、各支店の要請に応じて、社船、月極雇船、臨時雇船を配置した(所有船、雇船状況については第38表参照)。その貨物は、大部分が石炭であり、一九〇四年九月より翌年八月までの貨物運搬量一九二万トン中一四七万トンが石炭である。社船は専ら三池炭の運搬に使用され(一八九九年度の社船配船状況をみると、一五八航海中七七航海が上海、五五航海が香港、その他が二六航海となっており、社船は三池炭の上海、香港航路にほとんど使用されていた)。三井物産の社船所有については第39表参照)、雇船はロンドン支店と密接な連絡のもとに当時の月極雇船料の平均の割合を計算し、それを目安に契約された。ともかく、船舶部の設置は、筑豊炭の取扱い量の増大を背景とする雇船使用の増大に対応して、迅速な雇船、低廉な雇船料、雇船の巧みな組合せを目指した措置であった。

(3) 三池築港 万
田坑開鑿の設計を終
えた一八九八年(明
治三二) 夏、団琢磨
は牧田環、松原暁を

伴つて洋行に旅立つた。その目的は、今後の万田坑の開鑿と採掘のために、排水法、採掘法、深豊坑開鑿、海底採掘などの実地見聞とともに、「一番の目的は築港の問題で三池に港を挙へたいと云ふこと」⁽²¹⁾であった。ここに年来の三池築港の課題は、実現の歩を進めた。一九〇一年（明治三四）一二月二七日の三井営業店重役会では大牟田町横須浜海面四四町余の購入が認可され、三池炭礦払下げ年賦金を完納した一九〇二年（明治三五）春、三池築港が決定された。⁽²²⁾三池築港にあたり、同年四月の三井物産会社支店長会議の席上、益田はその背景と意義について、次のように述べている。

三池築港ノ事ハ一朝一夕ノ設計ニ非ラス、鉱山局時代ヨリ石黒五十二氏之ヲ計画セラレ、田氏時代トナリテ、ボーリングモ遣リ又調査モナシ技師モ歐米ヘ派遣シ専心此事ヲ研究シ、其極三池ニ於テ獨力ニテ設計シ其設計ヲ石黒氏ニモ見セタル処、此設計ハ完全シ居ル此以外ニ工夫アルマシトノ事ニテ同族会ノ評議モ既ニ済シタル次第ナリ、万田モ既ニ着炭シ其先ニモ今一つ炭層アリ一億万屯ノ炭ハ確カナル故、百万屯掘ルモ百年間ハ掘り得ルコトノ目途立チタリ、向後膠洲湾ノ炭モ出ツヘク開平モ沢山掘リ出スナラム、之ニ対抗シテ敗ラ取ラサル様為スニハロノ津丈ニテハ不十分ニテ競争場裡ニ勝ヲ占ムルコト難シ、之ト大ニ競争ヲ試ミントスルニハ経費ヲ省キ炭ノ原価ヲ安クスルノ外ナシ、三池ノ筑港ニシテ完成ノ暁ニハ何處ノ炭ヨリモ安ク供給シ得ヘシ、三池ハ多ク掘レハ掘ル程安ク付ク、今日迄ハ解ニ依リタル故運賃割高ニ当リタルモ築港完成シ運賃安クナル以上ハ大ニ炭ノ直段ヲ引下ケ得ヘシ、夫此築港ハ極メテ必要ニシテ同族会ニ於テ七年々六十万円宛三池ノ資本ヲ増スモ築港ハ完成センシメラル、コト、ナリ、其間ハ他ノ営業店ニテ不動産等ノ購入ハ見合セ三池築港ニ注キ込む事ト為ス迄ニ決意セラレタル訣合ナリ、而シテ万田カ出炭スルコトナレハ年百万屯ツ、出ツルコト、ナル故ニ從来ヨリハ一層得意ヲ広メサルヘカラス

三池築港の最大のねらいは、益田が述べる如く、流通経費の低廉化によって外國炭（開平炭、撫順炭）との競争に打勝つこと（＝海外市場の確保）にあつた。しかし、三池築港の目的は単にそれのみではなかつた。第一に石炭搬出の増大と迅速化の問題が緊急な課題になつていてある。といふのも万田坑の採掘に伴う出炭量の増大によつて、一〇〇万トンの出炭が間近であるにもかかわらず、大牟田港（横須浜）の積出力の現状は七〇万トンが限度であったからである。こ

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

○一、運炭船・番船推移（単位：艘）

年月日	社有運炭船	三池番船
1891(明治24)		220
93(" 26)	25	
94(" 27)	25	
95(" 28)	24	
96(" 29)	31	
97(" 30)	44	218
99(" 32)	60	
1900(" 33)	62	234
01(" 34)	62	260
02(" 35)	61	282
03(" 36)	58	293
04(" 37)	57	
05(" 38)	56	288
06(" 39)	68	291
07(" 40)	66	287
08(" 41)		297
09(" 42)		295
11(" 44)	59	272
12(大正元)	(17)	244
13(" 2)		238

出所) 「社有運炭船数」、「三池番船艘数船腹表(1)」「三池港務所沿革史」第3巻大牟田港より作成。

注) 1911年11月に三池炭礦の運炭船42艘が、若松三井物産に譲渡されている。

の横須港——口ノ津間の運搬は、常に船舶不足であり、從来から三池炭礦の悩みの種であった。船舶不足を背景に三池駁船業者（三池番船所有者）は、しばしば運賃値上げを要求していく。その対策としても社有船の新造に力を入れ、第40表の如く運炭船が日清戦後急速に整備されていく。しかし、小型船の増

強では搬出力に限界があった。これを克服する道として三池築港が現実的行程にのぼったのである。

三池築港は石炭の搬出のみならず、綿糸、棉花など三井物産の他商品の搬出入にも多大な便利を与えるとして、一九〇一年（明治35）六月六日三井家同族会管理部会において以下に示す同会提出の「三池築港資金支出方ニ関スル件」（五月三〇日未決⁽²³⁾）が可決された。

三池築港ノ義ハ、曩ニ五ヶ年繼續事業資金三百万円ト予定シ着手ノヨニ決定其旨内違アリ、尤モ其支出方ハ追テ議スルヨニ相成居リ候處、該築港ハ三池炭礦經營上必要欠クベカラサル問題ニシテ固ヨリ同礦ト密接ノ関係アレハ鉱山会社ノ事業トシ、三池炭礦員ノ中ヲシテ之ニ当ランムルト適當ナリト信ス、就テ鉱山ノ每半季ノ積立金ハ凡ソ弐拾万円即チ年四拾万円程アリ、此積立金ヲ以テ先ツ築港費ニ投シ其不足ハ

一三井家同族会ヨリ此事業完成迄金壱百万円ヲ限度トシ、毎年参拾万円以内特別営業準備金ヲ以テ補助支出スルヲ
一工事ノ都合材料用品ノ買入等ニテ一時多額ヲ要シ、又ハ営業店ノ利益少ク、随テ鉱山会社積立金若クハ特別営業準備金等少額ノ
場合ノ準備トシテ、三井銀行ヨリ從来鉱山会社へ貸金ノ外、築港事業ノ為メ特ニ一時融ヲ与フル
ト御決定可然、而シテ弥々本事業完成ノ上ハ、此築港費中鉱山会社積立金及特別営業準備金ヨリ支出シタル額丈ケ、鉱山会社ノ資
金ヲ増加スルヲ適當ト信スレモ、其ハ追テノ議トシ先ツ以テ前記ノ通り御認可相成度

以上 ○ (早川千吉郎印) ○ (三井八郎次郎印)

三池築港の費用は三井鉱山積立金を投入し、不足分については各営業店より取立てた特別営業準備金を充当すること
としたが、翌一九〇三年一月一六日の第一回管理部会において、次のようにその支出方法が変更された。⁽²⁴⁾

三井鉱山会社提出、三池築港費支弁ニ関スル件

可決

三池築港ノ計画ハ曩ニ御評決ヲ經、既ニ其筋ノ許可ヲモ得昨三十五年五月以来徐々工事着手ノ歩ヲ進メ居リ、之カ起業資金支出ノ
方法ニ付テモ大体御評決ニ相成居候處、翻テ按スルニ本工事ノ如キ大計画ヲ遂行スルニハ慎重ノ考慮ヲ費シ事ニ処スベキハ勿論ニ
付、熟考ノ末右資金支出ニ關シテハ左ノ方法ヲ機宜ニ適スルモノト信シ候

一、築港ニ要スル起業資金ハ一切當会社ノ益金ヲ以テ支弁スルコト
一、右ニ付テハ當会社ノ益金中ヨリハ既定ノ利益配当額等ノミヲ元方ニ納メ、特別営業準備金ノ納付ヲ免除相成度コト
一、万ノ場合ニハ五十万円迄ラ限度トシ元方ニ于テ営業準備金中ヨリ補助相成度コト

惟フニ大蔵省上納年賦金モ客暦十二月十五日ヲ以テ既ニ完済シ、新築納金モ最早不要ト相成候ニ付テハ、當会社ノ営業ヨリ生スル
益金ヲ以テ築港費ヲ支弁スルコト敢テ不可能ノ事ニモ無之乎ト被存候、乍併巨資ヲ要スル大計画遂行ノ責任ヲ負担スル義ニ有之候
ヘバ、第二号ニ述ベタル如ク築港費負担期間ハ元方ヘノ納金ヲ既定ノ配当額等ニ止メ、特別営業準備金ノ納付ハ免除アランコトヲ希望
スルノ已ムヲ得サル次第ト存候、唯将来不慮ノ麥災又ハ市況不振ノ影響ヨリ或ハ右資金支弁ノ困難ナル場合ニ遭遇セズトモ限ラ
サル次第ニ付、万一此ノ如キ場合ニハ第三号ノ標準ニ依リ元方ノ補助ヲ仰ク様致度候、上來陳述ノ方針ニシテ御評決相成候上ハ、
當会社ノ責任一層重大ト相成、勢ヒ事業監督上充分ノ注意ヲ怠ラザルヲ期シ可申、當局者一同モ榮譽アル責任ノ帰スル所ヲ思ヒ、

発奮シテ事功ヲ挙ケ報効ヲ圖ルヲ期シ可申ト存候

但シ第二項ハ前季ノ勘定ヨリ執行スルコト

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第41表 三池築港工事使役延人員 (単位：人)

職名	合計		
	直轄	請負	計
職長・小頭	25,453	110	25,563
石工	26,167	51,937	78,104
大工	101,687	3,430	105,117
機械	42,830	900	43,730
左官	449	3,010	3,459
水夫	74,989	6,437	81,426
火夫	45,404	1,807	56,211
運転手	45,154	1,108	46,262
薦職	46,209	20	46,229
測量工	830	22	852
線路工	24,765	30	24,795
雜職	6,116	3,017	9,133
雜夫	1,852	286	2,138
日雇	1,264,137	834,366	2,098,503
計	1,715,042	906,480	2,621,1522
内女就業日数	282,842	318,650	601,492
一日平均	809	428	2,120
			1,237

出所) 「三池炭礦臨時築工事使役人員調」(「三池港務所沿革史」第四卷三池港其一) より作成。

号を以て開港場に指定された。

港は膨大な労働力と三七五万余円の巨費を投じて（労働力については第41表参照）、一九〇八年（明治四二）三月竣工し、同年四月六日勅令第七五

築港工事の方は、すでに前年一一月から着手されていた。まず築港の前提となる土地の買収や漁業権との関係については、三池炭礦と関係の深い地元有力者である森時三郎、野口忠太郎の尽力や、土地の顔役を工事請負者や小頭心得に任命するなどして障害を除去いた。⁽²⁵⁾また、工事には膨大なセメントが必要であり、そのために前年（一九〇一年）一二月小野田セメントとの間に三井物産はセメントの一手販売契約を締結し、準備を整えていた。⁽²⁶⁾三池築港工事は本港浚渫、航路浚渫、土砂止捨石、海岸石垣、排水暗渠、埋立堤防の各工事を一九〇六年（明治三九）一二月までに終わらせ、さらに（同月二八日船渠築造願を福岡県に提出）船渠、閘門、繫船壁、閘門外航路、閘門西側水堰、護岸石垣の各工事に順次着手した。⁽²⁷⁾同

第42表 ロノ津港閉鎖諸救済金

人夫失業救済金	20,000円
下請人失業救済金	14,000円
段平船頭失業救済金	2,000円
段平船主失業救済金	18,200円
(段平船26艘壳却代を含む)	
南彦七郎慰労金	15,000円
掛山利三郎慰労金	3,000円
ロノ津村へ寄付金	10,000円
ロノ津俱楽部慰労金	1,000円

出所) 「三池港務所沿革史」(第十巻附) 91ページより作成。

第43表 三池番船トン当たり運賃表

(単位: 錢)

	ロノ津行	長崎行
1890(明治23)	25.5	49.9
91(" 24)	28.0	49.4
96(" 29)	28.5	49.5
97(" 30)	30.0	50.0
98(" 31)	39.0	65.0
1901(" 34)	40.0	70.0
02(" 35)	40.0	70.0
04(" 37)	40.0	65.0
11(" 44)	40.0	63.0
12(" 45)	41.0	63.0
13(大正2)	41.0	63.0

出所) 「三池番船運賃表」(「三池港務所沿革史」第2巻大牟田港) より作成。

注) 1890, 91年の数値は塊炭, 他は区別なし。

三池港開港に伴い、ロノ津では諸救済金を支給して(第42表参照)、ロノ津人夫その他の処分がおこなわれた。その際、奄美諸島人夫の帰島希望者には一〇円、三池転住者(三池港人夫への転職者)には一円五〇銭の金が支給された。⁽²⁸⁾
 三池開港により、以降汽船積は三池、帆船積はロノ津と区分され、三池港の機械化が進展する。一九〇八年(明治四二)一月には一日五〇〇トンの搬出能力をもつ「三池式快速船積機」がイギリスから届き、翌年一月一台の組立を完了し、それに照応して新造船の建造がおこなわれた。⁽²⁹⁾またこれらの機械を有効に生かすため、一九一一年(明治四四)一月二十五日には万田坑—三池港間の電化工事が着手され、翌年七月二三日より運転が開始されている。以上のような三池港の機械化によって流通経費は半減した。たとえば、

其費用ハ一頓僅ニ二十銭内外ニ過キス、之ヲロノ津、長崎、門司等現行手続ノ方法ニ比セハ貨銀ニ於テ二十銭以上ノ差ヲ生ジ得ルト同時ニ積取船ノ発航ランシテ迅速ナラシメ船主ノ亨有スル利益鮮少ナラス、而シテ鉱山会社ハ從来石炭輸出ノ為メロノ津ニ搬出

シタル運賃ノ全部ヲ節約シ尚其輸送ノ為ニ生スル数量ノ欠斤品ノ損傷ヲ免カル、コト蓋シ思半ニ過クルモノアルヘシ。⁽³⁰⁾

一トン当り口ノ津運賃（第43表参照）の四〇錢と積込費用の一〇錢の計六〇錢が安くなり、一〇〇万トンの出炭では六〇万円という膨大な経費の節減となつたのである。それだけでなく新造船の威力も大きく、

新造船高雄山丸ノ三池ニ於ケル積荷役ハ七時式十分間、上海ニ於ケル揚荷役ハ式拾四時間ニテ終了シ搔ナラシ貨ハ他船ニ比シ十分ノ四ニ減スルコト得、全般ノ成績極メテ良好殆ント理想ニ近結果ヲ得タリ。⁽³¹⁾

と指摘している。ここに三井は三池炭販売における経費低廉化の宿願を達成したのである。

- (1) 「三池港務所沿革史」（第三卷専用鉄道）参照。なお、大浦坑は山本次八から葉村常七→荒木良晴・森時三郎→荒木良晴→宮川健太郎としばしば請負人を変更させるが、運炭の渋滞を解消できず、一八九五年（明治二八）八月二三日山田事務長から三井鉱山社長三井三郎助宛に「大浦坑外運搬受負直轄經營ノ件」を提出（八月三〇日認可）、九月七日宮川の馬五五頭その他を買取し、大浦坑外運炭を直轄化した（三池鉱業所史料「本店往復」明治二八～二九年、および「雑種契約書」）。
- (2) 「第五次三池炭礦年報」（三池鉱業所史料）。なお、右記「沿革史」では一八九五年一〇月～九七年二月となつてゐる。専用鉄道の蒸気機関車は米国および英國より輸入した。
- (3) 「石炭諮問会議事録（明治三十一年十月）」（三井文庫所蔵史料 物産一九九）の山本条太郎発言。
- (4) 三井物産では、買弁の幣を排除するため、「支那貿易修習生制度」に力を入れ、その成果が買弁の廃止となつた。
- (5) 以上については堀光龜「石炭調査報告書」（東京高等商業学校調査報告書 一橋大学図書館所蔵）および「支店長諮問会議事録（明治三十六年四月）」（物産一九七一）一五三ページ参照。
- (6) 「三池港務所沿革史」（第3卷大牟田港）一九二ページ参照。
- (7) 「石炭諮問協議会議事録（明治三十八年五月）」（物産二〇一）四三ページ参照。なお防長番船は三池築港とともに解体される。
- (8) 「第五回石炭諮問協議会議事録（明治四十一年九月）」（物産二〇五）五八ページ。
- (9) 「上申書」（貝島鉱業）所収 物産二二六。

(10) 筑豊炭の積出し方法は左表の通りである(単位万斤)。

	一八九一年	一八九九年	一九〇四年
水運若松送炭	一一七、〇一二	一七七、四九二	一六二、七二九
水運蘆屋送炭	三二、二五六	三、〇七九	七、九四七
筑豊線若松送炭		二八七、七一〇	四〇四、三九七
九鉄門司送炭	二、二八〇	四三、二〇六	五二、七四五
その他(豊州鉄道)		五、三九八	二八、七一七

出所) 1891年は「赤間関地方修学旅行報告」(東京高商), 1899年は隅谷前掲書表III-24, 1904年は『筑豊四郡煤田調査報文』より作成。

注) 一万斤以下切捨て。

(11) 『九州石炭集散及売買慣習調査報告』七七~八ページ。

(12) 石炭流通機構の一般経路は、坑主→着炭問屋→積込問屋→消費者というラインを形成しているが、三井物産の場合には着炭問屋と積込問屋とを兼務している。なお積込問屋、着炭問屋の機能については『九州石炭集散及売買慣習調査報告』三五~四二ページ参照。

(13) 「支店長諮問会議事録(明治三十九年七月)」(物産一九七一五)一五二ページ名古屋支店長岡野の発言。

(14) 「石炭協議会議事録(明治四十一年九月)」(物産二〇五)八九ページ。

(15) 以上については「石炭諮問会議事録(明治三四年三月)」第一回、第二回参照。

(16) 「支店長諮問会議事録(明治三十八年九月)」(物産一九七一四)一七八~九ページ。

(17) 「石炭諮問会議事録(明治三十九年四月)」(物産二〇三)六五ページ。

(18)、(19) 同右六六~七二ページ参照。なお賞金については、從来毎トン請負人に一錢二厘、人足に一九錢七厘の割で支給していたのを、直轄後は小頭に九錢一厘、人足に一八錢三厘を支給している。物産としては一ヶ月二〇〇〇円程度の節減。

(20) 社船については、「第一条 社船へ本店本部之ヲ管轄シ主トシテ三井鉱山合名会社委托三池石炭ヲ上海・香港両港へ運搬スル為メ之ヲ使用シ、其余力ヲ以テ他ノ貨物ノ運漕ヲ為スモノトス」(支店長諮問会議事録 明治三十五年四月)所収「社船

取扱並運炭用雇船ニ関スル規程」との規定があり、實際、左表のように社船は三池炭の運搬に使用されている。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

社 船 運 用 (単位:トン)		
	三池炭	他種炭
1899(明治32)	290,992	117,224
1900(" 33)	228,322	121,205
1901(" 34)	261,230	164,138

出所) 各年度三井物産「事業報告」(物産6
14—6,8,10) より作成。

(21)

「牧田環氏談話第一冊」(『三井鉱山五十年史稿』編纂資料) 七ページ。

(22)

「支店長諮詢會議事錄(明治三十五年四月)」(物産一九七一) 甲ハ一九ページ。

(23)

「三井家同族会管理部會議録(その一)」(『三井文庫論叢』第七号 三三一~二ページ)。

(24)

同右「會議録(その二)」(『三井文庫論叢』第八号 二九三~四ページ)。

(25)

以上については「國理事長談話速記録(其二)」六一ページ、「三池港務所沿革史」(第四卷三池港其一) 二九~三〇ページ参照。

(26)

実際、一九〇四年には小野田セメント全生産量の約一割が、三池築港のために使用されている(小野田セメント株式会社『回顧七十年』二一五~二六ページ、三二二ページ)。

(27)

前掲「沿革史」一〇六~一〇八ページ。

(28) 三池への転住者は以外に少なく、そのため同島出身の東元良、上野応介の二人が勧誘に走り回り、左記の二条件を三池炭礦に呑ませてやつと三四〇余名を集めている。

一、満二ヶ年以上勤続ノ上帰島ノ際、会社ヨリ旅費ヲ支給セラル（但シ会社ノ承認ヲ得タリ）

一、会社ヨリ上野ト両名ニテ六百円ヲ前借シテ諸拵ノ立替ニ充ツル事（但此ノ返済ハ三池転住後両名ニテ庚辰ニ月賦返済シタリ）

以上口ノ津人夫の処分問題については「三池港務所沿革史」（第十卷附）四四〇九二ページ参照。引用文は八六ページ。なお処分直前の口ノ津人夫の構成は左表のとおりである。

口ノ津人夫構成		(1909年現在)
全體構成		
沖積人夫	土着	13組 708人
	移住	17組 657人
搔並人夫	土着	2組 187人
陸上人夫	土着	16組 537人
	移住	2組 58人
雜貨揚卸	移住	1組 22人
	土着	31組 1,433人
	移住	20組 738人
移住人夫帰属先別構成		
家族共総計		1,126人
三池へ移住者		428人
口ノ津残留		73人
種子島		63人
沖永良部島		62人
与論島		498人

出所) 「三池港務所沿革史」（第十卷附）40～41ページ、56ページより作成。

注) 土着とは地元人夫のこと、移住とは奄美諸島の移住人夫のこと。

(29) 「三池港務所沿革史」（第六卷三池港其三）一五〇六ページおよび同「沿革史」（第四卷三池港其一）九二ページ参照。三池式快速船積機は团琢磨と黒田恒馬とが考案し、イギリスのヘッドライ特・ソーン社 (Head Wright Son. Co. Ltd. Stockton) に製造を依頼し、三池から機械技師日野松太郎を派遣し製作を監督させている。また新造船の建造は、日露戦の捕獲船を「二束三文」で買収するより、修理費や積込機の利用を考慮して有利と判断されたためである。その場合、輸入税がなく航海獎勵金が適用される国内制作にするか、三池港の積込機に有利な海外注文にするかが問題となる。結局後者の道を選んだ。

(30) 赤羽克巳「三池港ノ現状ト其価値」（明治四四年六月）（加藤幸三郎前掲『三井文庫論叢』第二号論文二八六ページより）。

(31) 「第一九六回取締役会議録」（明治四四年九月二二日）（三井文庫所蔵史料 物産一八〇）山本常務報告。

3 取扱い石炭の市場構造

日本資主義確立期における日本石炭産業の市場構造、とりわけ筑豊炭の市場構造については、周知のようにすでに隅谷氏の分析がある⁽¹⁾。そこで、ここでは三池炭の市場構造を分析の中心に据えながら、必要に応じて他炭にも言及し、三井物産の石炭市場の支配の態様を明らかにしたい。

日清戦争前における三井物産の石炭取扱いは、すでに述べたように三池炭が中心であり、その市場は海外市場、とりわけ香港、上海、シンガポールに集中していた（第44表参照）。しかも、その販売先は特定の汽船会社の船舶燃料がほとんどであった（第45表参照）。国内市場への販売は、輸出用の船舶燃料に不適当な粉炭を塩田や地元に供することが中心であり、三池やロノ津（とともに販売のほとんどが粉炭）を除けば、東京、名古屋、大阪などの工場用炭への供給は鍛冶屋など微々たるものにすぎなかつた。たとえば、東京では三池炭に限らず三井物産の石炭供給量は、同地消費量のわずか三〇六ペーセント前後にすぎず（第46表）、大阪では一八九七年（明治三〇）に至っても一万八〇六一トンで同地消費量五九万五六一一トンの三ペーセントにすぎない。要するに、この時期においては三井物産は海外三市場の支配に力点を置いており、国内市场にはそれほどの関心を示さなかつたのである。

日清戦争を契機として、国内石炭市場は急速に拡大し、石炭市況にも変化があらわれた。一八九七年（明治三〇）三井物産石炭諮問会説明委員井上恭三は、その状況を次のように表現している。⁽²⁾

両、三年前迄日本ノ炭況ハ重ニ海外輸出ハ増減ニ依テ左右セラレ、長崎、門司等外国船ノ入港多キ時ハ直チニ十錢方位ハ騰貴セシカ
昨年來ヨリ本年ニ掛ケ内地工場並ニ鉄道ノ需要著シク増加シ、目下ノ有様ニテハ何程ニテモ内地ニ於テ販売出来得ル故、一般ノ炭
商ハ海外輸出ヲ左程ニ氣ニ掛ケス、今日ノ炭況ハ寧ロ内地需用ノ如何ニ依テ制セラル、カ如キ有様トナレリ（傍点引用者）

実際、日清戦後には第28表に示したように、紡績業等の発展に伴い、工場用炭を中心とする石炭消費量が急速に伸

(単位：千トン)

国	内							総計⑧	Ⓐ — Ⓑ	%
	ロノ津	長崎	門司	神戸	大阪	東京	その他			
19	10	—	—	13	0	10	4	142	385	63.0
28	13	—	—	16	1	6	2	171	458	62.6
25	12	—	—	5	1	5	7	170	485	64.9
25	12	—	—	8	2	10	17	197	509	61.2
27	12	13	—	6	4	4	8	213	643	66.8
46	20	18	—	5	4	7	3	264	499	47.1
51	28	13	—	10	5	9	1	259	612	57.6
63	56	24	—	7	6	16	2	413	786	47.5
51	27	5	—	9	6	13	3	219	532	58.8
36	34	15	—	8	8	12	5	181	513	54.0
50	11	19	—	8	13	11	4	172	549	68.6

料), 98~99年は三井物産「事業報告」(三井文庫所蔵史料 物産614-4, 6)。

五入しているため、本表の個別数値の計、総計とは若干の差異がある。

まとした。

びている。かかる状況を背景として、すでにみてきたようには、三井鉱山では山野、田川などの筑豊炭山の買収に積極的に取り出し、三井物産では前貸金融によって一手販売権の獲得を中心とする他社炭の取引に積極的に踏み出しているのである。そして筑豊炭を主力とする他種炭、他社炭を、国内市場では主として東京、大阪などの鉄道・工場用炭に振り向けることによって(門司での船舶焚料に充てることは当然として)、三井物産は国内石炭市場の掌握へも突き進むのである(筑豊炭販売を中心とする門司支店石炭取扱い高については第47表参照)。事実、第48表に示すように東京では三池炭の量はそれほど変らないが、全体の販売量は一八九七年(明治30)で八万一五八一トン、翌々年の九九年には一七万二六九六トンへと急増しているし、大阪でも九九年には九万五六〇八トンと前々年の五倍強にも達している。他方、三池炭は、依然として上海、香港、シンガポールへの輸出を中心とし、国内では大阪以西の塩田向粉炭の販売と長崎を中心とする船舶焚料への供給が主である。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第44表 三池炭販売先一覧

	外						三池	島原
	上海	香港	シンガポール	汕頭	その他	計①		
1889(明治22)	104	99	18	13	9	243	73	13
90(" 23)	92	133	32	21	9	287	83	23
91(" 24)	89	175	28	16	7	315	94	22
92(" 25)	83	162	42	12	13	312	99	24
93(" 26)	100	225	70	17	18	430	138	1
94(" 27)	44	83	75	12	21	235	161	—
95(" 28)	67	200	57	15	12	353	143	—
96(" 29)	68	230	53	15	8	373	239	—
97(" 30)	55	191	63	4	0	313	106	—
98(" 31)	63	180	51	2	35	331	65	—
99(" 32)	107	204	37	11	18	377	56	—

出所) 1889~93年は「三池炭礦年報」、94~97年は「大蔵省提出礦山營業成績報告」(いづれも三池鉱業所史注)

1. 千トン未満四捨五入。0は500トン未満を示す。計、総計は原史料による集計を千トン未満で四捨

2. 「石炭販売高・手取単価調」(『三井鉱山五十年史稿』巻五一二)と総計の数値が異なるが、そのま

このように見てくれれば、三井物産は、東京、大阪などへは筑豊炭、磐城炭などの他炭を振り向け、大阪以西の塩田へは三池粉炭を中心に販売し、長崎、口ノ津の船舶焚料には三池炭を搬出し、海外市場では三池炭を基軸に据えながら、筑豊炭の販路を拡大し、上海、香港、シンガポールの市場支配を追求していったと言えよう。そこで次に各地域の状況を少し具体的にみていくこととし、まず海外市場からはじめよう。

上海 日清戦前においては日本の輸出石炭は招商局やガス会社などの一部を除いて、ほとんど船舶焚料として使用されていた。しかし、「上海ニ於ケル既往十ヶ年間ノ石炭輸入ヲ案スルニ、十ヶ年前ニ在リテハ貳拾六万屯ヲ輸入ニ過キサリシモノ、昨年(一八九六年……引用者注)度ニ於テハ四十八万トンニ増加セリ、是レ畢竟紡績工場、生糸製造工場等著シク發達シタル結果ナリ」と指摘されているように、日清戦後には紡績工場や、生糸製造所などの工場が漸次設立され、日本炭は船舶焚料以外の工場、鉄道用へも使用されるに至った。三井物産上海支店

第45表 1892年輸出三池炭契約者 (単位:トン)

取引相手名	数量
上海 怡和洋行	塊 32,000
香港 "	塊・中塊 9,000~12,000
香港 "	粉 13,500~18,000
汕頭 "	塊 1,500~2,500
香港 太古洋行	塊・切込 90,000
上海 "	塊・切込 30,000
汕頭 "	" 6,000
麦辺洋行	塊 4,500~5,000
祥生洋行	切込 3,000
澳門汽船会社	" 11,000
自来公司	粉 1,800
香港 榮源号	塊 2,400~2,800
香港 "	粉・切込 10,400
上海 万豊号	粉 8,000
上海新電氣公司	粉 1,800
彼阿会社	塊 12,000~20,000
汕頭プラッドレー会社	塊・切込 10,000

出所) 「大蔵省提出礦山營業成績報告」(三池鉱業所史料)より作成。

注) 1. 本表は1892年(明治25)の数値と契約者名である。

2. 本表中、塊、中塊、切込、粉とは、それぞれ炭種を示す。

長山本条太郎は、右の引用文に統け、一八九七年(明治30)度の上海石炭総輸入高五五万トンのうち二〇万トンが船舶用に使用され、他は工場、鍛冶、鉄道などに使用されよう、とその見透しを述べている。こうした傾向は、日露戦後も変らず一九〇七年(明治40)には総輸入高九五万二四七トン中、商船焚料として三九万トンが使用され、他は紡績・棉織場一五万トン、綿糸工場四万トン、造船工場・外国人鉄工所五万トン、ガス会社三万トン、小蒸氣用四万トン、鉄道用三万五〇〇〇トン、搾油工場など諸工場三万トン、電燈用三万トン、他に海軍用炭として二万トン、中国人の家庭焚料や蘇州・杭州への搬出分が一七万三〇〇〇トンで、船舶焚料以外の使用が約六〇パーセントを占めている。⁽⁴⁾かかる

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第46表 東京における石炭消費高 (単位:トン)

	全消費高	三井物産取扱い高
1889(明治22)	311,106	10,886
90(" 23)	344,442	不明
91(" 24)	348,235	22,687
92(" 25)	369,678	18,524
93(" 26)	355,358	22,875
94(" 27)	410,932	29,447
95(" 28)	662,016	47,200
96(" 29)	659,326	不明

出所) 全消費高については『日本帝国統計年鑑』(第10回～17回),
三井物産取扱い高については同『沿革史』編纂史料による。

注) 三井物産の取扱い高は本部営業掛(または本店石炭方)の数値であるため、東京周辺地域も含まれる。したがって幾分数値が多くなっている。

第47表 門司石炭取扱い高 (単位:万トン)

	安川	三菱	三井	田川採炭組	古河
年 1896(明治29)	31	19	18	—	—
97(" 30)	28	21	22	27	—
1904(" 37)	33	80	127	—	32

出所) 「石炭諮問協議会議事録(明治三十八年八月)」(物産202)
121ページより作成。

注) 『門司港誌』(高江基太郎) 109ページによれば、1896年の数値は、次のようになっている。安川288,062万トン、三菱176,232万トン、三井174,287万トン、田川195,295万トンその他。

る工場用炭使用の増大が「香港には塊炭の上等炭多く需要せられ遠洋航海の燃料に供せらるゝものは切込及び粉炭にして石炭の中等及其以下を主とす、是れ工場に用ひらるゝが為めにして、香港、上海港需要向きの異なること明かなり」⁽⁵⁾と指摘されるように、香港石炭市場との性格の差異をもたらしたのである。

ところで、上海市場において日本炭はかつては英炭、豪炭との競争が重要な課題であったが、日清戦後からは清国炭、とりわけ開平炭との競争が基本的な対抗となつた(第49表参照)。そのなかで、三井物産は、日本炭の取扱い占有率先へ九七年(明治30)の約三〇パーセントから急速に高め、日露戦後には七〇パーセント近くに達し(第50表参照)、

(単位：トン、%)

1911年(明治44)				1914年(大正3)				
内炭 三池炭⑧	社外炭⑨	⑧	⑨	社内炭		社外炭⑨	⑧	⑨
		⑧ ⑨	⑨ ⑧+⑨	全体⑨	三池炭⑧		⑧ ⑨	⑨ ⑧+⑨
340,435	342,281	% 91.6	% 52.0	787,076	636,672	387,107	80.8	65.3
199,123	288,237	82.8	45.4	242,242	209,055	396,598	86.3	37.9
248,229	30,273	84.3	90.6	352,013	284,877	182,272	80.9	65.8
—	—	—	—	415,894	293,058	196,613	89.0	62.6
2,485	151,922	100.0	1.6	9,234	—	226,842	0.0	3.9
92,718	29,955	68.1	81.9	44,456	20,229	151,168	45.5	22.7
—	68,582	0.0	7.5	19,269	—	75,357	0.0	20.3
3,988	353,843	13.2	7.8	149,224*	112,926*	386,311	61.5	32.1
886,978	1,265,093	82.0	46.0	2,019,408	1,556,817	2,002,268	79.1	49.5
1,959	489,256	0.7	34.8	385,020	15,195	1,049,962	3.9	26.8
15,192	350,151	7.4	36.7	239,280	15,790	528,933	5.4	35.5
74,456	179,585	45.6	47.6	121,900	68,449	941,756	56.1	11.4
343,285	30,414	95.8	92.1	461,002	425,439	201,905	92.2	69.5
172,163	43,204	75.3	84.1	244,353	178,456	363,757	73.0	40.1
4,631	185,092	6.8	26.6	141,917	2,934	216,534	2.0	39.5
—	9,854	—	0.0	128,725	—	68,408	0.0	15.2
165,974	1,144	100.0	99.3	—	—	—	—	—
17,280	60,627	8.7	76.5	258,466	6,145	75,019	2.3	77.5
17,285	39,317	100.0	30.5	8,883	7,924	31,318	89.2	22.0
835,317	1,450,223	49.5	53.7	1,989,546	720,332	3,477,592	35.2	36.9
1,722,295	2,715,316	62.2	50.4	4,008,954	2,277,149	5,479,860	56.8	42.2

別表」(「事業報告書」明治四十四年上、下半期 物産615)、1914年は「石炭社外販売高品種別店別表」(同)

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第48表 三井物産各支店別石炭販売高

		1897年(明治30)			1899年(明治32)			社 全 体 (A)
		全体(A)	三池炭(B)	(B) — (A)	全体(A)	三池炭(B)	(B) — (A)	
海 外	香港	214,342	191,085	89.1%	270,726	203,716	75.2%	371,504
	上海	102,678	54,770	53.3	194,505	107,070	55.0	240,270
	新嘉坡	92,451	62,705	67.8	94,686	37,384	39.4	294,352
	倫敦	—	—	—	100,447	—	—	—
	大連	—	—	—	—	—	—	2,485
	馬尼刺	—	—	—	3,585	—	—	136,110
内	漢口	—	—	—	—	—	—	5,624
	その他	4,402	—	—	41,477	28,854	53.4	30,146
	計	312,962	—	—	705,426	377,024	—	1,080,491
国	門司	59,489	5,051	8.4	193,726	18,720	9.6	262,021
	大阪	18,062	5,729	31.7	95,608	13,480	14.0	203,378
	東京	81,582	12,876	15.7	172,696	10,738	6.2	163,167
	三池	11,601	11,601	100.0	55,708	55,709	100.0	358,191
	長崎	45,415	27,073	59.6	76,382	16,365	14.8	228,617
	名古屋	1,583	470	29.6	22,481	2,049	9.1	67,152
	小樽	—	—	—	—	—	—	—
	口ノ津	50,684	50,684	100.0	39,422	38,083	96.6	165,974
	神戸	29,285	8,561	29.2	72,171	8,051	11.1	197,983
海軍掛	計	338,930	124,588	36.7	896,653	124,588	13.9	1,686,915
	総計	437,550	—	—	1,602,079	501,612	31.3	2,767,406

出所) 1897, 99については各年度三井物産「事業報告書」(物産614), 1911年は「石炭販売統了高品種別店
左大正三年上, 下半期 物産615) より作成。

注) 1. 国内総計には表出以外の唐津, 若松, 横浜などの地域も含まれている。

2. 1914年のその他米の大部分はハンブルグである(三池炭107,677トン)。

3. 販売高であるから, 各支店の取扱い高とはかなり数値が異なる。

(単位：トン)

外 国 炭					(B) — Ⓐ	(C) — Ⓑ	(D) — Ⓑ
国 炭		英 炭	豪 炭	トンキン炭	インド炭		
開 平 炭	撫 順 炭						
—	—	8,226	17,425	36,612	—	87.0	38.8
—	—	47,280	29,605	121,600	—	69.7	32.7
		38,390	73,000	26,700	—	79.4	
—	—	84,000	72,414	71,350	36,800	76.1	30.1
59,000	102,337	35,950	—	—	111,460	73.3	28.0
239,005	85,890	92,869	—	—	149,739	68.8	27.1
8,591	—	600	29,820	—	—	82.8	24.5
99,785		62,000	14,000	6,000	—	65.6	17.1
		25,931	16,832	14,225	—	78.9	
208,178	48,749	41,244	15,461	30,908	—	78.5	59.7
103,527	55,142	9,765		9,524	—	55.2	31.2
					—	65.0	50.0
					—	35.7	48.9
—	—	185,169	75,997	—	833	15.2	81.6
—	—	103,859	49,929	4,205	71,462	50.6	23.0
—	—	53,000	45,000	—	70,000	68.6	31.4
—	—	37,207	189,013	—	57,167	50.4	
—	2,278	5,094	70,612	—	57,621	69.4	
2,875		404	24,356	—	45,621	70.2	99.7

日本炭礦誌、1908年：『通商叢書』（明治42年第7号）、1912年：外務省通商局編『香港事情』（大正6年刊）、年：同改57号、1905年：高野江同上書、1908年：『通商叢書』（明治43年8号）、1912年：『最近支那貿易』（大正3年98、105、114、127、135、151、174、180、191号）、シンボール……1892年：『外國貿易概観』、1897年：『通（明治45年33、38、46、51号、大正元年1、211、16、26号、大正2年1、8号）、1914年：『通商公報』（大正4年203、207、（香港）と1914年（シンガポール）の三池炭については第44表、第47表でおぎなった。

々あるため、他史料によっておぎなわざるを得なかった。

鴻炭が含まれている。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第49表 東洋主要石炭市場の状況

		輸移入 炭総計 Ⓐ	日本炭			清	
			計 Ⓑ	三池炭Ⓒ	筑豊炭Ⓓ	計	小計
香 港	年 1892(明治25)	480,190	417,928	162,457		62,262	—
	97(" 30)	714,539	498,274	163,186	280,345	216,625	—
	1903(" 36)	1,187,481	943,891			105,500	
	08(" 41)	1,143,253	870,349	262,500	578,335	272,904	
	12(大正元)	1,235,672	906,857	254,331	589,839	332,278	161,337
	14(")	1,613,091	1,007,964	216,524	674,524	605,127	324,895
上 海	年 1892(明治25)	392,206	325,069	79,680		67,137	30,401
	97(" 30)	514,478	337,508	58,045	103,046*	176,970	117,708
	1905(" 38)	960,000	758,000			120,000	30,401
	08(" 41)	1,108,084	870,016		519,610	238,068	181,083
	12(大正元)	1,491,510	823,727	257,087	411,909	481,051	256,927
	14(" 3)	1,268,310	824,748	294,562	402,020	443,562	424,273
シ ン ガ ル	年 1892(明治25)	334,305	51,024	41,668		—	—
	97(" 30)	554,281	280,913	64,725	137,292	—	—
	1903(" 36)	567,000	389,000	(122,300)		—	—
	08(" 41)	592,688	299,177		100,071	—	—
	12(大正元)*	546,710	379,820			166,890	5,916
	14(" 3)*	406,643	285,733	284,877		120,910	14,689

出所) 香港……1892年:『外國貿易概観』、1897年:『通商彙纂』74号、92号、1903年:高野江基太郎『増補
1914年:商務局貿易課『本邦石炭貿易状況』、上海……1892年:『通商彙纂』第7号、1897
正5年刊』および『通商彙纂』(明治45年27号、大正2年2,5,11号)、1914年:『通商公報』
商彙纂』112号、1903年:同(明治41年57号)、1908年:同(明治43年第8号)、1912年:同
218,220,238,244,272,278,292号)。なお1908年の筑豊炭については高野江前掲書、1892年

注) 1. 1914年のシンガポール輸入高は同年6月15日～8月15日分が欠如した数値である。

2. 史料により数値が異なるため『通商彙纂』を基本として使用したが、掲載されていない個所が多い。

3. *印は門司炭。三池炭(シンガポール)のカッコ内数値は1904年の数値。

4. 1912年、14年のシンガポール輸入炭(外国炭)では開灘炭の比重が高い。日本炭総計の中には台

第50表 三井物産各地石炭輸出取扱い高

(単位:千トン, %)

	輸出総額			主要輸出先										全対 出する 炭輸 額出 比	三井 物の 産輸 取出 扱比	
	日本炭 総額①	三井物産 取扱い②	占有率 ③/④	中国全土		上海		香港		シンガポール						
				日本炭 総額⑤	三井物産 取扱い⑥	⑦/⑧	同左⑨	" ⑩	⑪/⑫	同左⑬	" ⑭	⑮/⑯	⑰/⑲	⑳/㉑	㉒/㉓	㉔/㉕
				日本炭 総額⑤	三井物産 取扱い⑥	⑦/⑧	同左⑨	" ⑩	⑪/⑫	同左⑬	" ⑭	⑮/⑯	⑰/⑲	㉒/㉓	㉔/㉕	㉖/㉗
年			%			%			%			%		%	%	%
1897(明治30)	1,345	409	26.7	584	338	103	30.4	590	214	36.3	280	92	33.0	40.6	58.2	
98(" 31)	1,805	496	27.4	710	432	181	41.8	583	226	47.1	263	88	33.5	32.7	43.2	
99(" 32)	2,014	624	31.0	949	516	195	37.7	660	271	41.0	281	95	33.7	37.1	40.3	
1900(" 33)	2,403			826	451	180	39.9	826			443			45.2		
01(" 34)	2,922			1,171	651			819			430	上 93		32.7		
02(" 35)	2,939	730	24.8	1,283				899			406			30.6	20.7	
03(" 36)	3,433	1,596	46.4	1,522				1,051			401			34.4	48.1	
04(" 37)	2,879	1,820	63.2	1,106	708			968			419	268	64.1	27.1	46.1	
05(" 38)	2,508	1,911	76.3	1,106	758			839	439	52.3	271			22.4	43.3	
06(" 39)	2,402	1,803	75.1	1,435	863			700	446	57.4	81			18.5	43.3	
07(" 40)	2,922	2,076	71.1	1,303	801	437	54.5	824			266			21.3	46.6	
08(" 41)	2,863	2,011	70.2	1,290	870			854			312			19.3	47.1	
09(" 42)	2,844	2,043	71.8	1,291	793			912			239			18.8	46.2	
10(" 43)	2,794	2,233	79.9	1,136	734	下 218		862	607	70.4	307	下 157		17.8	44.5	
11(" 44)	3,041	2,445	80.4	1,248	816	529	64.8	889	714	80.2	367	325	88.3	17.2	44.5	
12(大正元)	3,440	2,738	79.5	1,271	824	上 289		910	上 292		508	上 261		17.5	41.2	

出所) 全国数値は『横浜市史資料編二・日本貿易統計』、三井物産輸出総取扱い額は三井物産「事業報告」および「事業報告書」(物産614,5) (ただし05~07年は『三井物産会社沿革史』編纂史料), 輸出先総額については上海を除き『大日本外國貿易統計』、上海については1897~1901年は『通商叢書』、1904~7年は『筑豊石炭鉱業組合月報』、8~12年は『通商叢書』および『通商公報』、三井物産取扱い額については、「事業報告」および「事業報告書」による。ただし、上海の1900年、07年はそれぞれ「石炭諮詢会會議録(明治三十四年三月)」(物産201), 「第五回石炭諮詢協議會議事録(明治四十一年九月)」(物産205), 香港の1898年、1906年については「支店長諮詢會議事錄(明治四十年七月)」(物産197-6), また10年については『通商叢書』(明治44年26号)。シンガポールの1901年上期については君塚浅治郎『英國石炭及煤灰事情』268~9ページより作成。

- 注) 1. 全出炭額に対する輸出比とは、日本炭の出炭額中の輸出比率のこと。中国全土に香港は含まれない。
 2. 単位未満四捨五入。ただし比率については小数第二位以下切捨て。

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第51表 香港主要石炭商（1910年）

石炭商名	取扱い高
三井物産	606,921 ^t
三菱	116,774
プラッドレー商会	112,584
ショーワン・トムス商会	90,785
安宅商会	66,055
上記以外は5万トン以下	
合計	1,256,355

出所)『通商叢書』第26号(明治45年)より。

上海市場の覇者として君臨するに至った。

香港へ輸入石炭は、再三指摘したように、専ら東洋に進出している欧米船舶焚料に供せられた。この構造はこの時期一貫して変わなかつた。そのなかで、日本炭は独占的地位を保持し続けたと言えよう。一九〇一年には三井物産香港支店長藤瀬は、「香港ノ石炭ノ相場ノ変遷ハ、大概門司ニ在荷堆積スレバ其結果忽チ香港ニ現ハレテ相場下落シ、門司ノ石炭欠乏スレハ忽チ騰貴スルノ有様ナリ」⁽⁶⁾と日本炭を香港市場における価格決定の規定的要因として指摘している。開平、撫順などの清国炭の流入は日本炭にとって脅威であつたが、それをはるかに上回つた(第49表参照)。その取扱いは、ほとんど三井物産によって担われたと言つてよい。一八九七年には香港市場で販売される日本炭の約三六パーセントであつた三井物産の取扱い量が、一九一一年(明治四四)には約八〇パーセントにのぼり(第50表参照)、日本炭輸出の独占的支配を確立しただけでなく、香港石炭市場においても、他商を圧する地位を固めたのである(第51表参照)。

シンガポール シンガポールにおける石炭の供給先は、「殆ント工場ナシ、唯海峡貿易会社ノ錫工場アルノミニテ、其炭使用高ハ壹万八千屯位ニ過キス、其他ハ何レモ船舶焚用ナリ」⁽⁷⁾と言われるよう香港においては、わずか五万トン前後にすぎなかつたが、日清戦後の一八九七年には約二八万トンに達し、翌年には英國カーディフ炭坑のストライキによりシンガポール市場は、「日本炭ノ独舞台」⁽⁸⁾と言われるほど日本炭が進出した。かつて該市場を支配していた英炭(カーディフ

炭)は、一八九八年の同坑のストライキ以降後退し、濠州炭、ベンガル炭(インド炭)が日本炭の競争相手となつた(第49表参照)。該市場への石炭輸出は、他の市場にみられない困難さがあった。というのは、すべての輸出入貨物がタンデモンパガ波止場に集中するため、入港船舶の順序により六キロ近くある長距離波止場の碇泊地点が絶えず異なり、このため波止場に沿つて適当な間隔で常時相当の貯炭を備えなければならなかつたからである。このような条件から、日本の石炭業者としては唯一三井物産が携わつたのみで、日本炭の輸出でも一九〇〇年(明治三三)前後では次に示すように外商に委託することが多かつたのである。⁽⁹⁾

日本炭中三池炭ハ三井物産会社一手輸入ニ属シ、門司炭ハ同社及外国商会、北海道炭ハ悉ク外国商人、杵島炭ハ三井物産会社、長崎炭ハ重ニ外国商人取扱ニ属ス、而シテ日本炭ニ対シ内外商人間ノ取扱高割合ハ、日本商人ハ總高ノ約半ニシテ、其他ハ専ラ外国人、商人ノ取扱ニ属スルが如キ割合トス。(傍点原文のまま)

しかし、時代を経るにつれて三井物産の取扱い比率は高まり、日露戦期の一九〇四年には約六五ペーセントとなり(三井物産の取扱い炭とその販売先については第52表参照)、日露戦後の一九一〇年(明治四三)には日本炭輸出の八〇ペーセント以上を占めるに至つてゐる(第50表参照)。

以上検討を加えたように、明治三〇年代には上海、香港に加えてシンガポールも日本炭が石炭市場を支配するに至り、日本炭の支配圏は東アジアから東南アジアへと拡大した。それは、かつての外商依存の海外輸出からの脱却の過程であると同時に、三井物産の海外輸出機構の独占的掌握の再編過程でもあつたと言えよう。そして日露戦後には三井物産の活動範囲の広まりに照應して、これまで上海、香港に集中していた東アジア市場でも、大連や、天津、また漢口など揚子江流域などへと市場が拡大し、東南アジアでもマニラやフィリピンにも多量の石炭が供給され、東アジア市場、東南アジア市場全域に石炭が供給されただけでなく、さらに一九一〇年(明治四三)の濠州炭坑のストライキや一九一〇年⁽¹⁰⁾

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第52表 シンガポール渡高（1904年）（単位：トン）

	三池炭	他種炭
香港約定 バタフキールド 彼 阿	31,300	22,600
東京約定 日本郵船 仏 独 郵	6,600	25,900
倫敦約定 漢 亞 線 雜 船 主	35,100	23,200
以上小計	5,300	12,700
	800	
新嘉坡約定 バウステッド バタソーン ガスリー ボルネオ社 ギルフキラン 臨時買	79,100	84,400
新嘉坡小計	21,200	3,100
	8,500	43,000
	8,400	10,400
	1,300	3,400
	400	
	3,400	2,300
新嘉坡小計	43,200	62,200
総計	122,300	146,600

出所) 「石炭協議会議事録(明治三十八年五月)」(物産202) 106~7
ページより。

二年の印度炭の出回り不足、豪州炭の運賃騰貴などにより、砂盤、コロンボ、ボンベイなど南アジアへも石炭が供給されるに至った。

他方、国内市場の場合はどうであったらうか。

東京 日清後「東京地方ニ於ケル石炭ノ需要ハ益々増加ノ一方ナリ、而シテ其大ナルモノハ鉄道是ナリ」と言われるよう、日鉄のみで八万トンを要する鐵

道需要を中心として、砲兵工廠のほか紡績、ガス、製紙、印刷などの工場用炭の使用が急増した。日露戦中・戦後には「東京ニ於テ最モ石炭ノ大ナル需要先ハ砲兵工廠ニテ、一ヶ年十万噸以上ヲ消費スヘシ、是ハ是迄ニハ斯ク大高ハ使用セサリシ需要先ナリ」と陳述されているように、砲兵工廠など重工業との発展とようやく結合しつつ、明治三〇年頃の約五〇万トンの消費量から一九〇五年(明治三八)には九三万トン、〇七年には一二〇万トンと石炭消費量が増大した。東京市場は磐城炭、北海道炭、九州炭が最も激しく市場争奪戦を繰り広げている地域であるが(たとえば、一九〇五年には磐城炭三七万トン、北海道炭二六万トン、九州炭三〇万トンが供給されている)、一九〇〇年頃には「東京ニ於ケル石

第53表 大阪の業種別石炭消費高 (1905年)

業 種	戸数	数 量	万斤
			戸
紡業	19	24,937	
鐵業	85	24,668	
工製業	36	13,602	
業用業	20	13,017	
クス舶業	53	11,094	
製造業	105	9,232	
業造船	4	8,552	
業製造	549	8,380	
業道屋	26	7,976	
業金工	25	7,388	
業地物	8	7,252	
業燈の		37,008	
他			
計		173,106	

出所) 「明治三十八年度大阪府下ニ於ケル石炭消費高職業別一覧表」
(『大阪石炭需要高統計表』所収)。

注) 万斤以下四捨五入。

衛が主であり、三井と関係の深い企業と政府関係が中心となつてゐる。そのなかで鉄道局の納入が中心を占めている。
名古屋 名古屋の石炭需要の中心は、鉄道と紡績である。三井物産では、一八九七年(明治三〇)には僅か一五八三トンしか取扱つていなかつた石炭を一九〇六年(明治三九)には「銳意他店販路ヲ蚕食シタ為」約二〇万トン、名古屋總需要の約六割を占めるに至つた。⁽¹⁴⁾ 石炭需要の中心の一つである鉄道は、三菱、安川、北炭、古河などとの競合状態にあるが、もう一つの中心である紡績所への供給は、紡績所九か所の總需要高八万八五〇〇トンのうち、三井物産は六万一千五百〇トンを供給し、その市場支配を固めたのである。

炭ノ相場ト云フハ、三井物産辺ニテノ手合直段ヲ指ス者トス」と観察されてゐるよう、三井物産が東京石炭市場の主導権を一応握つたのである。しかし、鉄道網の完備に伴う北炭、磐城炭の攻勢は激しく、三井が北炭の經營権を掌握するまで東京市場における三井物産の支配権は確立しなかつたと言えよう。一九〇五年(明治三八)におけるその得意先をみると、鐘紡、富士紡、精糖会社、東京紡績、王子製紙、関東酸曹、品川毛織、芝浦製作所、古川などの民間企業に市中問屋二、三軒を加え、それと鉄道局、砲兵工廠、横須賀鎮守府、陸軍、海軍其他諸官

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第54表 三井物産の各地石炭取扱い状況概観（1904～7年）

上 海	〈販売先〉 1907年取扱い高43万7000t余。芦漢鉄道（年1万1000t），ガス会社，紡績・製糸などの工場用炭（ほぼ三池炭のみ使用），船舶燃料，長江河筋（漢口，鎮口，南京）は全面的に掌握。
	〈他 商〉 三菱，泰茂洋行（ホッキンス），永宝洋行（モラーブラザー）。
香 港	〈販売先〉 1907年取扱い高44万5857t（全日本炭の57%）。太古洋行，漢亞洋行，北鷲郵船，招商局，ダクラス，怡和洋行，大阪商船，船渠会社，ジャバチナ社など。
	〈他 商〉 三菱（16%でp.o.，大阪商船，ジョージ・マクウェルヘ），シュワン・トムス（8.3%），プラッドレー（6.6%），安宅（9.9%），宮崎。（カッコ内数値は対日本炭比率）
シボ ン・イ ガル	〈販売先〉 1905年取扱い高25～6万t（日本炭全輸入高40万t）。ストレート・トレーディング他1,2の工場を除いて船舶燃料。
	〈他 商〉 バヴァステッド（坂扱高14～5万），バタソンサイモンス（12～3万），ガスリー（7万），ボルネオカンパニー（3～4万）。
長 崎	〈販売先〉 1904年10月～翌年3月取扱い高11万2000t（全体の59%）。米国郵船（豊國，金田，田川炭），アメリカ陸軍御用（太平洋炭，マニラ往復の焚料炭……「三池，極上精選炭」），ドイツ郵船，グレン，ベン，シャイヤーなど外国船燃料。
	〈他 商〉 三菱（4万2000t）。
神 戸	〈販売先〉 1906年取扱い高18～20万t（全体の65～70%）。鐘紡3万8000t，日本毛織5000t，川崎造船3万t，神戸製鉄7200t，鉄道5万t，内外棉西宮工場6000t，神戸電燈1万5000t，ガス会社8800t，塩田・コードス製造向2万2000t，その他は船舶燃料が主（辰馬吉右衛門，鹿児島汽船会社，松方，広海，馬兼助，辰馬半右衛門，河辺，金沢などの船主へ）。
	〈他 商〉 奥野，石本，川村（後二者は元山炭指定問屋），二葉商会代理店，1908年以降安川，古河，三菱の進出。
大 阪	〈販売先〉 1904年度取扱い高36万余t（全体の36%）。砲兵工廠など諸官署（6万7800t），紡績会社その他（16万3300t），鉄道（5万6200t），コードス原料（8700t），同業者または個人工場（6万9470t）。京都へは11会社が連合して結成している同盟会へ納炭（6万t）。
	〈他 商〉 1905年安川（坂扱高18万t），今西（大倉組の援助10万t），住友（5万t），宗像（5万t），古河（3万t），白藤（豊州炭），中井（峠地炭）など。
名 古 屋	〈販売先〉 1906年取扱い高20万t（全体の約53%）。紡績所9か所（6万1950t），鉄道，電気業，セメント会社，製糸業，他は「仲次者」を介して販売（例 烹業）。
	〈他 商〉 古河，安川，三菱，北炭。他に前者と結びついて愛知石炭商会（北海道炭特約店，年間5万t取扱い），東海石炭商会（三菱代理店年間3万t），鈴木（唐津豊前炭取扱約3万），松島（小坑主より紀州無煙炭2万t），新美商店（安川より2万t）など。
東 京	〈販売先〉 1906年取扱い高17万5000t（三池粉2万，筑豊12万6700，唐津2万，三池コードス8000。総需要130万t（磐城炭60万，九州炭50万，北海道炭20万内外））。三井物産取扱い炭は大部分鉄道局納め（他はガラス製造所が2万tなど）。
	〈他 商〉 1906年三菱（坂扱高5万t），芳ノ谷（3万t），古河（2万t）浅野，木村，横浜石炭商会（4～5万），北炭，磐城炭関係会社など。
そ の 他	〈若 松〉 1907年上季取扱い高92万t（製鉄所6万t，地壳り4万t，積出高82万t（門司転送29万t，海外輸出20万トンその他地方積出，若松港全積出高の33%）。
	〈唐 津〉 1906年取扱い高13万8000余トン（全体の23%），他商三菱，沢山，宮崎，岩城，プラウソ，松村，加藤の出現。〈佐世保〉 海軍用炭のみ。〈呉〉 海軍廠（三井は需品庫，三菱は工廠と両者で協定）豊國，金田，田川，湖頭，忠隈を指定炭とする。〈その他〉 塩田向約10万t。

出所）各年「支店長諮問会議事録」（物産197），「石炭協議会議事録」（物産202～205）より作成。

大阪 一九〇五年（明治三八）の業種別石炭消費高を示したのが、第53表である。この表で判るように、大阪では紡績業を中心としながらも、実にさまざまな業種に分散して石炭が供給されている。三井物産は、一八九七年（明治三〇）の取扱い高約一万八〇〇〇トンから一九〇四年（明治三七）には約三六万トン（二〇倍）に石炭取扱い量を増大させ、安川、松本の約一八万トン、古河、住友の一四万トンを大きく上回るに至った。三井物産の取引先は、〇四年の場合、砲兵工廠、市役所などの諸官署納入が六万七八〇〇トン、紡績会社などへ一六万三三〇〇トン、鉄道会社へ五万六二一〇〇トン、コーエクス原料として八七〇〇トン、その他同業者や個人工場への納入が六万九四七〇トンである。⁽¹⁵⁾ このうち三池炭は粉炭が砲兵工廠に使用された以外はあまり供給がなく、他は筑豊炭や唐津炭が供給されている。

神戸 日清戦後の時期には「神戸へ船ニテ来ル石炭ノ内、神戸ニ於テ使用スルハ鐘淵並上海紡績工場及川崎造船所位ニ止マ」⁽¹⁶⁾ っていた神戸の石炭市場も、その後各種工場が設立され、日露戦後の一九〇七年（明治四〇）には三〇万トン近くが消費されるようになった。そのうち三井物産は六五～七〇ペーセントを取扱い、しかも鐘紡（三万八〇〇トン）、川崎造船（三万トン）、鉄道局（五万トン）、神戸電燈（一万五〇〇〇トン）、ガス会社（八八〇〇トン）、日本毛織（五〇〇〇トン）、神戸製鉄（七二〇〇トン）、内外棉西宮工場（六〇〇〇トン）などの大口消費者を掌握し、ほとんど独占的な市場支配を打ち立て、安川などは開店休業の状態に陥り、三菱もバンカー（汽船）契約のみといふ状態に追込んだ。⁽¹⁷⁾ この市場へは筑豊炭が九〇ペーセント近く供給され、残りが元山炭と三池炭であるが、三池炭は川崎造船所や山陽鉄道の工場において若干使用されるに過ぎなかった。

以上のように明治三〇年代の石炭需要は日本資本主義の発展に伴う、鉄道と紡績業を中心として拡大してきたが、日露戦中・戦後の国内石炭市場は、重工業への供給が重要な意味を持ちはじめたことで注目に値する。一九〇五年の工場用炭総消費高約三六五万トンのうち八幡製鉄所の需要が約五〇万トンにのぼり、そのうち製鉄所所有の炭坑からは三〇

トンしか供給できず、他の二〇万トンは三井物産が一手に引き受け筑豊炭一四万トンと三池炭六万トンを供給している。⁽¹⁸⁾つまり、三井物産は将来において鉄道とならんで石炭需要のケルン的存在となる製鉄業の石炭需要を早期において掌握しつつ、塩田以外には「従来売口ナクテ困却シ」ていた三池粉炭の市場をも確保したのである。⁽¹⁹⁾このような国内需要の発展は、三井物産の販売方針にも影響を与えた。一九一一年（明治四四）九月一二日の一九三回三井物産取締役会において次のような内地炭重視の方針が打出された。⁽²⁰⁾

海外ニ於ケル石炭ノ売付ニ付テハ一層力ヲ用ユヘキハ勿論ナレド、近來内地ニ於テ新方面ノ需用著シク増加シタルニ付、之ニ応シ大ニ商売ノ拡張ヲ企図スルコト、シ、之カ為メニ先以テ内地枢要ノ地廻ニ出張員ヲ派遣スル事トシタル事

これは明らかにこれまでの輸出重視の三井物産の取扱い方針から内地重視への比重の転換を示唆したものと言えよう。このほか吳海軍廠への供給（三菱が需品庫へ、三井が工廠へ供給することを一九〇七年両者で協定している）や日本郵船、長崎船舶焚料への供給、塩田向の三池粉炭の供給（六〇万トン中一〇万トン）などが重要である。ともかく、これまでの検討で明らかのように国内市場の主要地域のいずれにおいても一八九七年（明治三〇）以降、三井物産は、急速に石炭販売のシェアを高め、そのヘゲモニーを握ったのである（以上の日露戦後の概観は第54表参照）。その過程は、とりもなおさず日本資本主義が確立する過程でもあり、三井物産は日本資本主義の発展に照應して石炭取扱い量を増大させ、日本資本主義の確立と同時に平行的に海外市场のみならず国内石炭市場の支配権をも確立したのである。

（1） 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』

（2） 「石炭諮問会議録（明治三十年十月）」（物産一九九）第三回C—十八ページ。以下、断りのないかぎり三井文庫所蔵。

（3） 同右 第一回一〇ページ山本条太郎上海支店長発言。

（4） 「第五回石炭諮問協議会議事録（明治四一年九月）」（物産二〇五）一二六～七ページ参照。

（5） 東京高等商業学校「香港通過商業調査報告書」明治四〇年（一橋大学図書館所蔵）四七～八ページ。

- (6) 「石炭諮問会議録（明治三十四年三月）」（物産二〇一）第一回。
- (7) 「石炭諮問会議録（明治三十年十月）」第一回大野市太郎発言。
- (8) 「石炭商務諮問会議事録（明治三十一年八月）」（物産二〇〇）第一回藤瀬政二郎発言。
- (9) 君塚飯太郎『英國石炭事情』全二六四～五ページ。
- (10) フィリッピンへの日本炭の輸出をみると下表のとおりである。
- (11) 「石炭諮問会議録（明治三十年十月）」第一回平田発言。
- (12) 「石炭協議会議事録（明治三十八年五月）」（物産二〇二）八五ページ田村発言。
- (13) 堀光亀「石炭調査報告書」（明治三十二年六月 東京高等商業学校調査報告 一橋大学図書館所蔵）第三章第三節「相場ノ建方」より引用。
- (14) 「第四回石炭協議会議事録（明治四十年九月）」（物産二〇四）三七ページ。
- (15) 以上については「石炭協議会議事録（明治三十八年五月）」七〇ページ参照。
- (16) 「石炭諮問会議録（明治三十年九月）」第一回長谷川発言。
- (17) 以上は「第四回石炭協議会議事録（明治四十年九月）」二六～二七ページ。
- (18) 「第三回石炭協議会議事録（明治三十九年四月）」（物産一〇三）一三八～九ページ。
- (19) 同右 一〇四ページ。三池粉炭は当初製鉄所の原料炭として使用されたが、のちには主に工場用炭として使用された（三枝博音・飯田貫一編『日本近代製鉄技術発達史』参照）。
- (20) 「第一九三回取締役会議録」（三井文庫所蔵史料 物産一八〇）。

4 三井物産における石炭取扱いの位置

一九〇八年（明治四一）九月の第五回石炭協議会において、冒頭あいさつに立った中丸一平会長は、そのあいさつの中で三井における石炭業の位置を次のように開陳した。⁽¹⁾

（単位：トン）

年 度	数 量
1908年（明治41）	9,533
09（" 42）	70,053
10（" 43）	57,623
11（" 44）	237,859
12（大正元）	298,654

出所）『外国貿易概観』より作成。（三

三井財閥における石炭業の発展構造（春日）

第55表 三井物産会社主要商品取扱い額比率

年	第 1 位	%	第 2 位	%	第 3 位	%	第 4 位	%	第 5 位	%
1897(" 30)	棉花	26	機械	15	綿糸	11	石炭	9	鐵道用品	8
98(" 31)	"	21	米	15	石炭	15	綿糸	10	"	9
99(" 32)	"	32	綿糸	15	"	13	生糸	7	米	6
1900(" 33)	"	21	"	15	"	15	"	7	鐵道用品	7
01(" 34)	石炭	24	棉花	20	綿糸	8	砂糖	8	生糸	7
02(" 35)	棉花	25	石炭	20	"	8	生糸	8	砂糖	6
03(" 36)	石炭	20	棉花	19	"	10	米	10	生糸	7
04(" 37)	"	17	"	14	"	10	"	9	"	7
05(" 38)	"	14	"	14	銅	11	綿糸	7	"	7
06(" 39)	"	17	"	14	綿糸	13	金物	8	"	7
07(" 40)	棉花	16	石炭	14	生糸	13	綿糸	8	米, 金物	6
08(" 41)	"	13	"	13	"	10	機械	9	鐵道用品	9
09(" 42)	"	15	"	13	"	13	"	6	砂糖, 綿糸	6
10(" 43)	"	15	"	12	"	11	綿糸	8	"	7
11(" 44)	"	15	生糸	12	石炭	11	"	8	砂糖	8
12(大正元)	"	14	石炭	11	生糸	10	"	8	綿布, 米	6
13(" 2)	石炭	14	生糸	13	棉花	10	"	7	砂糖, 機械	6

出所) 松元宏「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」(『三井文庫論叢』第7号所収), 「三井物産会社沿革史」編纂史料より作成。

第56表 三井物産会社主要商品勘定の推移

(単位：円、%)

	石炭			棉			綿糸			生糸		
	取扱額	純益	収益率	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
年 1900(明治33)上	6,427,265	199,068	3.1	17,942,854	134,626	0.8	10,495,919	▲48,873	赤字	3,566,518	66,278	1.9
下	5,919,842	305,374	5.2	12,446,137	▲30,846	赤字	8,463,756	▲114,006	赤字	2,807,364	59	0
01(" 34)上	8,640,860	450,632	5.2	7,881,164	▲65,374	赤字	3,021,413	25,957	0.9	2,327,570	▲237,433	赤字
下	不明	445,472	—	不明	147,354	—	不明	7,276	—	不明	96,390	—
02(" 35)上	8,476,952	345,985	4.1	12,117,057	132,386	1.1	3,082,603	19,759	0.6	2,704,284	73,501	2.7
下	8,306,131	308,753	3.7	9,618,906	116,872	1.2	3,917,381	26,144	0.7	3,963,158	62,766	1.9
03(" 36)上	9,386,036	324,920	3.5	9,430,540	163,760	1.7	5,315,512	41,843	0.8	3,534,125	80,991	2.3
11(" 44)上	16,652,785	557,935	3.3	31,901,344	317,706	0.9	14,143,471	65,191	0.4	20,293,815	143,539	0.7
下	16,979,682	617,058	3.6	16,113,760	83,826	0.5	11,730,306	1,882	0	17,388,536	117,393	0.6
12(" 45)上	19,976,335	339,819	2.0	28,448,519	132,808	0.4	10,066,278	87,468	0.8	19,361,710	91,069	0.4
(大正元)下	20,346,306	572,560	2.8	21,111,787	288,601	1.3	17,575,849	254,503	1.4	15,680,019	121,704	0.7
13(" 2)上	26,133,314	771,656	2.9	26,295,184	307,423	1.1	14,490,304	185,883	1.2	24,636,637	222,567	0.9
下	32,004,947	949,544	2.9	13,052,800	▲28,265	赤字	14,540,667	65,546	0.4	27,893,152	258,610	0.9
14(" 3)上	32,563,943	946,017	2.9	35,733,951	434,280	1.2	13,240,313	▲215,493	赤字	38,238,419	383,387	1.0
下	31,048,860	875,879	2.8	29,541,160	▲379,985	赤字	13,022,864	▲523,045	赤字	31,885,433	198,307	0.6

出所) 1900~03年までは松元宏「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」(『三井文庫論叢』第7号), それ以外は純益金については「商品物損益一覧表」(物産400), 「損益店別及科目別表」(同左), 取扱い額については「重要商品販売結了高商別並品種別表」および各品「販売結了高商別並店別表」(いずれも各期「事業報告」所収)より作成。

- 注) 1. 1903~11年の各品目別の純益金については不明。
 2. 1911~12年上期の取扱い額について「商品物損益一覧表」の数値は、「事業報告」所収のいづれの数値とも合致しないため, 「事業報告」所収の結了高の数値に修正した。したがって, 収益率も該表の表出数値とは異なっている。収益率とは取扱い高に対する純益金の割合。収益率が0.1パーセント以下の場合は0とした。
 3. 大正期に入ると, 表出品目の他に機械, 金物, 砂糖の益金が生糸や棉花の益金と比肩しないし凌駕するに至る。

此石炭ト云フモノハ三井家ニ於ケル殆ンド唯一ノ商売ト見テ宜イ商売デアル、棉糸、棉花、米ト云フ如キモ同ジク非常ナ力ヲ入レテヤルベキモノデアルガ、此石炭ハドウシテモ扱ハナケレバナラヌ所ノ商品デアルカラ、是ハ特別ノ商品トシテ我々ハ始終考ヲ置クベキモノデアルト云フ事デアツタ、ソレヲ以テモ我々ガ取扱ソテ居ル石炭ト云フ商品ハ如何ニ三井ニ於テ重要視サレテ居ルカト云フ事が分ル

實際、第55表を見れば判るように、石炭取扱い比率は三池炭礦払下げ以降急速に伸び、その取扱い額は、明治三十年代後半には第一位にランクされている。すなわち、三井物産は棉花や綿糸とともに石炭を最大の武器として日本産業革命期の經營を拡大したのである。この事実は益金の動向を示した第56表をみれば一層はつきりする。石炭は他の商品に比して収益率がはるかに高いのみならず、利益額においても棉花の二・五倍～三倍を示している。加えて、他商品の利益が不安定で変化が激しいのに対して、石炭は一貫して安定的に高利潤を維持しているのである。ここに冒頭に掲げたような三井物産首脳部の石炭業に示す並々ならぬ意欲の根柢があつたわけである。

(1) 「石炭協議会議事録（明治四十一年）」（三井文庫所蔵史料 物産二〇五）。

三 石炭業の独占化と三井財閥——むすびにかえて——

日露戦後から第一次世界大戦に至る約一〇年間は、石炭業に対する三井の行動様式に従来とは異なる動きが現われる時期である。その動きとは第一に不況対策を契機とするカルテル結成への動きであり、第二に前貸金融から株式所有への石炭業に対する支配様式の変化である。

まず第一の問題からみよう。石炭販売カルテル結成の試みは、かなり早くから行なわれている。すでに一九〇〇年（明治三三）には国内不況による炭価の崩落をくい止め、その脱出口を海外市場に求める動きのなかから「売炭中止同盟」の結成が試みられている。その熱心な推進者は石炭の海外輸出で圧倒的な支配力を誇る三井物産である。この「同盟」は三菱が反対したことなどにより、不成功に終っている。三菱にしてみれば、三井の石炭輸出を独占的に強化するようなこの「同盟」に賛成するはずがなかつた。⁽¹⁾ このような販売カルテルは、生産の集積と集中を基礎として成立する独占とは異質のものであり、またいわゆる前期的独占とも異なつており、後進資本主義国が世界市場に編入され、他資本主義国との競争条件のもとに海外市場を必要とする場合および国内市場から外国商品を排除する場合にのみ結成の条件が与えられる性格の組織であったと言えよう。

「売炭中止同盟」の不成功によって、石炭価格は低迷し、日露戦期の一九〇四年（明治三七）一二月には筑豊炭の価格が一八九九年時点の約六割にしかならず、不況は頂点に達していた（第3図参照）。ここに至り、すでに検討したように三井物産は、貝島、麻生らを誘い不況対策に乗り出し、採炭制限を履行している。また中央においては三菱との協定

を進め、その協定は石炭価格に大きな影響を与え、日露戦前のような炭価の崩落を阻止する重要な要因となつた。

翌一九〇八年（明治三八）に入ると、景気は日露戦争の影響によって、好況局面に転じた。この波にのり、麻生・貝島はそれぞれ一九〇六年（明治三九）、七年に三井への負債を返済し、年々数十万円の利益を出すほどになつた。ここに至り、両社内部には三井との関係を絶とうとする動きもあつたが、当主自ら抑えたと言われる。⁽²⁾ 浮沈を繰返す炭業界をくぐりぬけて来た彼らから見れば、炭価が下落した場合には五〇万や一〇〇万の利益は、直ちに帳消しになるくらい身をもつて体験していたからである。貝島が三井への借金返済以降、石炭シンジケートの結成に奔走したのは、そうした自らの経済基盤の脆弱さを知り抜いていたからである。つまり、貝島は石炭シンジケートの結成によって石炭の下落を防ぎ、そこに自らを組み込むことによって安定的地位を得ようとしたのである。⁽³⁾ しかし、三井、三菱などは貝島らの案に賛成せず、彼らの案は流産する。その根拠については今後の検討に俟たなければならない。他方で三井は麻生・貝島らを誘い、いわゆる石炭プール法を実施している。⁽⁴⁾ その内容は、要するに貝島、麻生、三井が利益と損失を共同で担う方式である。しかし、その契約内容は、三井にとって有利であることが判然としている。たとえば手数料は以前の一・五ペーセントから三ペーセントに引上げられているし（第十条、純益の半分は三井物産が取得するにもかかわらず（第十一条）、損失分については、三井物産は臨時買付炭に関わる部分のみ負担（臨時買付炭がなければ損失負担はゼロになる）すればよかつた（第十二条）。したがつて契約内容作成過程において、一時は破談になりかけるほど麻生や貝島が反発したこととは当然であった。にもかかわらず彼等が妥協を強いられたのは、容赦を許さない炭況であり、彼等にしてみれば、これによつて炭価の下落に伴う多大の負債を抱え込む状況を避け得ると判然したためである。他方、三井は、この契約によつて、前貸金融による一手販売契約解消後の貝島、麻生をしっかりと抑え、筑豊地域に強固な紐帯を形造つたのである。

第57表 三井鉱山石炭採掘鉱区所有

(単位:坪)

	直営全鉱区数			地域別鉱区面積比率				関係会社鉱区面積	
	鉱区面積	指 数	全 国 比	樺 太	北 海 道	九 州 (うち三池)	鉱区面積	指 数	
1892(明治25)	17,389,772	100	* 15.5 %	—	—	100.0 %	100.0 %	—	—
93(" 26)	18,929,512	109	14.5	—	—	100.0	91.8	—	—
94(" 27)	19,081,185	110	12.7	—	—	100.0	91.1	—	—
95(" 28)	19,419,953	112	10.8	—	—	100.0	89.5	—	—
96(" 29)	20,024,949	115	10.9	—	—	100.0	86.8	—	—
97(" 30)	22,031,175	127	9.6	—	—	100.0	78.9	—	—
98(" 31)	22,218,212	128	* 8.3	—	—	100.0	78.2	—	—
99(" 32)	22,256,909	128	6.9	—	4.5	95.5	74.9	—	—
1900(" 33)	25,341,865	146	7.6	—	4.0	96.0	65.8	—	—
01(" 34)	27,254,991	157	7.0	--	3.7	96.3	62.7	—	—
02(" 35)	33,364,966	192	7.7	—	3.0	97.0	51.2	—	—
03(" 36)	36,421,303	209	8.5	—	6.3	93.7	46.9	—	—
04(" 37)	36,615,233	211	9.2	—	6.3	93.7	46.6	—	—
05(" 38)	36,609,099	211	9.1	—	6.3	93.7	46.7	—	—
06(" 39)	37,809,467	217	9.1	—	7.6	92.4	48.7	—	—

07(〃40)	49,956,793	287	11.3	—	5.7	94.3	64.8	—	—
08(〃41)	58,906,467	339	12.6	—	7.0	93.0	66.6	—	—
09(〃42)	71,519,612	411	15.2	—	9.9	90.1	67.1	—	—
10(〃43)	77,049,225	443	15.2	—	13.5	86.5	64.3	—	—
11(〃44)	78,633,099	452	15.2	—	13.7	86.3	64.1	—	—
12(大正元)	83,409,246	480	15.8	—	18.4	81.6	60.4	—	—
13(〃2)	84,430,622	486	15.6	—	19.4	80.6	59.7	1,560,598	100
14(〃3)	85,389,660	491	14.8	—	20.8	79.2	59.0	1,582,998	101
15(〃4)	86,172,388	496	14.7	—	21.5	78.5	58.5	1,632,571	105
16(〃5)	88,533,013	509	14.2	0.8	22.8	76.4	56.9	1,948,300	125
17(〃6)	89,234,760	513	14.2	0.8	23.4	75.8	56.5	1,948,300	125
18(〃7)	102,896,159	592	14.4	0.7	33.6	65.7	49.0	1,964,990	126
19(〃8)	105,191,576	605	15.4	2.6	33.1	64.3	47.9	3,200,903	205
20(〃9)	102,291,061	588	13.0	5.0	28.3	66.3	49.3	50,019,450	3,205

出所) 「鉱区面積の変遷調」、「全国及当社石炭鉱区面積累年比較表」、「石炭鉱区地域別一覧表」、「石炭鉱区各山別一覧表」(『三井鉱山五十年史稿』巻二ノ一総説)より作成(*印は『帝国統計年鑑』により補充)。

- 注) 1. 1920年に関係会社鉱区が増大するのは、太平洋炭礦会社の創立と、該会社への投資による(同年5月三井鉱山は鉄路地域の所有鉱区4,487,173坪(別保坑、香採坑)を太平洋炭礦に譲渡している)。
2. 関係会社は松島炭礦(長崎)、基隆炭礦(台北)、太平洋炭礦(鉄路)であり、「積極的にその株式の過半数を占め、或は最初より自営の意思を以て会社を創立し、自ら経営をなすこと自営事業に渝らざるもの」、したがって北炭は含まれていない(株数が過半数にみたない)。松島炭礦は1913年、基隆炭礦は1918年から投資を開始し、基隆は翌年には2倍以上の増額をして50%以上の株を所有する。
3. 該表には数値が出てこないが、1923年(大正12)以降になると台湾の鉱区所有が増大する。小数第二位未満切捨て。

かかる動きと平行して三井は、九州炭と対坑の地位に立つ北海道炭の動きを抑えるため北海道に進出を開始する。これによつて三井は、麻生、貝島らとは筑豊炭の協定を、三菱とは九州炭の協定を結び、さらに北炭に進出することによつて、ここに本格的カルテル結成へ動き出すのである。事実、一九一三年（大正二）一月以降、三井は三菱、安川、古河各社を指導して後の四社協定に連なる「石炭商売四社協調会」を設立し、「相互ニ無益ナ販売競争ヲ避ケル事」⁽⁵⁾に成功したのである。さらにこの年、三井は北炭の經營權を完全に掌握し「北海道炭モ九州炭トノ競争ノ地位ニ立チ争ヒタルコトアレトモ、是等ハ皆ナ三井ニ集リ競争スル材料少クナリタリシ事ハ、是亦今日ノ炭況ヲ見ルニ至リタルニ付注意スヘキ出来事」⁽⁶⁾と国内石炭市場の制覇を完了したのである。三井物産はこうした国内石炭市場の「安定」を背景に、この時点から東洋石炭市場の「安定」をも追求しはじめる。撫順炭の鉄道院納人に関しては日本炭と同一価格にすることを交渉して成功を収め、残る開平炭との交渉に成功すれば「撫順、開平、日本炭ノ三角同盟成立シ、東洋ノ石炭市場ヲ意ノ如ク『コントロール』シ、競争ノ為無益ノ値下ヶヲ為ス必要モナキニ至ルヘシ」と、その展望を述べている。このようにみてくると、一九一一年（明治四四）の石炭ブール制の実施、三井の北炭に対する經營權の掌握を踏まえて結成された一九一三年（大正二）の石炭販売四社協調会の成立は、石炭價格維持機構が事實上全國的規模で成立したことを意味し、日本石炭業が新たな段階に突入したことを見えてゐると言えよう。

第一の問題、すなわち前貸金融から株式所有への石炭業に対する支配様式の転換は、北炭の經營權掌握（同時に松島炭礦への投資の開始）がその第一歩であり、第一次世界大戦期にその方向性を鮮明にしていく。從来、三井物産は前貸金融ないし起業資金の貸付によつて、石炭一手販売権を獲得し、石炭業支配の重要なテコとしていた。しかし、日本資本主義の確立に伴なう諸炭坑の資本蓄積の高度化、資本市場の拡大、流通機構の発達は、前貸金融や流通支配のみでは石炭業の支配を遂行することを、もはや不可能にしていた。

たとえば、一九一八年（大正七）の第六回三井物産支店長会議においては「(a)各地方 Local Coal 取扱ヲ研究シ確實ナル根拠ヲ 坑主間ニ結ビ利害関係ヲ有スル様ニスルガ為メニハ貸金ノミ一手販売ハ薄弱ナレバ有望ナルモノニ基礎ヲ得ル様ニスルコト」⁽⁸⁾と述べ、その現状を次のように報告している。

昨年以來当社株主關係ニ依ル一手販売炭ノ増加

株主關係ニヨル一手販売ハ炭坑側ト販売側トハ其ノ利害関係ヲ共ニスルヲ以テ将来ハ此ノ種ノ一手販売炭ノ増加ノ傾向アリ、之ヲ有力ナルモノトス

大日本炭礦株式会社 当社投資額三十万円（当社ノミ）

姪ノ浜鉱業株式会社 当社投資額二十万円（当社ノミ）

基隆炭礦株式会社 当社投資額三十五万円（外ニ三井鉱山三十五万円）

台灣炭礦株式会社 当社投資額六万七二百十円（当社ノミ）

外ニ從来投資セシモノ松島炭礦株式会社（当社投資額六十拾万円、三井鉱山六十万円）及ビ大島炭礦株式会社

右ノ外三井家株主トナレルモノハ北海道炭礦汽船株式会社、石狩石炭株式会社トス

このような株式投資の増大と平行して、産業資本確立期には一旦減少した三井鉱山の鉱区所有比率（対全国比）が、再び高まつてゐる（第57表参照）。かかる資本投資・株式投資により、三井物産の取扱い石炭は、産業資本確立期とは異なり、自社炭ないし株式所有關係による一手販売炭が再び増大してゐる（第58表参照）。これらは明らかに新たな資本の集中を示すものであり、石炭産業が新たな段階に入つてゐることを改めて確認することができよう。

以上、生産と流通・販売の両側面から三井財閥における石炭業の発展構造を検討してきた。その結果、次のような特徴を確認することができた。第一に、日本産業革命期において三井鉱山、三井物産の最大の蓄積基盤が紛れもなく石炭業があり、その資本蓄積は生産と流通・販売をそれぞれ担う三井鉱山と三井物産の相互補完的関係＝有機的関係のもとに、有效地に遂行されたことである。第二に、石炭業の発展が、三池製作所や三井物産船舶部などの関連事業の発展を促

第58表 三井物産契約別取扱い高

(単位:トン)

契約種類	炭種	数量	比率%
純一手販売炭	三井鉱山所有炭	3,230,000	30.5
特種(ブル制)関係一手販売炭	貝島、麻生	1,200,000	11.2
株式関係一手販売炭	松島、北炭など	3,321,000	31.3
貸金一手販売炭	常磐炭礦、杵島炭など	1,415,000	13.3
無条件及一部一手販売炭	松浦炭、撫順炭など	672,000	6.3
臨時買付炭		769,000	7.3
合計		10,607,700	100.0

出所) 「大正七年中石炭部取扱炭一覧表」(「第六回支店長会議資料(三)大正七年」所収 物産339) より作成。

が¹、総合事業体として財閥の多角的經營を推し進めたことである。第三に、日露戦後から第一次大戦期にかけて、三井財閥の石炭業は生産機構における蒸気力から電力への転換、鉱区所有の増大、石炭業支配における前貸金融から株式所有への比重の増大などの新たな動きを開始しており、石炭業における産業資本の確立と踵を接して独占への傾斜を強めていることである。これらの特徴は、いずれも石炭業における三井の支配権を強化し、利潤の増大を目指す企業活動の所産に他ならず、それらを通じる事業相互の有機的関係が三井財閥発展のカギとなつたのである。

(1) この問題については荻野喜弘「日本石炭産業における独占の形成——販売市場の展開過程を中心に——」(西南地域史研究会編集『西南地域史研究』第一輯) 参照。三井側の史料としては「石炭諮問会議録(明治三十四年三月)」第三回参照。なお、筆者は独占の形成の問題に関しては該論文とは意見を異にする。詳しくは別稿を用意したい。

(2) 「支店長諮問会議事録(明治四十一年八月)」一三八~九ページ。

(3) この時期の筑豊坑主の動きについては松本健次郎『撫松餘韻』などを参照。

(4) 石炭ブル制の契約全文については本号『三井文庫論叢』松元宏の研究ノート資料5参照。

- (5) 「三井物産株式会社沿革史」編纂史料。
- (6) 「第二回支店長会議々事録（大正二年七月）」（物産一九八一三）四〇五ページ小林石炭部長発言。
- (7) 同右 四〇六ページ。
- (8) 「第六回支店長会議資料（三）大正七年」（物産三三九）。